

データにみる 市川市の都市基盤概要

2014



(市川市動植物園：カワウソ握手コーナー)

市川市



目 次

1-1. 位 置	2
1-2. 沿 革	3
1-3. 市域の変遷	5
1-4. 人 口	6
1-5. 産 業	9
1-6. 予 算	10
1-7. 職 員 数	12
2-1. 市川市のまちづくり	13
3-1. 都市計画	19
3-2. 道 路	23
● 都市計画道路	23
● 道路の整備	25
● 道路の管理	26
● 地籍調査	27
● 外環道路	28
3-3. 交 通	30
● 交通施設の整備（鉄道・バス・駐車場）	30
● 放置自転車対策	34
3-4. 市街地の整備	36
● 土地区画整理事業	36
● 市街地再開発事業	38
● 行徳臨海部のまちづくり	42
3-5. 水と緑・公園	47
● 水辺の環境整備	47
● 公園・緑地	50
● 動植物園	56
● 大町レクリエーションゾーン構想と概要	58
3-6. 治 水	59
3-7. 下 水 道	63
3-8. 住 宅	67
3-9. 宅地・建築	68
● 宅 地	68
● 建築の指導	71
● 公共建築物の耐震対策	75
3-10. 環境・清掃	76
● 環境の現況	76
● 地球温暖化問題への取り組み	82
● 循環型社会の構築	86
参考. 1 組 織	90
参考. 2 基本計画	92

1-1. 位置

市川市は千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相対している。

都心から 20 キロメートル圏内にあり、文教・住宅都市として発展している。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、JR 総武線・京葉線・武蔵野線、京成線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道 14 号などの幹線道路が東西方向に通っている。

地形は、北部に標高 20 メートル前後の台地があるほかは、おおむね平坦である。北部は、大野・大町の台地を中心に梨栽培などの農業が盛んで、屋敷林や斜面林などの緑も多い。中央部は、古くからの住宅地が多く、京成線に沿った菅野、八幡の帯には市の木であるクロマツが点在し、市の代表的景観を形成している。南部は、埋め立てによってできた部分が多く、高度成長期以降東西線開業を機にマンションなどの高層住宅が発達した。東京湾に面した臨海部には、湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

位置（市役所）——東経 139 度 55 分
北緯 35 度 43 分

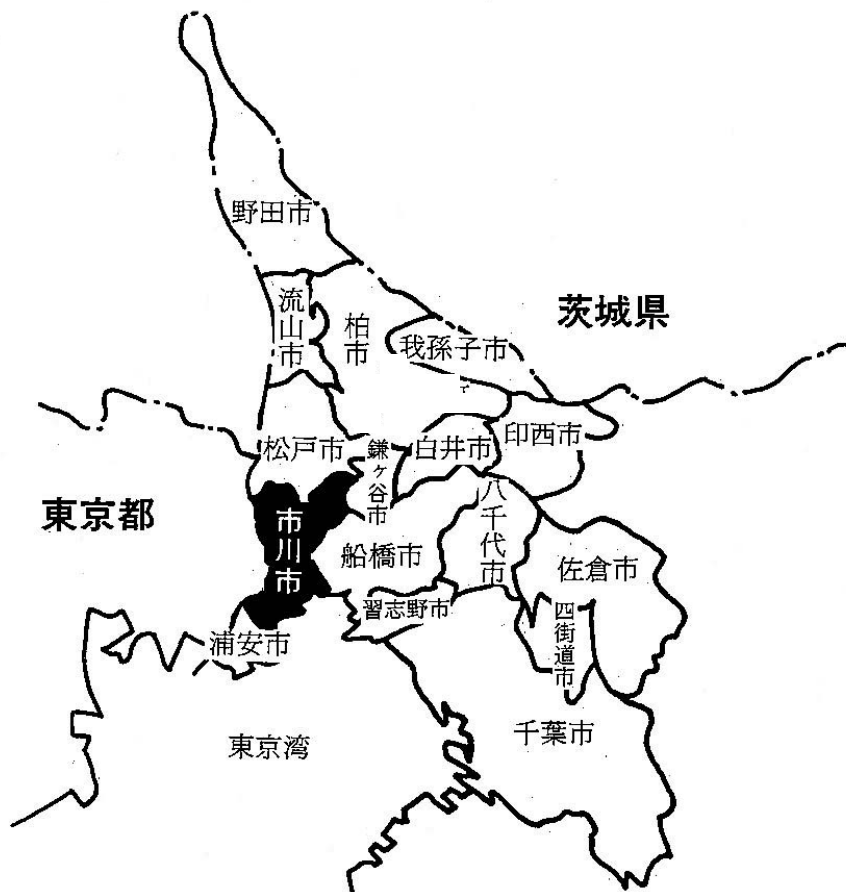
東西延長————— 8.2 km

南北延長————— 13.4 km

面積————— 56.39 km²

人口————— 470,236 人

（平成 26 年 4 月 1 日現在 ※千葉県毎月常住人口調査より）



1-2. 沿革

市川市の北部丘陵地帯には、堀之内、曾谷及び姥山貝塚をはじめとする数多くの遺跡があり、古代より人間が住みつき生活の場として栄えてきたことを物語っている。7世紀には、現在の国府台周辺に下総の国府が置かれ8世紀には、現在の国分に国分寺が建立される等、常に地方文化の中心として発展を極めてきた。

江戸時代には、幕府直轄の所領や寺社等に属したが、明治6年に千葉県在所管となり、明治22年の町村制の実施を経て、昭和9年11月3日市川町、八幡町、中山町及び国分村が合併し、千葉県では、千葉市、銚子市について3番目、全国で122番目の市制施行になった。更に、昭和24年11月3日に大柏村、30年3月31日に行徳町、31年10月1日には南行徳町を合併し市域を拡大した。昭和50年代からは、急激な人口の増加に伴い、郊外住宅都市として都市化が進んできた。また、京葉臨海工業地帯の開発計画の一環として昭和32年より順次、埋立事業を実施し、昭和61年3月までに高谷新町、二俣新町をはじめとする約439haに及ぶ土地が造成され、市域に編入された。

首都東京と隣接した本市は主要な交通軸上に位置し、また、臨海部への企業進出等により人口が急増したこともあり、首都圏及び千葉県の中核的な都市として発展を続けている。

◆まちづくり年表

年	事	項
1889	明治22年	市川町・八幡町・中山村・国分村設置
1894	27年	総武鉄道市川～佐倉間単線開通 市川駅開設
1914	大正3年	京成電気軌道押上～市川真間開通 国府台駅・真間駅開設
1915	4年	京成電気軌道市川真間～中山間開通
1918	7年	市内に電気供給開始
1921	10年	江戸川放水路完成
1923	12年	関東大震災発生
1926	昭和元年	市内にガス供給開始
1930	5年	市内に電話業務開始
1934	9年	市川町・八幡町・中山町・国分村合併市制施行（人口約41,000人）
1935	10年	国鉄 本八幡駅開設、京成 鬼越駅開設 市役所庁舎完成
1936	11年	都市計画区域指定（32,99k㎡）
1937	12年	市内に水道敷設
1938	13年	都市計画法に基づく用途地域及び風致地区の指定（国府台、八幡、法華経寺）
1940	15年	都市計画法に基づく都市計画道路の決定
1942	17年	都市計画法に基づく公園の決定
1943	18年	都市計画法に基づく空地地区の指定
1949	24年	東葛飾郡大柏村を合併 大柏出張所開設
1955	30年	東葛飾郡行徳町を合併
1956	31年	東葛飾郡南行徳町を合併、ローリングダム式行徳橋完成
1959	34年	市単独による公有水面埋立事業に着手、国鉄市川駅南口開設
1960	35年	都市計画法に基づく墓園の決定、東京～千葉有料道路（京葉道路）完成
1961	36年	公共下水道事業に着手
1966	41年	衛生処理場完成、東浜地先埋立に着手
1968	43年	県事業市川松戸有料道路開通
1969	44年	地下鉄5号線（東西線）開通、行徳駅開設、京葉港市川地区土地造成事業に着手、東京外郭環状道路（延長11.02km・幅員40m）を都市計画決定、市川市都市計画審議会設置、新都市計画法施行
1970	45年	市街化区域及び市街化調整区域決定
1972	47年	下水道終末処理場完成、市川市地方卸売市場開設、新行徳有料道路開通、国鉄総武線都市計画鉄道連続立体高架複々線完成
1973	48年	新都市計画法に基づく風致地区の指定（大町、梨風苑）、変更（国府台、八幡、法華経寺）
1974	49年	西浜清掃工場完成、人口30万人到達

（続く）

◆まちづくり年表（続き）

年	事	項
1975	50年	財団法人市川市清掃公社、市川市土地開発公社設立
1977	52年	市民憲章制定
1978	53年	一般国道357号（湾岸道路）開通、国鉄武蔵野線開通 市川大野駅開設
1979	54年	市川市総合計画（基本構想・基本計画）を策定、同第1次実施計画をスタート、真間川を総合治水対策特定河川に指定
1980	55年	市川市斎場完成、都営地下鉄10号線都市計画決定
1981	56年	東西線南行徳駅開設、江戸川流域下水道供用開始、台風24号で真間川水系が氾濫 浸水7500戸 真間川水系河川激甚災害対策特別緊急事業に着手、緑地保全地区決定
1982	57年	市川市総合計画第2次実施計画をスタート
1985	60年	人口40万人到達 雨水排水基本計画策定
1986	61年	無電柱化事業（5ヶ年計画）の実施、市川市総合計画（基本構想・総合5ヶ年計画）を策定、第一次総合5ヶ年計画をスタート、地区計画を都市計画決定（塩浜地区）、財団法人市川市緑の基金設立
1987	62年	動植物園開園
1988	63年	都市基本計画を策定、市川駅北口市街地整備としてアイアイロード完成、JR京葉線開通 市川塩浜駅・二俣新町駅開設
1989	平成元年	都営地下鉄10号線開通 本八幡駅開設、地区計画を都市計画決定（南行徳駅周辺地区）
1990	2年	市街地整備基本計画を策定、地区計画を都市計画決定（本八幡駅北口地区）、第一種市街地再開発事業を決定（本八幡C-1、D-1、D-2地区）、高度利用地区（本八幡駅北口地区）を都市計画決定
1991	3年	駐車場整備地区を都市計画決定、地区計画の都市計画決定（鬼高商業・文化拠点地区）、第二次総合5ヶ年計画スタート、北総開発鉄道京成高砂～新鎌ヶ谷間開通 大町駅・北国分駅開設
1992	4年	地区計画の都市計画決定（大町地区）、生産緑地地区の都市計画決定
1993	5年	市川駅南口第一種市街地再開発事業の決定、地区計画の都市計画決定（市川駅南口地区、柏井地区）、市川二期地区土地造成基本計画の決定（470ha）、「自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」を施行（平成5年6月）、東京外郭環状道路建設計画を受け入れ（幅員60m）、鑑賞植物園を開園
1994	6年	建設局を設置、地区計画の都市計画決定（堀之内地区・妙典地区）、クリーニンググリーン都市を宣言、市川市クリーンセンター完成、生涯学習センター（メディアパーク市川）開館
1996	8年	第三次総合5ヶ年計画をスタート、東京外郭環状道路（千葉県区間）の都市計画決定（変更）
1998	10年	保健医療福祉センター（リハビリパーク）開設
1999	11年	市川二期埋立計画縮小案提示（90ha）
2000	12年	市川市総合計画「I & 1プラン21」（基本構想・基本計画）策定、東西線 妙典駅開設、新衛生処理場完成
2001	13年	第一次総合5ヶ年計画スタート、市川二期埋立計画中止、人口45万人到達、屋上緑化補助制度開始、保存樹木協定制度開始、地区計画の都市計画決定（真間4丁目地区）
2002	14年	市川市情報プラザ完成（電子市役所開設）、「市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例」を施行、ISO14001の認証を取得（本庁舎など18施設）、行徳臨海部基本構想策定
2003	15年	都市計画マスタープラン策定、総合交通計画策定、交通バリアフリー基本構想策定、「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例」を施行、円卓会議にて三番瀬再生計画案とりまとめ
2004	16年	景観基本計画策定、大洲防災公園開園、みどりの基本計画策定、市民マナー条例施行、七中・行徳公会堂等複合施設完成（市川市初のPFI事業）、WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言、地区計画の都市計画決定（原木西浜地区）
2005	17年	市民（納税者）が選ぶ「市民活動団体支援制度」を開始、市民あま水条例（市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例）の施行
2006	18年	第二次総合3ヶ年計画スタート、市川市景観計画策定、市川市景観条例の施行、地区計画の都市計画決定（本八幡A地区）
2007	19年	クリーンセンター余熱利用施設開設
2008	20年	第3回健康都市連合総会・大会主催市として開催、第三次総合3ヶ年計画スタート 市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物（B街区）工事完了（行政サービスセンター、地域包括支援センターあんしん市川駅前、高齢者職業相談室、ヤング・ジョブ・サポートいちかわ）
2009	21年	市川駅南口地区第一種市街地再開発事業の施設建築物（A街区）工事完了（図書館、保育園、45階展望フロアー）、地区計画の都市計画決定（東京ベイ医療センター地区、菅野3丁目地区）
2010	22年	広尾防災公園開園、地区計画の都市計画決定（加藤新田地区）
2011	23年	東日本大震災により市内液状化、「市川市自転車の安全利用に関する条例」を施行、市川市景観計画の変更、「市川市景観条例」を改正



1-3. 市域の変遷

町村合併、公有水面埋立などにより市域面積は 56.39 k m² になっている。

◆市域の変遷

	面積 [k m ²]	摘 要
昭和 9 年 11 月 3 日	22.95	市制施行(市川町、八幡町、中山町、国分村が合併)
昭和 24 年 11 月 3 日	32.99	大柏村合併
昭和 30 年 3 月 31 日	45.80	行徳町合併
昭和 31 年 10 月 1 日	51.42	南行徳町合併
昭和 37 年 11 月 1 日	52.34	公有水面の埋立により高谷新町誕生
昭和 38 年 10 月 1 日	53.02	公有水面の埋立により二俣新町誕生
昭和 41 年 12 月 27 日	53.35	公有水面の埋立により千鳥町誕生
昭和 41 年 12 月 27 日	53.42	公有水面の埋立地を本行徳字東浜に編入
昭和 43 年 7 月 30 日	53.60	公有水面の埋立により高浜町誕生
昭和 43 年 7 月 30 日	53.64	公有水面の埋立地を加藤新田字沖場に編入
昭和 44 年 10 月 1 日	53.76	建設省国土地理院による境界未定地の査定に伴う誤謬訂正
昭和 45 年 11 月 6 日	53.76	公有水面の埋立地を二俣新町に編入
昭和 46 年 4 月 30 日	53.76	公有水面の埋立地を高谷新町・高浜町に編入
昭和 46 年 11 月 5 日	53.77	公有水面の埋立地を二俣新町・下新宿に編入
昭和 48 年 1 月 19 日	54.30	公有水面の埋立により塩浜 1 丁目誕生
昭和 48 年 12 月 14 日	55.26	公有水面の埋立により塩浜 2・3・4 丁目誕生
昭和 49 年 11 月 5 日	55.72	公有水面の埋立地を千鳥町・塩浜 1・3・4 丁目に編入
昭和 51 年 1 月 23 日	55.94	公有水面の埋立により東浜 1 丁目誕生
昭和 55 年 8 月 22 日	56.31	周辺の公有水面の埋立により新浜 3 丁目誕生
昭和 59 年 10 月 30 日	56.39	公有水面の埋立地を塩浜 3 丁目に編入



1-4. 人 口

●人口と世帯数

市川市の人口は、平成 25 年 9 月 30 日現在 469,572 人で、人口密度は 8,327 人／k m²、世帯数は 224,474 世帯である。

●人口の推移

年	世 帯	人 口			人口密度 (1 k m ² 当り)	世帯人員 (1 世帯当り)	性 比 (女=100)	備 考
		総 数	男	女				
大正 14 年	6,003	29,528	15,351	14,177	1,287	4.92	108.3	国勢調査
昭和 5 年	7,467	37,789	19,067	18,722	1,647	5.06	101.8	国勢調査
10 年	8,895	46,711	22,637	24,074	2,035	5.25	94	国勢調査
15 年	11,706	58,060	28,324	29,736	2,530	4.96	95.3	国勢調査
20 年	16,876	74,522	35,828	38,694	3,247	4.42	92.6	人口調査
25 年	22,199	102,506	49,675	52,831	3,107	4.62	94	国勢調査
30 年	27,559	129,700	63,598	66,102	2,832	4.71	96.2	国勢調査
35 年	37,647	157,301	78,220	79,081	3,059	4.18	98.9	国勢調査
40 年	56,549	207,988	105,731	102,257	3,923	3.68	103.4	国勢調査
45 年	77,618	261,055	132,787	128,268	4,856	3.36	103.5	国勢調査
50 年	102,678	319,291	163,179	156,112	5,730	3.11	104.5	国勢調査
55 年	127,775	364,244	184,969	179,275	6,469	2.85	103.2	国勢調査
60 年	141,437	397,822	202,454	195,368	7,055	2.81	103.6	国勢調査
平成 2 年	169,836	436,596	225,177	211,419	7,742	2.57	106.5	国勢調査
7 年	181,213	440,555	227,873	212,682	7,813	2.43	107.1	国勢調査
8 年	183,081	440,627	228,077	212,550	7,814	2.41	107.3	
9 年	185,683	441,893	228,870	213,023	7,836	2.38	107.4	
10 年	189,031	444,575	230,184	214,391	7,884	2.35	107.4	
11 年	191,932	447,335	231,551	215,784	7,933	2.33	107.3	
12 年	193,582	448,642	232,473	216,169	7,956	2.32	107.5	国勢調査
13 年	198,203	454,858	235,556	219,302	8,066	2.29	107.5	
14 年	203,210	461,603	238,796	222,807	8,186	2.27	107.2	
15 年	205,024	463,103	239,192	223,911	8,213	2.26	106.8	
16 年	206,963	464,873	240,050	224,823	8,244	2.25	106.8	
17 年	208,168	466,608	239,659	226,949	8,275	2.24	105.6	国勢調査
18 年	210,519	468,113	240,213	227,900	8,301	2.22	105.4	
19 年	213,411	470,074	241,009	229,065	8,336	2.20	105.2	
20 年	216,655	473,064	242,477	230,587	8,389	2.18	105.1	
21 年	219,184	475,751	243,836	231,915	8,437	2.17	105.1	
22 年	220,582	473,919	239,222	234,697	8,404	2.15	101.9	国勢調査
23 年	220,782	471,694	237,515	234,179	8,365	2.14	101.4	
24 年	223,126	469,273	239,062	230,211	8,322	2.10	103.8	住民基本台帳
25 年	224,474	469,572	239,106	230,466	8,327	2.09	103.7	住民基本台帳

※大正 9 年から昭和 5 年までの国勢調査人口は、昭和 9 年 11 月 3 日市制施行時の市域（市川町、八幡町、中山町、国分村）をもって合算したものを示したものである。

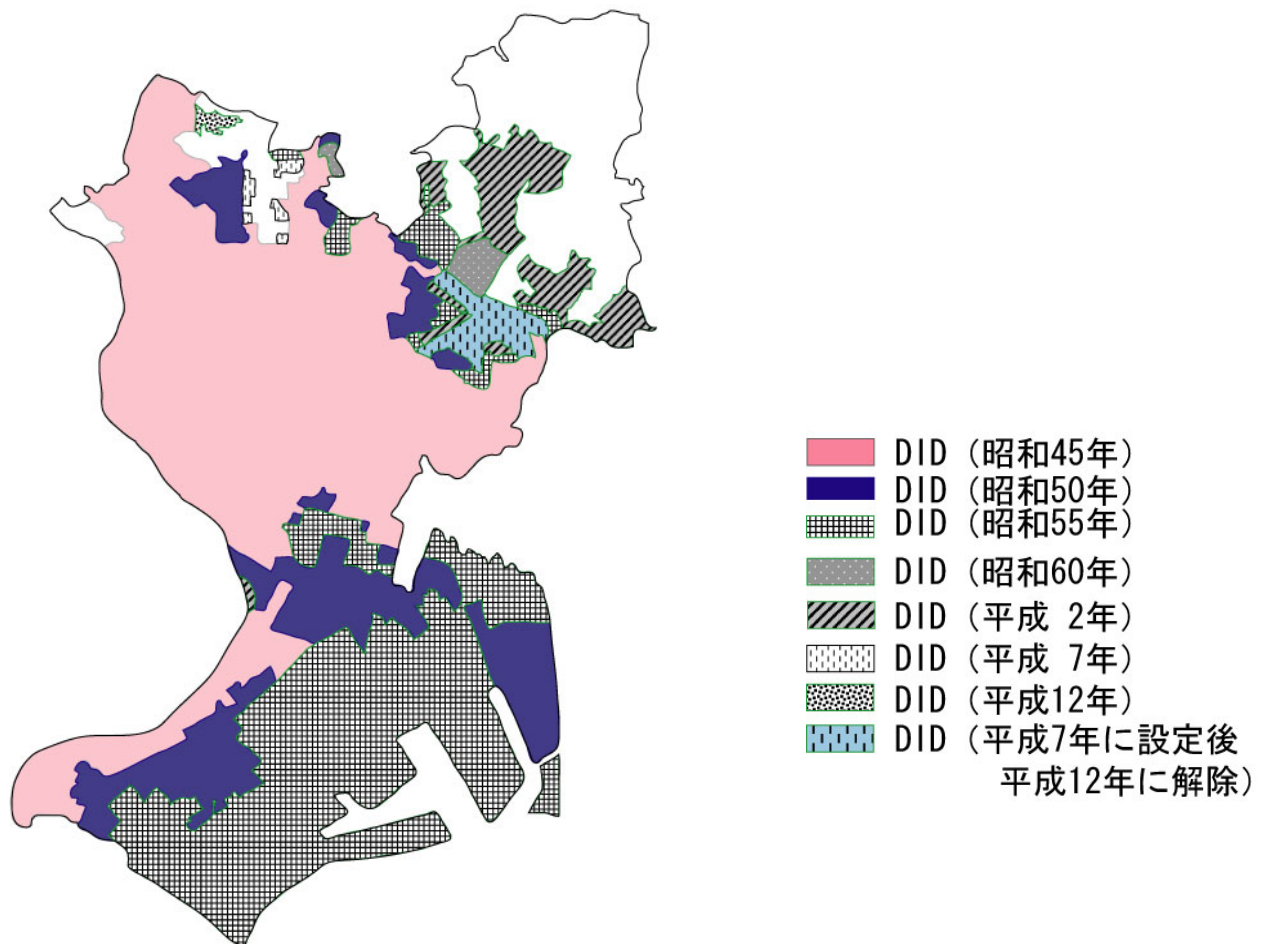
※国勢調査年以外は国勢調査の結果にその後の毎月の出生、死亡、転入、転出を加減したものである。

※平成 24・25 年は、平成 24 年 7 月 9 日に施行された住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳を用いた集計に変更したものである。なお、平成 23 年までの数値は 10 月 1 日現在である。

● D I D

DID（人口集中地区）の推移をみると、昭和40年には市域面積に対する割合が28.9%、市域人口に対する割合が82.7%だったものが、平成22年には、それぞれの割合が84.0%、97.7%を占め、面積、人口とも増加している。

(注) DIDとは、国勢調査区を基礎単位として、人口密度40人/ha以上の調査区が隣接して、5,000人以上を有する地域のこと。



◆ DID地区の推移

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口(人)	228,898	288,560	342,174	375,667	426,185	430,355	437,735	455,300	463,083
面積(k㎡)	21.9	29.4	44.1	44.4	46.8	47.5	47.6	47.4	47.4
人口密度(人/k㎡)	10,452	9,815	7,759	8,461	9,107	9,066	9,196	9,605	9,778
市域人口に対する割合(%)	87.7	90.4	93.9	94.4	97.6	97.7	97.6	97.6	97.7
市域面積に対する割合(%)	40.7	52.8	78.3	78.7	83.0	84.2	84.4	84.1	84.0

●産業別就業人口

産業別就業人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業において就業比率は減少傾向にあり、平成22年には第1次産業就業比率は0.6%、第2次産業就業比率は16.0%、第3次産業就業比率は74.6%となっている。

◆産業別就業人口の推移

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		参考 千葉県
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	
第一次産業	2,183	1.0	1,937	0.8	1,646	0.7	1,550	0.7	1,243	0.6	2.9
第二次産業	62,801	27.4	63,969	26.6	51,566	21.5	44,943	19.2	35,824	16.0	19.2
第三次産業	161,328	70.5	171,767	71.5	179,773	75.1	179,830	76.7	166,583	74.6	71.5
分類不詳	2,575	1.1	2,697	1.1	6,337	2.7	8,074	3.4	19,561	8.8	6.4
合計	228,887	100.0	240,370	100.0	239,322	100.0	234,397	100.0	223,211	100.0	100.0

●夜間人口及び昼間人口

夜間人口及び昼間人口を平成22年でみると、他市町村への通勤通学者の流出人口が、154,503人（東京都112,331人、県内他市町村34,428人、東京都を除く県外6,277人）で夜間人口（常住人口）473,919人の32.6%を占めている。一方、他市町村からの流入人口は67,685人で流出人口の方が86,818人多くこの結果、昼間人口は387,101人となっている。

※流出人口の内訳については、15才未満の通学者を含まない。

◆夜間人口及び昼間人口の推移

(各年10月1日現在)

	A夜間人口	B昼間人口	B/A%	C流入人口	D流出人口	C-D流入超過数
昭和50年	319,291	267,785	83.9	47,842	100,832	△ 52,990
昭和55年	364,244	302,295	83.0	57,356	120,389	△ 63,033
昭和60年	397,822	321,098	80.7	63,826	142,221	△ 78,395
平成2年	436,596	338,775	77.6	79,549	177,370	△ 97,821
平成7年	440,555	335,570	76.2	80,018	185,003	△ 104,985
平成12年	448,642	349,240	77.8	73,057	172,459	△ 99,402
平成17年	459,626	358,614	78.0	68,846	169,858	△ 101,012
平成22年	473,919	387,101	81.7	67,685	154,503	△ 86,818



1-5. 産 業

●農 業

都市化の影響により、農家戸数や経営耕地面積は減少傾向にあり、特に稲作は農業環境の悪化等により衰退が顕著にあらわれている。一方、千葉県内一の生産を誇る梨栽培をはじめ施設野菜など、生産性の高い都市型の農業は一貫して伸びを見せている。

◆経営耕地面積の推移 農業基本調査（平成12・17・22年は世界農林業センサスの結果）より 単位：a

年	総面積	田	樹園地	畑
8年	56,612	3,891	30,361	22,360
10年	51,943	2,900	30,000	19,043
12年	50,849	2,277	30,295	18,277
17年	41,595	1,260	28,297	12,038
22年	40,706	1,476	28,388	10,842

注：平成9年、11年の数値については、調査対象が異なるため、掲載していない。

●水産業

海苔、アサリを中心とした浅海養殖業を主とし、他に東京湾内でのカレイ、スズキ等を漁獲する小型機船底びき網及び固定式さし網漁業が営まれている。一方、内水面漁業として江戸川ではフナやウナギ等の稚魚の放流や採捕を行っている。

◆漁獲水揚量 港勢調査より

区分 年	陸 揚 量		
	魚類 (t)	貝類・その他 (t)	海苔 (t)
20年	105	353	339
21年	95	454	333
22年	60	340	289
23年	87	395	347
24年	102	535	345

●工 業

立地形態から内陸部では生活関連型の企業が軽工業を展開し、臨海部では金属・鉄鋼等の素材型企業が重厚長大型工業を展開している。中小企業が90%以上を占めている。

◆市川市の工業の動向（従業員数4人以上の事業所） 工業統計調査より

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成24年
重化学工業	事業所数 (所)	162	161	144	135	133
	従業員数 (人)	5,472	5,544	4,957	4,823	4,225
	総出荷額 (万円)	31,420,668	35,068,194	23,898,145	23,481,961	26,339,083
軽工業	事業所数 (所)	142	135	123	113	114
	従業員数 (人)	3,012	2,682	2,774	2,738	2,895
	総出荷額 (万円)	8,622,849	7,843,961	8,229,267	7,102,663	6,916,290

●商 業

店舗の経営規模は小さく、従業員4人以下の店舗が全体の6割以上を占め、物販小売業の半数は個人経営となっている。平成19年における小売業1店舗あたりの販売額は13,198万円で、県下平均を下回っている。

◆市川市の商業 商業統計調査より

	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
商店数 (店)	4,009	3,822	3,572	3,377	2,948
販売額 (万円)	73,412,492	67,527,491	63,042,875	60,812,162	62,315,974
従業員数 (人)	24,266	26,935	25,950	25,682	24,035

1-6. 予 算

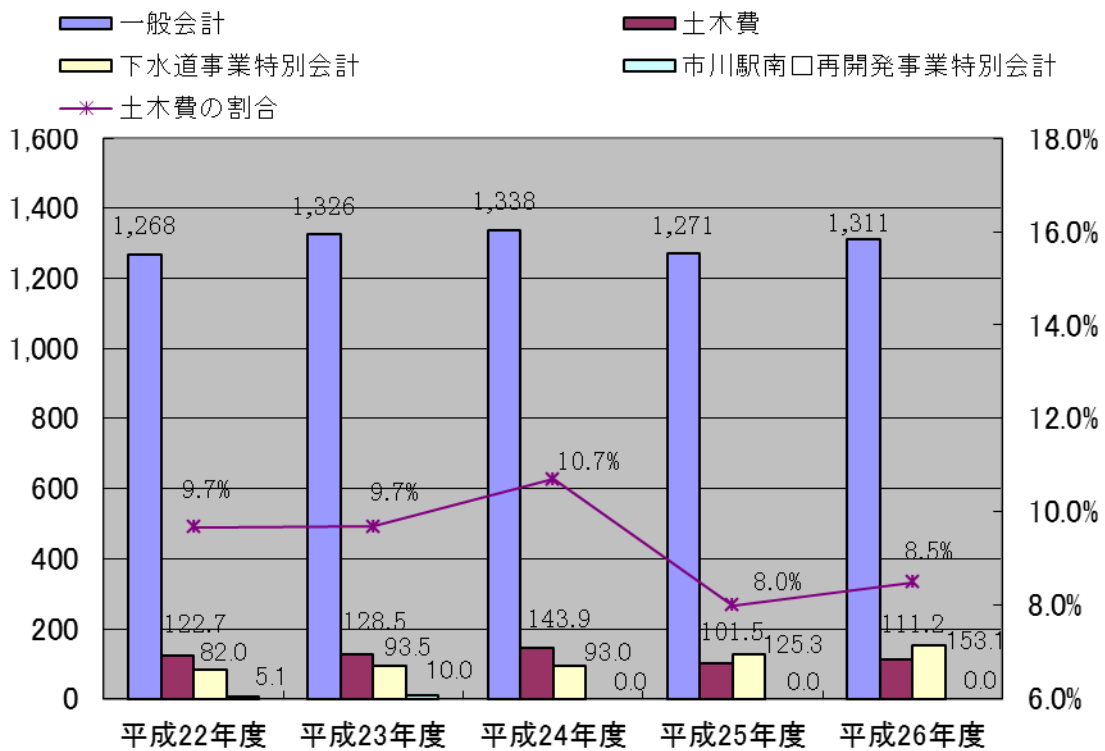
●平成26年度当初予算

本市の財政状況は、ここ数年来の市税をはじめとする歳入の伸び悩みと社会保障関係経費などの大幅な増加から悪化を続けており、また、4月からの消費税率の引き上げに伴い事業費の増加が見込まれる一方、国から交付される消費税を原資とする地方消費税交付金は微増に留まるものとなることから、市民目線に立った真に必要な事業に対して、適切な予算配分に努めた。

また、できる限り一般財源の軽減を図る目的で、国の補正予算「好循環実現のための経済対策」に対応して26年度に予定していた事業を25年度へ前倒し、年度を越えた継続性と補正予算活用のメリットを活かした予算編成とした。

平成26年度一般会計予算は、1,311億円で、前年度比3.1%・40億円増、土木費は前年度比で9.5%・9.6億円増の編成となっている。

◆当初予算の推移



※市川駅南口再開発事業特別会計は平成23年度で廃止になりました。

◆土木費の内訳

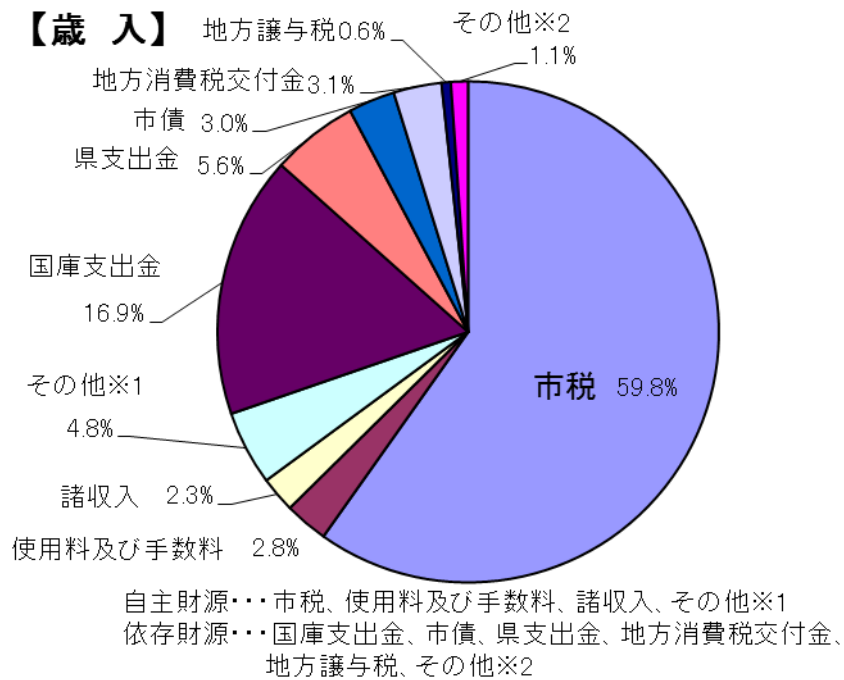
(単位: 千円)

項	平成26年度	平成25年度	比較	増減率
1. 土木管理費	1,761,852	1,745,673	16,179	0.9%
2. 道路橋りょう費	2,457,307	1,922,471	534,836	27.8%
3. 河川費	748,660	419,411	329,249	78.5%
4. 都市計画費	6,150,181	6,070,445	79,736	1.3%
計	11,118,000	10,158,000	960,000	9.5%

◆下水道事業特別会計

平成26年度	平成25年度	比較	増減率
15,311,000	12,534,000	2,777,000	22.2%

◆平成26年度一般会計



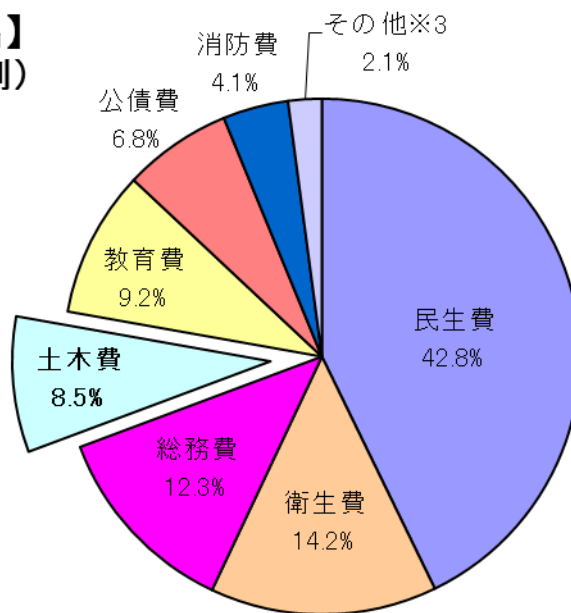
※1の内訳

繰入金 2.2%、分担金及び負担金 1.7%、繰越金 0.4%、寄附金 0.2%、財産収入 0.3%

※2の内訳

地方特例交付金 0.2%、自動車取得税交付金 0.2%、利子割交付金 0.1%、配当割交付金 0.2%、交通安全対策特別交付金 0.0%、株式等譲渡所得割交付金 0.1%、地方交付税 0.3%

**【歳出】
(目的別)**



※3の内訳

商工費 1.1%、議会費 0.6%、農林水産業費 0.2%、労働費 0.1%、予備費 0.1%、諸支出金 0.0%

1-7. 職員数

◆職員の推移

(単位：人)

	街づくり部	道路交通部	水と緑の部	※行徳支所 (うち都市基盤関連課)	環境清掃部	合計
平成22年度	95	101	134	32	211	573
平成23年度	88	101	131	32	206	558
平成24年度	83	100	134	31	200	548
平成25年度	85	102	138	23	192	540
平成26年度	120	103	135	20	190	568

※ 平成22年度は、組織改正に伴い、広尾防災公園担当室を廃止した。

※ 平成23年度は、組織改正に伴い、街づくり支援担当室を廃止し、街づくり部都市計画課内に景観担当室を設置。外環道路推進課を廃止し、地域街づくり推進課内に外環道路推進担当室を設置した。

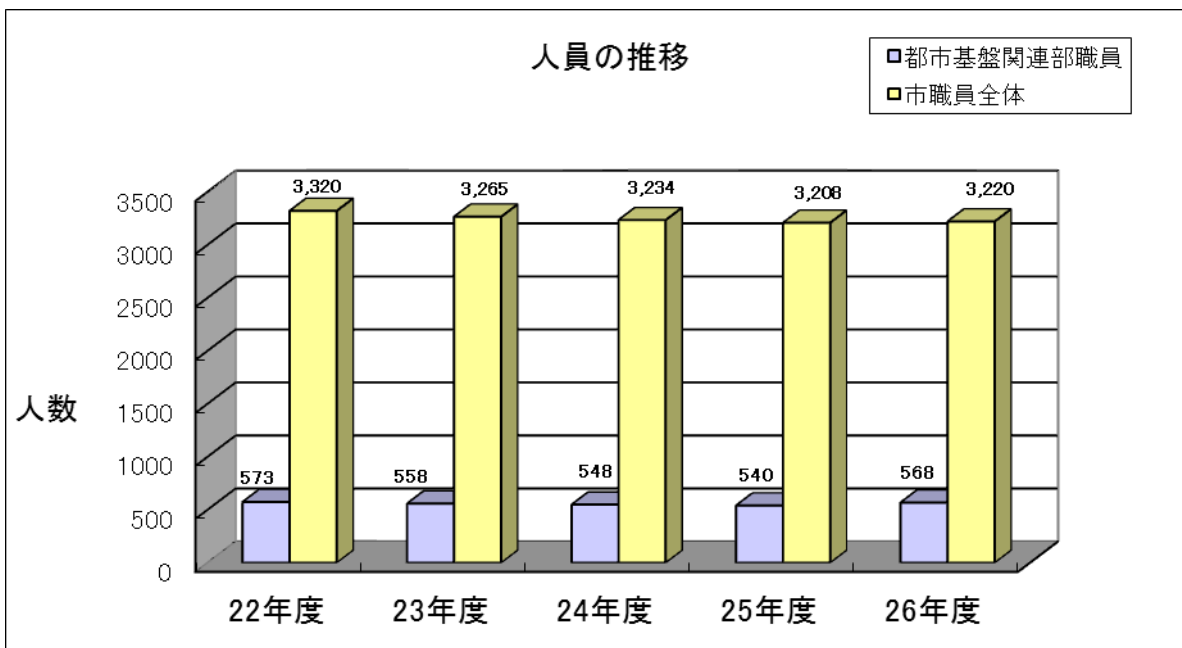
※ 平成24年度は、組織改正に伴い、市川駅南口再開発事務所および京成沿線整備担当室を廃止し、地域街づくり推進課の名称を街づくり推進課に改めた。

また、水と緑の計画課を廃止し、新たに河川・下水道計画課を設置した。

※ 平成25年度は、組織改正に伴い、街づくり部に新たに住環境整備課を設置。外環道路推進担当室の名称を外環道路推進・道の駅担当室に改めた。建築審査課と建築指導課を統合し、建築指導課とした。

また、行徳支所地域コミュニティゾーン整備担当室を廃止、環境清掃部廃棄物対策課を循環型社会推進課に統合した。

※ 平成26年度は、組織改正に伴い、街づくり部にまち並み景観整備課を設置し、設計監理課を管財部から移管。道路交通部自転車対策課を廃止し、交通計画課に駐輪・駐車施設担当室を設置。水と緑の部みどり管理課とみどり整備課を統合し、公園緑地課とした。環境清掃部清掃施設課を廃止した。



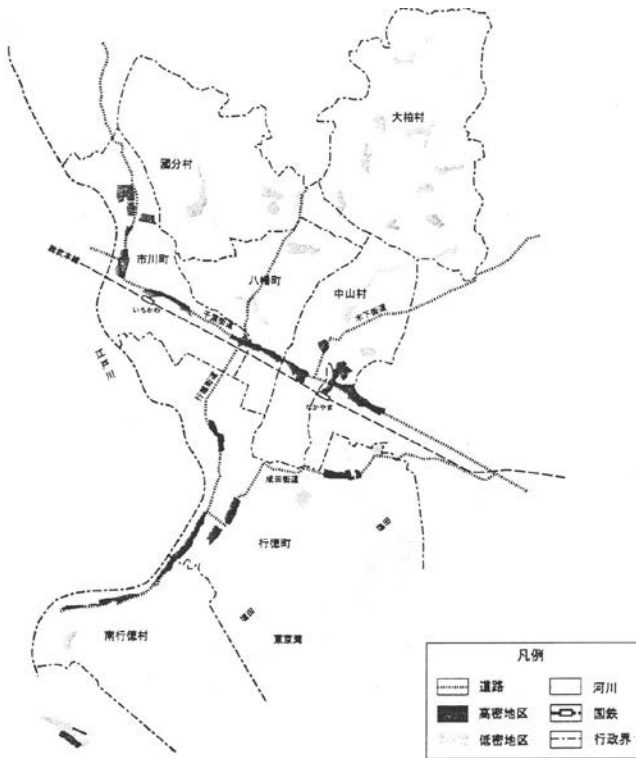
※市川市職員定数条例に基づいた、常勤の一般職の人数(育児休業取得者を除く)

2-1. 市川市のまちづくり

●都市課題の要因

○市街化の動向

①明治から戦前まで



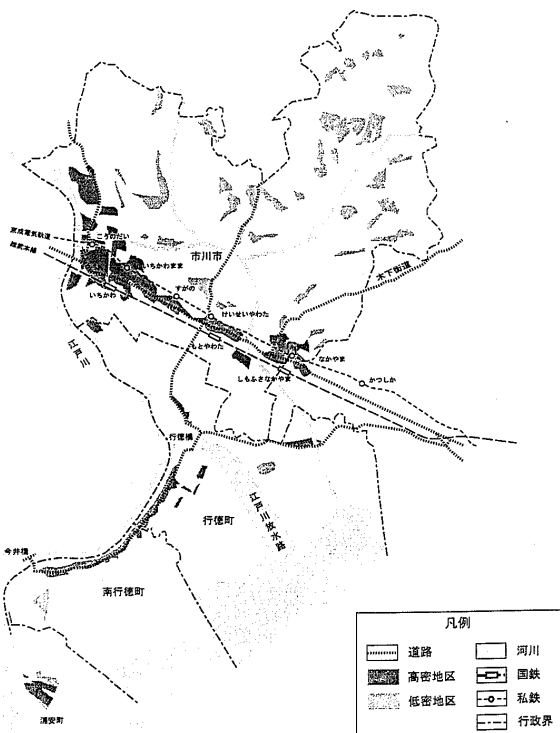
明治42年 旧版地形図（国土地理院）を基に作成

明治 42 年の旧版地形図をみると、まちの骨格となる交通路は、中央を東西に走る千葉街道（佐倉道）と行徳から成田に向かう成田街道、市川から松戸へ至る街道、中山から北東に伸びる木下街道が主要なものであった。

江戸時代から振り返ると、千葉街道の宿場であった八幡、江戸川の渡しと関所があった市川、法華経寺の門前町であった中山、塩の生産地であった行徳が主なまちであり、主要な街道筋に細長くまちの広がりがみられる。その他は農業集落が台地に点在していた。江戸川による舟運が主であり、行徳や浦安の河岸から東京への交通が便利であった。明治末期まで海岸線沿いに塩田が造られていた。

国府台では陸軍の施設が明治 18 年に移転してきて昭和 20 年まで留まり、軍隊のまちとしての性格を強くした。

②昭和 20 年代 都市化のはじまり

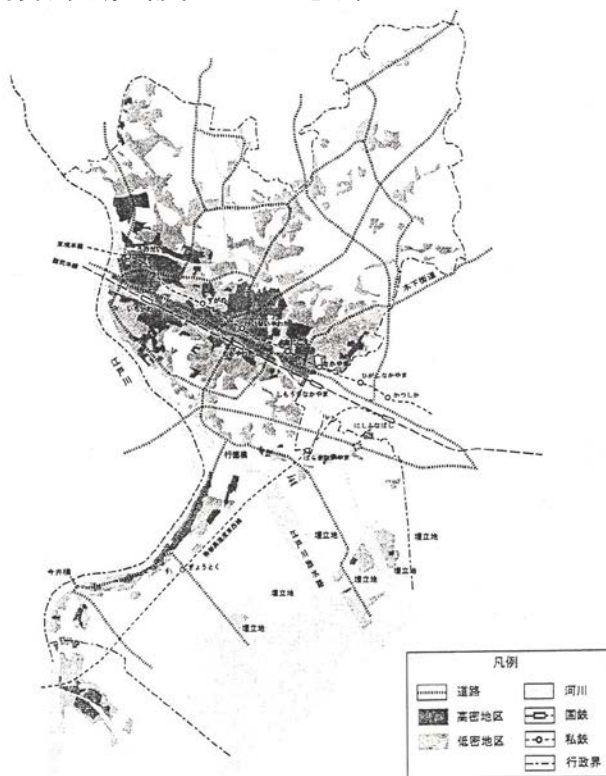


昭和27・28年 旧版地形図（国土地理院）を基に作成

京成電気軌道ができた大正 3 年頃に東京の近郊住宅化がはじまり、人口の急増が起こる。この京成電気軌道と従来からある総武本線に挟まれた千葉街道沿いに徐々にまちが広がり出してくる。行徳周辺も既存のまちを軸にその厚みを増している。しかし、総武本線と江戸川放水路に挟まれた地域は、ほとんど市街化が進んでいない。

前図と比べると、明治 43 年の利根川水系の大洪水を契機として大正 5 年から 8 年にかけて江戸川放水路が開削され、大正 11 年に分断された行徳町をつなぐ道として行徳橋が架設され、また東京都と結んだ今井橋も架設されている。

③高度成長期 都市としての急成長



昭和43年 旧版地形図 (国土地理院) を基に作成

高度経済成長期（昭和 30～48 年頃）における東京都を中心とした市街地の急激な外延化にともない、近郊住宅都市として人口が急増し、都市基盤整備がおいつかないまま急激なスプロール化により市街地が拡大した。総武本線の北側、京成本線を超えて密度の高い市街地が形成され、また、その周辺の大正時代からの耕地整理事業により水路等の整理が行われた低地部は、道路としての整備が行われずに市街地が拡大した。

土地区画整理事業が行われた行徳地域などでは道路幅員が確保されたが、その他の地域は急速に市街地が広がりだしたことから、集落を結ぶ幅の狭い道による道路網が構成される結果となった。

④現代 臨海部の開発と市街地の拡大



平成11・12年 地形図 (国土地理院) を基に作成

市街化はさらに進展し、北部の台地部や谷津の細長い低地部、南部の原木や高谷まで広がっている。特に行徳地区の土地区画整理事業による宅地化が著しい。また、塩浜、新浜の埋立が完了し、現在の海岸線が形成されている。

武蔵野線・京葉線・都営新宿線・北総線の4路線が整備され、JR総武本線・京成本線・東西線と併せて、市街地は飛躍的に拡大した。しかし、市街地に必要な道路、公園などの都市基盤整備は十分に追いつかない状況となっている。

○地勢特性

- ・東京（江戸）の外縁都市として強い影響を受けながらまちが形成されてきた。
- ・狭い道路に沿って屋敷町が形成されてきたが、近年相続のため分割開発され屋敷林も減少している。
- ・都心から近距離にあることから地価が高く公共用地の取得が容易でない。
- ・市民の多くが市外からの転入なので地域意識が薄く、駅前の悪質な放置自転車にみられるように身近な住環境の課題以外、市民の連帯感・協働意識が薄い。
- ・幹線道路、鉄道は、市を東西に設置されたため南北交通体系が弱い都市構造となっている。
- ・通過交通が多いため市内幹線道路は渋滞が慢性化し、生活道路まで車両が進入している。

○人口流入の社会現象

・市の政策に関わらず今まで3回の急激な人口流入があり、都市基盤の整備が間に合わないままに市街化が進んでしまい、狭隘道路の密集市街地が形成された地区もある。

関東大震災（大正12年 避難者約2万人 3,500人が定住）

第二次世界大戦の疎開（昭和20年 約4,800人増加）

首都一極集中（昭和40年から60年まで20年間で約19万人増加、人口40万人となる）

○東京外かく環状道路建設受け入れまでの都市基盤整備の遅れ

- ・外環道路が昭和44年5月に都市計画決定されたが、計画が高架構造であったことなどから、市としては環境問題を懸念し、反対運動を展開しながら国に対し再検討を求めてきた。昭和62年に国から再検討案が示され、市川市は直ちに検討に入り、平成5年に受け入れを決定した。
- ・この間約25年間、まちづくりの骨格となる外環道路計画が明確にされなかったため将来都市構造も明らかにすることができず、社会状況の変化に対応した幹線道路整備や再開発等の計画的なまちづくり事業に多大な影響を及ぼし、適切な土地利用の規制誘導が十分行われずにきた。

●まちづくりの方向

○市川市総合計画

①基本構想（平成13年4月制定）

・「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念として、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていく。

目標年度・・・21世紀の第一四半期（概ね2025年）

想定人口・・・485,000人

将来都市像・・・「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」
（まちづくりの基本目標）

- 1) 真の豊かさを感じるまち
- 2) 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3) 安全で快適な魅力あるまち
- 4) 人と自然が共生するまち
- 5) 市民と行政がともに築くまち

②基本計画（平成13年4月制定）

・「基本構想」の将来都市像の実現に向けて、これからの10年間で取り組む施策を示す。

計画期間・・・平成13年（2001）年度～平成22（2010）年度

想定人口・・・474,000人

リーディングプラン（重点的、積極的に進めるべき施策）

- 1) 安心・安全のまちプラン（災害に強く安全に暮らせるまちをつくる）
防災公園整備、耐震補強、内水排水施設整備、江戸川堤防整備
- 2) 人にやさしいまちプラン（誰もが安心して生活できる環境をつくる）
人にやさしい道づくり、電線地中化、駅バリアフリー化、街路灯
- 3) 緑と水辺の再生プラン（緑の再生と水辺空間の活用のために）
水と緑のネットワーク化推進、小川再生、水辺プラザ整備

③第二次3ヵ年計画（平成18年度～平成20年度）

- ・基本計画に掲げる施策の体系に基づき計画期間内に優先的、重点的に実施する都市基盤に係る事業。

計画人口・・・472,000人

（安全で快適な魅力あるまち）

- 安全で安心して暮らせるまちをつくります。
広尾防災公園整備事業、常夜灯周辺地区整備事業、都市基盤河川改修事業(大柏川)、浸水対策事業
- 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます。
交通バリアフリー推進事業、人にやさしい道づくり重点地区整備事業、都市計画道路3・4・18号整備事業、市川駅南口再開発事業区域周辺道路整備事業(都市計画3・5・33号)、総合交通計画実施事業、京成本線立体化事業、レンタサイクル事業、公共下水道整備事業(汚水)
- 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります。
塩浜地区整備事業、本八幡駅北口地区再開発事業(A地区)、本八幡B地区優良建築物等整備事業、市川駅南口地区第一種市街地再開発事業、都市景観形成事業
- 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります。
小塚山公園整備事業、北西部水と緑の回廊サイン整備事業、水辺プラザ整備事業

④第三次3ヵ年計画（平成20年度～平成22年度）

- ・基本計画に掲げる施策の体系に基づき計画期間内に優先的、重点的に実施する都市基盤に係る事業。

計画人口（平成22年）・・・476,000人

（安全で快適な魅力あるまち）

- 安全で安心して暮らせるまちをつくります。
広尾防災公園整備事業、耐震診断助成事業、急傾斜地崩壊対策事業、常夜灯周辺地区整備事業、都市基盤河川改修事業（大柏川）、浸水対策事業、
- 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます。
交通バリアフリー推進事業、人にやさしい道づくり重点地区整備事業、都市計画道路3・4・18号整備事業、市川駅南口再開発事業区域周辺道路整備事業(都市計画道路3・5・33号)、総合交通計画実施事業、京成本線立体化事業、レンタサイクル事業、公共下水道整備事業(汚水)
- 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります。
塩浜地区整備事業、地域コミュニティゾーン整備事業、本八幡駅北口地区再開発事業(A地区)、本八幡B地区優良建築物等整備事業、市川駅南口地区第一種市街地再開発事業、都市景観形成事業
- 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります。
小塚山公園整備拡充事業、国府台緑地整備事業、南行徳水辺の周回路計画

⑤第二次基本計画（平成 23 年 4 月制定）

- ・「基本構想」の将来都市像の実現に向けて、これからの 10 年間で取り組む施策を示す。

計 画 期 間・・・平成 23 年（2011）年度～平成 32（2020）年度

想 定 人 口・・・472,000 人

いちかわ いろいろアプローチ（第一次基本計画で設定された「リーディングプラン」継承する形で、10 の視点を意識した「いちかわらしい」施策を展開）

- 1) 環境の保全・創造の視点
- 2) 安心・安全の向上の視点
- 3) ユニバーサルデザインの推進の視点
- 4) 健康の増進の視点
- 5) 文化の振興の視点
- 6) 子育ての支援の視点
- 7) 教育の振興の視点
- 8) 協働の推進の視点
- 9) 地域経済の活性化の視点
- 10) ICT の利活用の視点

⑥第一次実施計画（平成 23 度～平成 25 年度）

- ・第二次基本計画に掲げる施策の体系に基づき計画期間内に優先的、重点的に実施する都市基盤に係る事業。

（安全で快適な魅力あるまち）

- 安全で安心して暮らせるまちをつくります。

都市基盤河川改修事業、排水路整備事業、排水施設整備事業、まごころ道路整備事業、狭あい道路対策事業、橋りょう補修事業、交通安全施設整備事業、自転車安全利用啓発事業

- 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます。

人にやさしい道づくり重点地区整備事業、都市計画道路 3・4・18 号整備事業、京成本線立体化事業、電線類地中化事業、駐輪場整備事業、コミュニティバス運行事業、道路台帳デジタル化整備事業、下水道事業特別会計、耐震診断・改修助成事業、住宅防災リフォーム推進事業、本八幡北口 A 地区市街地再開発事業

- 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります。

塩浜地区整備事業、中山参道地区街なみ環境整備事業、都市景観形成事業

（人と自然が共生するまち）

- 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります。

国府台緑地整備事業、小塚山公園整備拡充事業、ガーデニング・シティいちかわ、水と緑の回廊事業、三番瀬保全再生事業、国分川調節池上部活用事業

○市川市都市計画マスタープラン（平成16年3月策定）

- ・市川市総合計画に掲げる将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまちいちかわ」を実現させていくための、都市づくり部門の総合的な指針となるもの。

（都市づくりの目標）

- 活力・住みやすさを持つバランスの取れた魅力ある都市づくり
- 歴史・文化・自然を活かし潤いと安らぎのある都市づくり
- 都市基盤が整い安全に安心して暮らせる都市づくり
- 都市活動や日常生活を支える交通環境の充実した快適な都市づくり
- 市民・事業者、行政の協働によるまちづくり

○その他の関連計画

- ・市民の多様なニーズと都市課題に対応するためのまちづくりの整備計画を策定している。
 - 行徳臨海部基本構想（平成14年12月策定）
 - 住宅マスタープラン（平成15年3月策定）
 - 市川市交通バリアフリー基本構想（平成15年10月策定）
 - 総合交通計画（平成16年3月策定）
 - 防災まちづくり計画（平成16年3月策定。市川市地域防災計画に位置付け）
 - みどりの基本計画（平成16年3月策定）
 - 景観基本計画（平成16年5月策定）
 - 塩浜地区まちづくり基本計画（平成17年8月策定）



3-1. 都市計画

市川市では昭和 9 年 11 月に市制が施行され、昭和 11 年 3 月には都市計画区域として指定された。昭和 13 年 10 月には用途地域、風致地区が指定され、その後、防火地域、高度地区、高度利用地区、地区計画、生産緑地地区等の指定がなされた。都市施設としては、道路、公園、墓園、下水道、市場、ごみ焼却場、火葬場、駐車場、都市高速鉄道等が都市計画決定されている。

なお、昭和 45 年 7 月には市街化区域、市街化調整区域の最初の区域区分（線引き）がなされ、その後、平成 19 年 2 月の変更まで 6 回の線引き見直しが行われている。

◆主な都市計画決定一覧表

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		[H16. 3. 16]/(H19. 2. 23) (千葉県告示第 132 号)
都市再開発の方針		[H19. 2. 23] (千葉県告示第 167 号)
区域区分	5, 639 h a	[S45. 7. 31]/(H19. 2. 23) (千葉県告示第 144 号)
市街化区域	3, 984 h a	(70. 7%)
市街化調整区域	1, 655 h a	(29. 3%)
用途地域	3, 984 h a	[S48. 12. 25]/(H24. 3. 30) (千葉県告示第 243 号)
第 1 種低層住居専用地域	1, 408 h a	(35. 3%)
第 2 種低層住居専用地域	28 h a	(0. 7%)
第 1 種中高層住居専用地域	503 h a	(12. 6%)
第 2 種中高層住居専用地域	206 h a	(5. 2%)
第 1 種住居地域	889 h a	(22. 3%)
第 2 種住居地域	28 h a	(0. 7%)
準住居地域	0 h a	(0. 0%)
近隣商業地域	117 h a	(2. 9%)
商業地域	69 h a	(1. 7%)
準工業地域	125 h a	(3. 1%)
工業地域	216 h a	(5. 4%)
工業専用地域	395 h a	(9. 9%)
高度地区	1, 820 h a	[S48. 12. 25]/(H24. 3. 30) [市川市告示第 84 号]
第 1 種高度地区	1, 034 h a	(26. 0%)
第 2 種高度地区	786 h a	(19. 7%)
高度利用地区	5. 4 h a	[H2. 3. 27]/(H18. 3. 17) [市川市告示第 58 号]
本八幡駅北口地区	1. 4 h a	[市川市告示第 44 号]
本八幡 A 地区	1. 4 h a	[市川市告示第 58 号]
市川駅南口 A 地区	1. 3 h a	[市川市告示第 22 号]
市川駅南口 B 地区	1. 3 h a	[市川市告示第 22 号]
防火・準防火地域	191 h a	[S48. 12. 25]/(H18. 3. 17) [市川市告示第 59 号]
防火地域	58 h a	(1. 4%)
準防火地域	133 h a	(3. 3%)

◆都市計画決定一覧表（その2）

地区計画（15地区）		160.8ha	
塩浜地区	[S61. 9.19] (H11. 8.27)	3.2ha	市川市告示第 129号
南行徳駅周辺地区	[H 1. 8.18] (H 8.10. 1)	9.2ha	市川市告示第 161号
本八幡駅北口地区	[H 2. 3.27] (H 8.10. 1)	1.4ha	市川市告示第 162号
鬼高商業・文化拠点地区	[H 3. 3.26] (H11. 8.27)	13.3ha	市川市告示第 130号
大町地区	[H 4. 5.22] (H 8.10. 1)	2.6ha	市川市告示第 159号
市川駅南口地区	[H 5. 3. 9] (H 8.10. 1)	2.6ha	市川市告示第 158号
柏井地区	[H 5.11.26] (H 8.10. 1)	19.6ha	市川市告示第 157号
堀之内地区	[H 6. 4.15] (H11. 8.27)	25.1ha	市川市告示第 131号
妙典地区	[H 6.12. 2] (H11. 8.27)	50.8ha	市川市告示第 132号
真間4丁目地区 住宅地高度利用	[H 13.7. 6]	1.8ha	市川市告示第 104号
原木西浜地区	[H16. 3. 9] (H17. 12.9)	14.7ha	市川市告示第 258号
本八幡A地区	[H18. 5. 2]	1.4ha	市川市告示第 144号
東京ベイ医療センター地区	[H21. 8.14]	0.2ha	市川市告示第 252号
菅野3丁目地区	[H21.10.23]	4.3ha	市川市告示第 315号
加藤新田地区	[H22.11.30] (H24.3.30)	10.6ha	市川市告示第 83号
市街地再開発（5地区）		5.1ha	
本八幡駅北口地区	C-1地区	0.4ha	[H2.3.27] 千葉県告示268号
本八幡駅北口地区	D-1地区	0.3ha	[H2.3.27]/(H8.3.8) 市川市告示33号
本八幡駅北口地区	D-2地区	0.4ha	[H2.3.27]/(H11.3.12) 市川市告示39号
市川駅南口地区		2.6ha	[H5.3.9]/(H15.2.28) 市川市告示27号
本八幡A地区		1.4ha	[H18.3.17] 市川市告示57号

●都市計画マスタープラン

「市川市都市計画マスタープラン」は、「市川市総合計画」、「整備、開発及び保全の方針」に即した、概ね20年後（目標年次平成37年）の都市づくりビジョンである。

市民との協働により策定する総合的なまちづくりの方針となるもので、本市全域を対象とした「全体構想」、生活に密着した「地域別構想」、そしてこれらの構想を実現していくための考え方を示した「まちづくりの推進方策」で構成している。

平成12年度より策定作業が開始され、本市のまちづくりの変遷や課題、地域の現状や特徴をまとめた「まちのデータ集」や「地域別ハンドブック」を作成し、また電子会議室の開設や市民モニター（約120名）の募集などにより、多くの市民参加を求めて、まちづくりの現状や課題を把握してきた。

平成14年度からは学識経験者を含む市民主体の「策定調整委員会」と地域住民を主体とした4地域毎の「地域別市民懇談会」を開催し、全体及び地域の将来像と目標を定め、まちづくりの整備方針を検討するとともに、広報特集号やホームページ等により、広く市民の意見を収集しながら案の作成を進め、平成16年1月の市川市都市計画審議会に諮問し答申を得て、同年3月末日に同プランを策定した。

今後は、同プランに即した地域の特性を活かしたまちづくりに市民・事業者と行政が協働で取り組み、推進を図る。

●景観基本計画

「市川市景観基本計画」は、自然や歴史など本市の特性を生かした快適な都市づくりの実現を目指し、長期的な視点から市民・事業者・市が協働で進める都市景観を重視したまちづくりの指針となるものである。本市は、策定委員会を中心に多数の市民参加により平成16年5月「市川市景観基本計画」を策定し、積極的に景観まちづくりを推進するため、景観法に基づき平成17年1月景観行政団体となった。

なお、本計画は、本市景観形成に関するマスタープランに位置付けている。

●景観計画

景観法（平成16年法律第110号）に基づき、景観行政団体が定める良好な景観形成に関する計画で、平成18年7月より施行、平成23年12月に一部改正を行った。

「市川市景観基本計画」に定める基本目標の実現を目的としており、市全域を対象としている。共通方針、及び地域の特徴的な景観要素を生かしたゾーン別方針を示すとともに、行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めている。また、まち並みの景観に影響を与える可能性のある中・大規模な建築行為等を対象に届出を義務付けている。

●景観協定

景観協定とは、景観法に基づき、一団の土地において、土地所有者等の全員の合意により、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、用途などの基準や緑化に関する事項、屋外広告物の基準など、良好な景観の形成に関して締結する協定のことである。

◆市内の景観協定

平成26年4月28日現在

名称	協定区域	制限の概要	有効期間
市川市中国分三丁目 景観協定	市川市中国分 三丁目 282 番 2 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ○区域をAゾーン及びBゾーンに区分する ○用途はAゾーンにおいては一戸建て専用住宅等とし、Bゾーンにおいては店舗とする ○容積率は120%以下とする ○建ぺい率は60%以下とする ○外壁及び屋根の色彩については色彩誘導基準を設定する ○その他 	認可日 (H22. 11. 16) 公告日 (H22. 11. 17) 公告日から廃止されるまで
若宮二丁目 景観協定	市川市若宮 二丁目 417 番 18 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ○用途は一戸建ての住宅とする ○外観及び屋根の色彩については色彩基準を設定する ○道路と敷地の間には原則として塀を設定しない ○敷地内の空地及び沿道については緑化及び花植えに努める ○駐車場の形態については景観及び環境に配慮する ○その他 	認可日 (H26. 4. 25) 公告日 (H26. 4. 28) 効力が生じた日から 廃止されるまで

●届出・申請・許可等件数

◆地区計画行為届出等件数

平成 26 年 4 月 1 日現在

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
届出件数	39	33	22	36	21
適合通知件数	39	31	22	35	21

◆都市計画法 53 条申請・許可件数

平成 26 年 4 月 1 日現在

年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
申請件数		36	58	36	34	65	
件 数 内 訳	許 可	都市計画道路	35	53	32	31	59
		都市高速鉄道	0	5	3	1	4
		市街地開発事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	1	1	1
		計	35	58	36	33	64
	不許可	都市計画道路	0	0	0	0	0
		都市高速鉄道	0	0	0	0	0
		市街地開発事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
取り下げ		1	0	0	1	1	

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
○53 条許可申請に係るその他届出					
取り止め	2	5	1	0	3
○都市計画法第 53 条第 2 項に基づく協議					
同 意	0	0	0	0	0
○53 条に関する証明書の交付					
証 明	0	0	0	0	0

◆都市計画施設計画確認書届出件数

平成 26 年 4 月 1 日現在

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件 数	21	31	33	29	33

◆景観に関する事前協議件数及び景観法届出等件数

平成 26 年 4 月 1 日現在

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事前協議件数	93	115	111	150	131
届 出 件 数	17	43	104	168	169
通 知 件 数	0	0	6	10	7

※届出件数及び通知件数は、変更分も含む。

3-2. 道 路

市川市の道路は、国道 4 路線、県道 11 路線、市道 3,021 路線の合計 3,036 路線で、総距離（実延長）約 784km となっている。

◆国・県・市道路線別調書（平成 25 年度）

平成 26 年 4 月 1 日

区 分		実延長 (m)	路線数または 幅員	面積(道路敷) (㎡)	舗装率 (%)	
市 道	1 級 幹 線 道 路	96,043	66 路線	1,097,658	99.9	
	2 級 幹 線 道 路	59,503	59 路線	479,841	100	
	一 般	572,228	2,896 路線	3,127,046	99.5	
	小 計	727,774	3,021 路線	4,704,545	99.6	
国 道	1 4 号	千 葉 街 道	4,738	11.8~38.0m	92,165	100
		京 葉 道 路	4,100	21.0m	86,100	100
	3 5 7 号 (高速湾岸線含む)		5,970	100.0m	597,000	100
	4 6 4 号		2,361	7.6~13.3m	26,405	100
	小 計		17,169	4 路線	801,670	100
県 道	主 要	1 市川松戸線	2,594	9.9~28.9m	48,091	100
		6 市川浦安線	11,663	6.0~30.7m	222,260	100
		9 船橋松戸線	4,325	3.9~18.6m	42,947	100
		50 東京市川線	715	20.5~38.5m	26,322	100
		51 市川柏線	3,000	6.4~15.2m	31,646	100
		59 市川印西線	2,259	6.0~12.4m	26,275	100
	一 般	179 船橋行徳線	2,844	5.7~20.0m	26,716	100
		180 松戸原木線	3,121	7.8~26.0m	43,714	100
		202 本八幡停車場線	124	18.0m	2,455	100
		264 高塚新田市川線	3,629	5.6~23.3m	30,065	100
		283 若宮西船市川線	4,933	10.8~20.0m	83,691	100
市松有料 (松戸原木線に含まれる)		3,050	7.8~26.0m	42,198	100	
小 計		39,207	11 路線	584,182	100	
合 計		784,150	3,036 路線	6,090,397	...	

注：国・県道の数値は平成 8 年 3 月 31 日現在

道路敷面積は法面を含む面積である。

市松有料とは、旧市川松戸有料道路のこと。現在は無料となっている。

●都市計画道路

都市計画道路は、都市構造の骨格を形成するとともに、日常生活や産業活動のための交通機能、都市の発展を誘導する市街地形成機能、公共公益施設の収容及び良好な住環境を形成する等の空間機能などを有している。都市計画道路網は、幹線道路として機能している国道及び主要地方道をベースに有機的に連絡するように道路が配置され、全体として格子状の道路パターンを形成している。また、広域通過交通と地域内交通との分割を図り、効率よい交通ネットワークの実現に向け、事業の推進を図っている。

現在、市川市の都市計画道路は 40 路線、延長 117.54 km が都市計画決定されているが、現在の整備率は約 43% (約 50km) という状況である。

都市計画道路一覧表

番号	名称 路線名 (主):主要地方道 (県):県道	位置		幅員(m)	整備状況				整備率 %	備考
		起点	終点		総延長 約(m)	整備済 約(m)	概成済 約(m)	未整備 約(m)		
1・2・1	高速湾岸線	塩浜3丁目	高谷	30.0	4400	4400			100.0	
1・2・2	高速外かく環状線	北国分1丁目	高谷	35.1	9690			9690	0.0	事業中(国)
3・5・1	南八幡八幡線 (主)市川浦安線(一部)	南八幡5丁目	八幡3丁目	14.0	830	320	500	10	38.6	
3・1・2	東京湾岸道路市川線 国道357号	塩浜3丁目	二俣	100.0	5970	5670	300		95.0	事業中(国)
3・1・3	外かく環状線 国道298号	北国分1丁目	田尻	60.0	10110			10110	0.0	事業中(国)
3・1・4	稲越国府台線	稲越町	国府台5丁目	40.0	2800			2800	0.0	
3・1・5	大町線 「北千葉道路」	大町	大町	40.0	2350			2350	0.0	
3・1・6	京葉港線	二俣	二俣新町	40.0	1860	1860			100.0	
3・2・7	高谷新町海岸線	田尻	高谷新町	30.0	1700		1220	480	0.0	
3・2・8	南行徳海岸線 (主)東京市川線(一部)	相之川1丁目	塩浜4丁目	30.0	3310	3310			100.0	
3・3・9	柏井大町線	柏井町1丁目	大町	22.0	4400			4400	0.0	事業中(県)
3・4・10	国府台須和田線	国府台1丁目	須和田1丁目	21.0	1580			1580	0.0	
3・4・11	市川駅前線	市川1丁目	真間5丁目	20.0	1500	60		1440	4.0	
3・4・12	北国分線	北国分町	北国分町	20.0	930	570		360	61.3	
3・4・13	二俣高谷線	二俣1丁目	高谷	20.0	1660	300		1360	18.1	
3・4・14	大洲平田線	大洲2丁目	平田4丁目	20.0	900			900	0.0	
3・4・15	本八幡駅前線 (主)市川柏線(一部)、	八幡2丁目	大野町3丁目	18.0	5300	230		5070	4.3	事業中(県)
3・4・16	船橋松戸線 (県)松戸原木線「旧市松有料」(一部)	若宮3丁目	大野町1丁目	18.0	2800		1300	1500	0.0	
3・4・17	富浜塩焼線	富浜2丁目	塩焼2丁目	18.0	810	810			100.0	
3・4・18	浦安鎌ヶ谷線 (主)市川浦安線(一部)	新井2丁目	大野町4丁目	18.0	11780	10030	170	1580	85.1	事業中(市)
3・4・19	市川二俣線 (県)若宮西船市川線「産業道路」	市川2丁目	二俣1丁目	16.0	6080	5200	450	430	85.5	
3・4・20	市川松戸線 (主)市川松戸線	市川2丁目	国府台5丁目	16.0	3050	820	850	1380	26.9	
3・4・21	市川船橋線 国道14号	市川2丁目	高石神	16.0	4100	850	3250		20.7	事業中(県) (外かん道路西側)
3・4・22	二俣二俣新町線	二俣	二俣新町	16.0	1160	1080		80	93.1	
3・4・23	田尻二俣線	田尻5丁目	二俣	16.0	3140	1460		1680	46.5	
3・4・24	塩焼南行徳線	下妙典	南行徳3丁目	16.0	3700	3700			100.0	
3・4・25	湊海岸線 (主)市川浦安線(一部)	湊	塩浜1丁目	16.0	2730	1850	560	320	67.8	
3・5・26	鬼高若宮線 (主)市川印西線「木下街道」(一部)	鬼高3丁目	若宮3丁目	15.0	3180			3180	0.0	事業中(県)
3・5・27	本八幡駅南口線	南八幡4丁目	南八幡4丁目	15.0	490		490		0.0	
3・5・28	国分下貝塚線 (県)高塚新田市川線	国分5丁目	下貝塚1丁目	12.0	1690		730	960	0.0	
3・6・29	市川大洲線	市川1丁目	市川南2丁目	11.0	900	500	400		55.6	
3・6・30	市川菅野線	市川3丁目	東菅野2丁目	11.0	2750	2450		300	89.1	
3・6・31	菅野若宮線	菅野3丁目	若宮2丁目	11.0	3700	2670		1030	72.2	
3・6・32	市川鬼高線	市川南3丁目	鬼高3丁目	11.0	3900		800	3100	0.0	
3・5・33	市川駅南口線	市川南1丁目	市川南1丁目	14.0	200	140	60		70.0	
3・4・34	新行徳駅前線	塩浜3丁目	塩浜2丁目	20.0	260	200		60	76.9	
3・4・35	塩浜線	塩浜2丁目	塩浜2丁目	16.0	600	600			100.0	
3・3・36	堀之内駅前線	北国分町	北国分町	22.0	100	100			100.0	
3・4・37	堀之内線	北国分町	北国分町	16.0	470	470			100.0	
3・4・38	妙典駅前線	下妙典	下妙典	17.0	660	660			100.0	
合 計					117540	50310	11080	56150	42.8	

●道路の整備

◆市施行事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路3・4・18号整備事業	H7～27	百万円 31,732	m 1,580	m ² 22,666.19	m ² 22,299.51	% 98.4
大町レクリエーションゾーン整備事業 (市道0238号)	H18～25 (一時休工)	百万円 721	m 880	m ² 4,216.80	m ² 3,548.98	% 84.1
春木川左岸道路整備事業	H8～26	百万円 73	m 約1,300	m ² 1,344.29	m ² 1,180.23	% 87.8
派川大柏川両岸道路整備事業	H12～21 (一時休工)	百万円 580	m 約1,500	m ² 1,609.80	m ² 477.50	% 29.6
主要地方道市川柏線交通安全施設等整備事業(県からの受託事業)	H9～27	百万円 約2,200	m 約350	m ² 2,939.22	m ² 1,884.37	% 64.1
市川大野駅周辺整備事業	H18～25	百万円 347	m 218	m ² 1,457.19	m ² 1,385.78	% 95.1

◆県施行事業

事業名	事業年度	事業費	整備延長	買収対象面積	買収面積	買収率
都市計画道路3・5・26号整備事業 (県施行による道路整備事業)	H11～32	百万円 約6,290	m 約465	m ² 8,704	m ² 8,470	% 97.3
都市計画道路3・3・9号整備事業 (県施行による道路整備事業)	H13～26	百万円 約3,540	m 約520	m ² 12,947	m ² 9,840	% 76.0
船橋行徳線〔(仮)妙典橋〕	H16～27	百万円 約8,440	m 約1,300	m ² 約13,700	m ² 約13,300	% 約97

◆「道路維持事業」「道路改良事業」「交通安全施設」における実績

単位:千円

	概略説明	種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度
道路維持補修	市内の道路を常に良好な状態に維持し、その機能を保持するための舗装	決算額	129,129	129,976	206,852
		延長 m	4,038	3,339	4,535
		箇所数	17	15	28
道路新設改良	段差の解消や安全性、快適性の確保など歩行者利用の多い区間を優先して歩道整備を行う	決算額	117,817	90,791	80,281
		延長 m	1,289	1,294	981
		箇所数	11	10	10
道路側溝	市民生活環境の改善を図るため排水不良地区の新設改良を行う	決算額	149,952	156,031	182,525
		延長 m	3,033	3,155	3,479
私道整備	市民生活環境の改善を図るため私道整備要綱により整備を図る	決算額	15,337	11,016	19,059
		延長 m	490	367	534
交通安全施設 (カーブミラー新設)	交通事故を未然に防止するため交差点等に設置する	決算額	3,967	2,946	2,186
		設置件数	59	45	29
交通安全施設 (カーブミラー補修)	カーブミラーの破損、脱落等の補修をする	決算額	1,791	667	3,220
		補修箇所	20	8	56
交通安全施設 (カーブミラー面調)	接触等によりずれたカーブミラーの角度調整をする	決算額	443	380	523
		調整箇所	49	42	58
道路照明灯修繕	夜間における歩行者、自転車、車両等の安全を確保する	決算額	21,543	22,080	18,261
		補修箇所	556	717	541

●道路の管理

◆事業実績

関連事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度
道路施設修繕事業	221件	241件	306件
道路通行障害物撤去事業	7本	3本	4本
電線類地中化事業	0m	220m	0m
放置車両撤去事業	18台	16台	20台
不法看板等撤去事業	154日	154日	146日
道路台帳整備(補正)事業	0km	0km	0km
道路区域線(境界)確定事業	2.53km	2.15km	1.38km
道路境界確定(一般申請)事業	8.75km	8.26km	7.64km
法定外公共物の譲与申請事業	1件	3件	1件
市川市道路工事連絡協議会	6回開催	6回開催	6回開催
道路工事施行承認申請の処分	282件	326件	322件
道路占用許可申請の処分	3,383件	3,556件	3,575件
屋外広告物の設置許可申請の処分	115件	135件	121件
市道路線の認定及び廃止手続き	0km	0km	0km

◆道路施設に係る市民要望に対する処理状況

(単位：件)

要望の内容	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	要望	処理	率	要望	処理	率	要望	処理	率
道路舗装 補修関係	863	826	95.7	770	804	104.4	751	709	94.4
側溝等 補修関係	153	168	109.8	127	115	90.6	181	157	86.7
側溝等蓋 補修関係	444	447	100.7	488	497	101.8	455	428	94.1
安全柵 補修関係	151	157	104.0	204	185	90.7	231	212	91.8
その他 (施設関係)	498	494	99.2	530	518	97.7	658	593	90.1
側溝等 清掃関係	533	548	102.8	497	509	102.4	533	406	76.2
合計	2,642	2,640	99.9	2,616	2,628	100.5	2,809	2,505	89.2

※処理件数が、要望件数を上回っているのは、当該年度以前の要望に対する処理件数も含まれているため。

●地籍調査

○地籍調査事業とは

市道のうち、官民境界が確認されているのは約3割に止まっている。このため、用地買収に時間がかかったり、近隣で住民に紛争が生じたりすることがある。また、大災害が起これると土地の境界復元が困難となると予想される。そのため、土地の境界を確認し、測量して記録を残す必要がある。

地籍調査事業は、一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する事業である（国土調査法第2条第5項）。

官官・官民境界のみの調査・測量を優先する市街地緊急地籍調査事業を中心に市川市では行うこととしている。国が1/2を、県が1/4を、市が1/4を負担する。

○地籍調査の工程

- A工程 地籍調査事業計画・事務手続
- B工程 地籍調査事業準備（実施組織の確立、補助金申請、趣旨の普及など）
- C工程 地籍図根三角測量（平成15年度に市内全域で実施済み）
- D工程 地籍図根多角測量
- E工程 一筆地調査（調査図素図等の作成、現地調査、立会、境界杭の設置など）
- F工程 地籍細部測量
- G工程 地積測定
- H工程 地籍図及び地籍簿の作成

○地籍調査の進捗

年度	事業名	調査区域	実面積(km ²)	換算面積(km ²)*	累計(km ²)
平成15	地籍図根三角測量	河川等を除く市全域	41.00	2.05	2.05
平成16	市街地緊急地籍(官民)	田尻1(D, E1工程)	0.17	0.02	2.07
平成17	都市再生地籍(官民)*	田尻1(E2~H工程)	0.17	0.07	2.14
	都市再生地籍(包括)*	田尻1(E2~H工程)	0.04	0.01	2.15
平成18	都市再生地籍(官民)*	田尻2(D~E1工程)	0.11	0.01	2.16
	都市再生地籍(包括)*	真間1(D~H工程)	0.01	0.01	2.17
平成19	都市再生地籍(官民)*	田尻2・3(D~H工程)	0.17	0.08	2.25
	都市再生地籍(官民)*	原木1(D~E1工程)	0.17	0.02	2.27
平成20	都市再生地籍(官民)*	原木(E2~H工程)	0.17	0.08	2.35
	都市再生地籍(官民)*	宮久保(D~E1工程)	0.12	0.01	2.36
平成21	都市再生地籍(官民)*	宮久保1・2(D~H1工程)	0.14	0.07	2.43
	都市再生地籍(官民)*	堀之内1(D~E1工程)	0.15	0.02	2.45
平成22	都市再生地籍(官民)*	堀之内1(E2~H工程)	0.15	0.07	2.52
	都市再生地籍(官民)*	大和田1(D~E1工程)	0.11	0.01	2.53
平成23	都市再生地籍(座標変換)	宮久保3外	41.00	2.05	2.53
平成24	都市再生地籍(座標変換)	堀之内2丁目外	41.00	2.05	2.53

* 換算面積とは、C工程を完了するとその区域の5%の作業が完了したのものとして、実面積に5%を乗じた面積をいう。他の工程にも同様に換算面積率が設定されている。

* 事業名で「官民」とは官民境界のみを先行して調査する事業をいい、「包括」とは民間境界までの調査測量を包括的に民間に委託する事業をいう。

* 平成23年度は、宮久保地区の座標変換事業のため、累計面積には加算しない。

○市川市測量標の管理及び保全に関する要綱

公共測量や分筆の際の地積測量図の作成は世界測地系で行わなければならないことになった（測量法第11条、不動産登記規則第77条）。これに伴い、平成16年度に国が設置した街区三角点と街区多角点が平成19年に移管された。要綱を定め、道路工事等で基準点を一時撤去して復元する場合等で、原因者負担を明確にした。

○市内の世界測地系の基準点数

(単位：点)

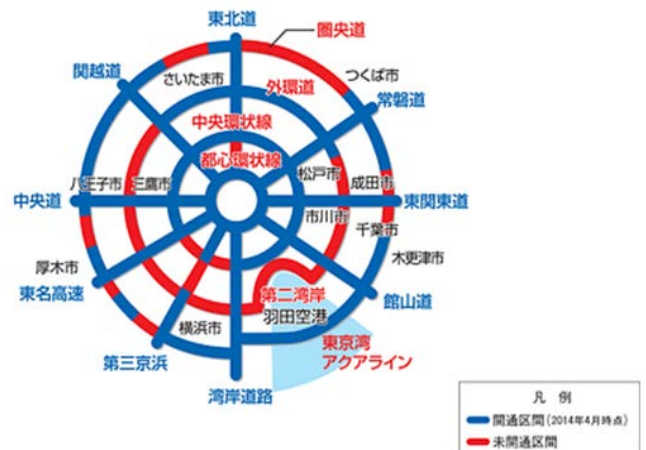
区分	1級基準点	地籍図根三角点	街区三角点	街区多角点	街区多角点 補助点	図根多角点	区画整理内 3級基準点
地上	15	15	28	2,505	1,978	372	16
屋上	11	108	6	0	0	1	0
計	26	123	34	2,505	1,978	373	16

●外環道路



(出典：国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所ウェブサイト)

混雑を極める首都圏の交通事情。その解消のための中核となるのが「3環状9放射」ネットワーク構想である。これを構成する1つの道路「東京外かく環状道路」(外環)は、都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路である。この道路は、放射方向の幹線道路を相互に連結して、都心方向に集中する交通を円滑に分散導入するとともに、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせる等の役割を果たすものである。



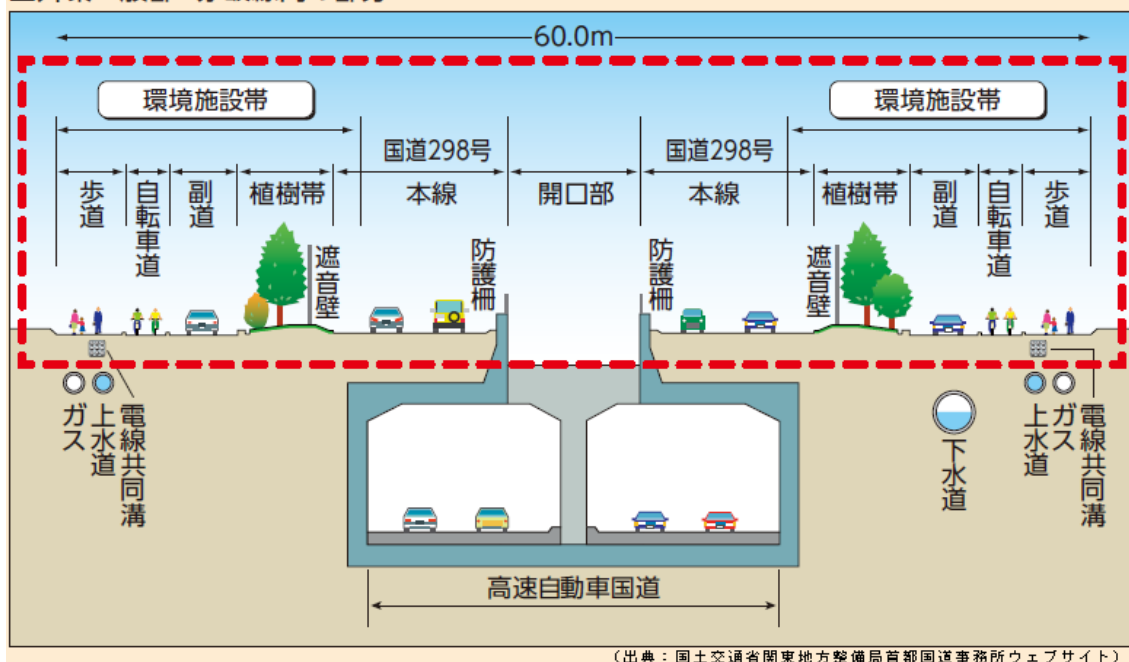
(出典：国土交通省関東地方整備局ウェブサイト)

◆都市計画の概要

種別	一般部		専用部	
	名称	幹線街路	名称	自動車専用道路
番号	3. 1. 3	3. 1. 3	1. 2. 2	1. 2. 2
	路線名		外かく環状線	
位置	起点	北国分1丁目	北国分1丁目	北国分1丁目
	終点	田尻	高谷	
区域	主な経過地	大和田3丁目	大和田3丁目	大和田3丁目
	延長	約10, 110m	約9, 690m	
構造	構造形式	地表式、嵩上式	掘割式、地表式、嵩上式	掘割式、地表式、嵩上式
	標準幅員	60m	35.1m	

◆掘割スリット構造（市川松戸市境～東京メトロ東西線付近）

■外環一般部：赤破線内の部分



(出典：国土交通省関東地方整備局首都国道事務所ウェブサイト)

◆用地の取得状況

平成 26 年 3 月末現在 千葉県全体 99% （松戸市を含む千葉県区間 12.1km）

◆完成までのスケジュール



外環道路は、平成 29 年度の供用開始を目途に事業を進めています。現時点での用地取得状況を踏まえ、国は一日も早い市内の交通環境の改善のため、早期に効力を発揮すると見込まれる区間の一般部（国道 298 号）を区間 1 から区間 3 に分け整備を進め、平成 20 年 3 月 22 日に区間 1 として国道 6 号から主要地方道市川松戸線まで開通しました。また、平成 21 年 8 月 8 日には、区間 2 として国道 298 号の一部が、国道 357 号から県道市川浦安線まで開通しました。

工事の進捗状況は、東京湾岸道路と接続する高谷 JCT、小塚山トンネル、京葉道路や鉄道の交差部など市内のほぼ全線において着手されています。

◆市の関連組織

- | | | |
|--------------------------|------------------|----------|
| 1 東京外郭環状道路特別委員会（市議会） | 昭和 6 2 年 1 2 月設置 | 1 1 名で構成 |
| 2 市川市東京外郭環状道路対策協議会（庁内組織） | 昭和 6 3 年 1 月設置 | 1 7 名で構成 |

◆用地の有効活用

市が外環道路事業者から借用している買収用地は、14 箇所、約 778 m²となっている。（26.3.31 現在）
 <内訳>市道拡幅部：1 1 箇所 自転車駐輪場：2 箇所 その他：1 箇所

◆道の駅の整備

平成 29 年度の外環道路の供用にあわせ、道路利用者の「休憩機能」、地域の活性化や地域コミュニティの活動拠点など、「情報発信機能」「地域の連携機能」「防災機能」を併せ持つ「道の駅」の整備を進める。



●交通施設の整備（鉄道・バス・駐車場）

○鉄道

市川市内における鉄道は、中心部にJR総武本線、京成本線、都営地下鉄新宿線、行徳地区に東京メトロ東西線、南部にJR京葉線、大野・柏井地区にJR武蔵野線、大町・北国分地区に北総線の7路線約30.1km16駅が整備されている。

鉄 道 路 線 名	開 通 年 月 日	市 内 延 長	駅 名	開 業 年 月 日	所 在 地	乗 降 客 数 (一日平均)		
						22年度	23年度	24年度
東日本旅客鉄道株 総武本線	M27. 7. 20	約4.3Km	市川駅	M27. 7. 20	市川1-1-1	117,958	116,662	117,044
			本八幡駅	S10. 9. 1	八幡2-17-1	114,858	113,288	114,696
東日本旅客鉄道株 武蔵野線	S53. 10. 2	約2.9Km	市川大野駅	S53. 10. 2	大野3-1423	22,476	22,194	22,506
東日本旅客鉄道株 京葉線	S63. 12. 1	約8.5Km	市川塩浜駅	S63. 12. 1	塩浜2-2	12,094	12,754	13,138
			二俣新町駅		二俣新町3-4	10,238	9,660	9,624
京成電鉄株 京成本線	T 3. 8. 30	約4.6km	国府台駅	T 3. 8. 30	市川3-30-1	11,627	11,672	11,744
			市川真間駅		真間1-11-1	7,509	7,345	7,509
			菅野駅	T 4. 11. 3	菅野2-7-1	4,131	3,982	4,105
	T 4. 11. 3		京成八幡駅	八幡3-2-1	31,572	30,372	31,348	
			鬼越駅	S10. 8. 3	鬼越1-5-5	4,827	4,708	4,753
東京地下鉄株 東西線	S44. 3. 29	約5.8Km	南行徳駅	S56. 3. 27	相之川4-17-1	49,759	48,898	49,209
			行徳駅	S44. 3. 29	行徳駅前2-4-1	53,959	52,708	52,899
			妙典駅	H12. 1. 22	富浜1-2-10	45,774	45,346	45,532
東京都交通局 新宿線	H元 3. 19	約2.0Km	本八幡駅	H元 3. 19	八幡2-16-13	68,497	66,877	68,016
北総鉄道株 北総線	H 3. 3. 31	約2.0Km	北国分駅	H 3. 3. 31	堀之内3-21-1	7,502	7,323	7,507
			大町駅		大町175	1,602	1,614	1,647

数値は市川市統計年鑑による
新宿線は東京都交通局による
北総線は北総鉄道(株)による

◆京成沿線整備

京成本線は、市域を東西方向に平面で通ることから、踏切による交通渋滞や事故の発生などの誘因となっている。

立体化については、平成19年度には、京成本線沿線のまちづくり構想案や5つの立体化案等について市民アンケート調査を実施し、平成20年度には、市民意見交換会やシンポジウムを開催している。また、学識経験者で構成する「京成本線の立体化及び沿線整備に関する有識者委員会」を設置し、専門的見地から整備手法等の検討が行われ、市に提言書が提出されたが、関係機関との合意形成、費用便益費(B/C)など、課題が多く生じている。このようなことから、平成21年度から「京成本線沿線整備基本計画」を策定、実施し、踏切による交通渋滞の改善および安全性の向上に関して、京成沿線の街づくりの視点に立った検討を進めている。

○路線バス

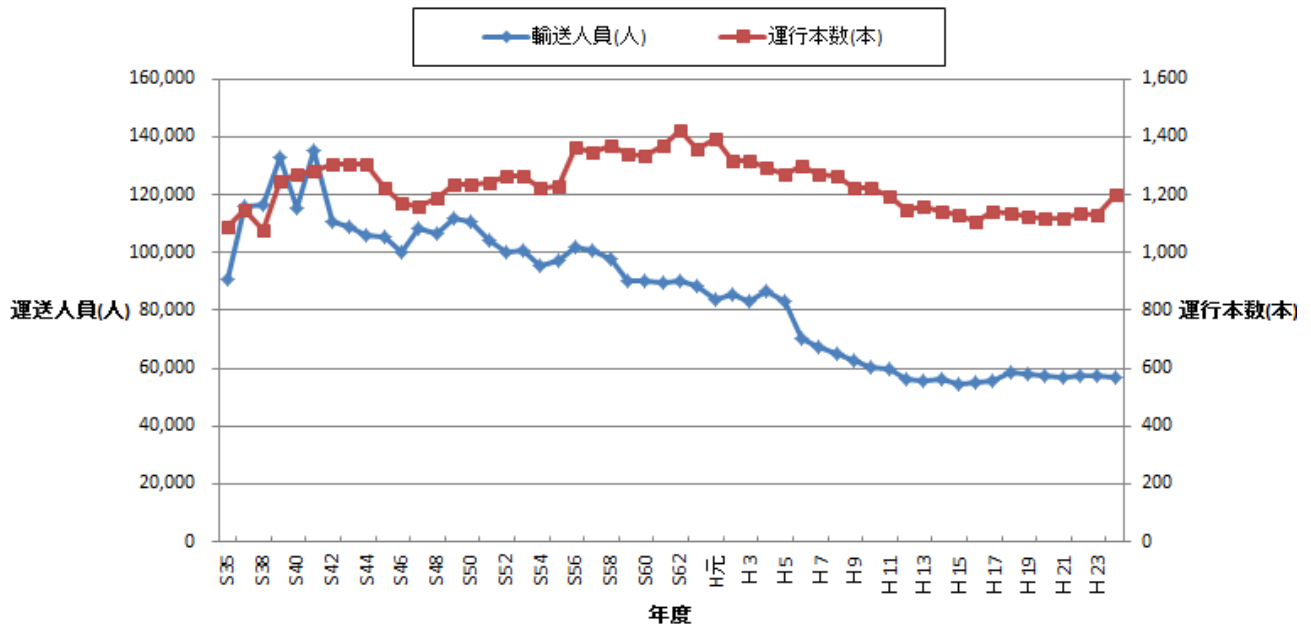
現在、市内には、京成バス 9 路線、京成トランジットバス 5 路線を含む計 19 路線の民間路線バスが運行されているが、バス利用者は昭和 41 年の 1 日当たり 13 万 5 千人をピークに減少を続けていたものの、現在はほぼ横這いの状態で推移している。

◆市内バスの 1 日平均旅客輸送状況

路線名	運行本数					輸送人員					
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
総 数	1,119	1,117	1,135	1,131	1,202	57,262	56,531	57,583	57,323	56,798	
市川 駅	国分線	161	161	162	161	161	8,190	7,894	8,181	8,220	8,244
	中国分線	43	43	44	44	44	1,815	1,973	2,050	2,095	2,120
	市川線	178	178	181	178	178	15,250	15,621	15,007	14,958	14,837
	富貴島線	54	54	61	61	59	2,592	2,527	2,778	2,834	2,869
	大洲線	60	60	64	66	66	1,860	1,619	1,835	1,843	1,886
本八 幡 駅	高塚線	139	139	140	135	156	8,552	8,455	9,171	9,011	8,559
	鬼越線	34	34	35	35	35	918	900	781	779	758
	浦安線	94	94	94	94	94	4,237	4,249	4,430	4,279	4,026
	原木線	19	17	17	17	17	371	271	263	245	248
	姫宮団地 線	82	82	82	83	84	4,580	4,505	4,440	4,394	4,380
そ の 他	行徳線	107	107	107	107	139	2,575	2,310	2,276	2,191	2,403
	柏井線	24	24	25	27	50	1,022	943	1,296	1,364	1,405
	臨港線	41	41	41	41	37	1,038	1,058	918	778	677
	南行徳線	83	83	82	82	82	4,262	4,206	4,157	4,332	4,386

注：駅に入構する運行本数のみ計上

* 数値は市川市統計年鑑による



○コミュニティバス

市では、既存のバス停や鉄道駅から遠い市民の外出機会を拡大し、交通が不便な地域の解消を目的としたコミュニティバスの運行を平成 17 年 10 月から北東部・南部の 2 ルートで行っている。

平成 21 年度には、コミュニティバス導入に関する市の考え方、運行を開始する場合の手順や基準、そして、地域の方々・運行事業者・市の三者の役割分担や協働体制を示したコミュニティバス運行指針を策定した。

平成 22 年度からは、地域の代表者・バス事業者・市で構成されるコミュニティバス実行委員会を両ルートで立ち上げ、本格運行に移行した。

○自動車駐車場対策

都市内の交通手段として自動車効率的に利用されるためには、自動車の保管場所（車庫）、移動のための空間（道路）及び目的地での駐車スペース（駐車場）が整備されていることが必要である。このため、本市では、駅周辺の自動車交通が著しく混雑、集中する地区で道路の効用を確保し、駐車場の整備と建築物の駐車施設の附置等を総合的に講ずるため、平成 3 年 2 月に駐車場整備地区の都市計画決定をしている。

また、当該地区における、駐車場の整備に関するマスタープランとして、「駐車場整備計画」を平成 14 年 3 月に策定した。

◆駐車場整備地区

地区名	面積	都市計画決定年月日	告示番号
市川駅周辺駐車場整備地区	約 29 ha	平成 3 年 2 月 26 日	市川市告示第 14 号
本八幡駅周辺駐車場整備地区	約 32 ha		
行徳駅周辺駐車場整備地区	約 32 ha		
南行徳駅周辺駐車場整備地区	約 32 ha		
合計	約 125 ha		

「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成 21 年 7 月 1 日施行。以下、「宅地開発条例」と言う。）」に基づく自動車駐車場の協議台数等

(平成 25 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 408 台 (事前協議件数: 100 件)
(平成 24 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	4, 281 台 (事前協議件数: 113 件)
(平成 23 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	1, 731 台 (事前協議件数: 87 件)
(平成 22 年度実績)	
※宅地開発条例に基づく協議台数	2, 076 台 (事前協議件数: 88 件)
(平成 21 年度実績)	
① 宅地開発条例に基づく協議台数	1, 009 台 (事前協議件数: 58 件)
② ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数	57 台 (事前協議件数: 17 件)
(平成 20 年度実績)	
① 宅地開発条例に基づく協議台数	918 台 (事前協議件数: 68 件)
② ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数	126 台 (事前協議件数: 40 件)
(平成 19 年度実績)	
① 宅地開発条例に基づく協議台数	2, 561 台 (事前協議件数: 76 件)
② ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数	177 台 (事前協議件数: 54 件)
(平成 18 年度実績)	
① 宅地開発条例に基づく協議台数	2, 133 台 (事前協議件数: 90 件)
② ワンルーム・中高層に関する要綱に基づく協議台数	201 台 (事前協議件数: 46 件)

※平成 21 年 7 月 1 日より、ワンルーム・中高層に関する要綱は、宅地開発条例に統合。

●放置自転車対策

自転車対策については、『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』の2本立てで行っている。

『自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例』は、①自転車等駐車を『公の施設』として位置付け、②自転車等駐車場の料金を『施設使用料』とし、施設の位置や整備建設費に基づき無料を含めた6種の使用料金〔第1種自転車等駐車場は月額で一般2,160円、第2種一般1,620円、第3種一般1,080円、(高校生以下半額、原動付自転車倍額)、第4種無料、第5種2時間まで無料以降2時間ごと100円1日500円上限、第6種24時間までごとにつき100円〕を設定、③自転車等駐車場の使用許可条件や使用上の禁止事項、不正使用の排除を盛り込むなど管理の充実化を図っている。『自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例』では、放置禁止区域を定め、放置自転車の撤去を行い、又はその処分を定めるとともに一定の建物について駐輪施設の設置を義務付けるなど放置対策の実効性を確保している。

現在の市営自転車等駐車場の整備状況は、全体で14駅3バス停に46施設・収容可能台数37,910台分を整備している。この内、有料施設は10駅28施設26,240台分、無料施設は9駅3バス停18施設11,670台分がある。

駅周辺の放置対策では、①自転車等駐車場の整備 ②放置自転車等の撤去処分 ③街頭指導員の配置 ④自転車等利用者の安全利用の励行と不要不急自転車の利用自粛 以上の4点を柱として進めている。

放置対策を行うにあたっては、①地域商店会等との連携を図り放置防止に関する啓発活動を実施、②街頭指導員による駐輪場への誘導強化と③撤去作業の強化により安心で安全な歩道の確保に努めている。

また、観光型のレンタサイクル事業として、「街かど回遊レンタサイクル」を平成18年11月より実施している。

◆自転車等駐車場整備状況 (平成26年4月1日現在)

(1) 有料施設10駅28施設

駅	施設数	延床面積㎡	整備台数
市川	5施設	7,040.57㎡	5,360台
八幡3駅	11施設	10,619.41㎡	7,730台
下総中山	1施設	1,620.00㎡	1,400台
市川大野	3施設	2,369.12㎡	2,080台
妙典	2施設	2,727.93㎡	2,200台
行徳	2施設	5,572.00㎡	5,180台
南行徳	3施設	1,934.69㎡	1,490台
市川塩浜	1施設	1,035.00㎡	800台
合計	28施設	32,918.72㎡	26,240台

(2) 無料施設9駅3バス停18施設

駅	施設数	延床面積㎡	整備台数
市川	2施設	3,715.00㎡	2,450台
八幡	2施設	3,781.70㎡	3,130台
原木中山	1施設	1,419.42㎡	880台
行徳	2施設	1,368.58㎡	1,200台
南行徳	2施設	1,956.60㎡	1,680台
二俣新町	2施設	1,022.00㎡	800台
市川塩浜	1施設	504.00㎡	400台
国府台	2施設	406.73㎡	350台
北国分	1施設	807.00㎡	500台
国分高バス停	1施設	153.35㎡	80台
国分バス停	1施設	298.50㎡	160台
一本松バス停	1施設	99.12㎡	40台
合計	18施設	15,532.00㎡	11,670台

◆歩道等を利用した自転車置場設置状況

[東西線南行徳駅] (機械式設置台数計：267台)

設置場所	設置台数	形態	料金	備考
第1自転車置場	63台	機械ラック式	2時間無料 その後8時間毎に100円	ロータリー
第2自転車置場	117台	〃	〃	行徳駅寄り高架脇
第3自転車置場	42台	〃	〃	市民センター前
第4自転車置場	45台	〃	〃	今井橋通り側
第5自転車置場	450台	平置き	無料	第3駐輪場脇
計	717台			

◆放置禁止区域の指定のある駅周辺の放置自転車と処分の状況

年度	一日あたりの の放置台数	撤去台数	引渡台数	引取率%	売却台数	リサイクル 台数
20	2,657台	11,824台	2,509台	21.2%	11,373台	388台
21	1,442台	9,751台	1,819台	18.7%	11,311台	195台
22	1,062台	9,594台	1,669台	17.4%	7,341台	103台
23	1,169台	8,274台	1,427台	17.2%	5,883台	126台
24	936台	7,455台	1,410台	18.9%	4,729台	66台
25	763台	5,573台	979台	17.6%	3,777台	23台

※市川、八幡、市川大野、妙典、行徳、南行徳、市川塩浜等の各駅。

※「一日あたりの放置台数」は、各年度10月～11月の晴天の平日の概ね午前11時頃を調査日時の基準としている。

※破砕及び売却台数は、放置禁止区域外で撤去した自転車を含む。

◆街かど回遊レンタサイクル

年度	施設数	設置台数	利用台数	年間利用日数	利用日数1日あたり
20	7	80台	15,775台	359日	44台
21	7	80台	15,851台	359日	44台
22	7	80台	16,912台	359日	47台
23	7	80台	15,717台	360日	43台
24	7	80台	15,897台	359日	44台
25	7	80台	12,662台	359日	35台

※平成18年11月3日開始。

3-4. 市街地の整備

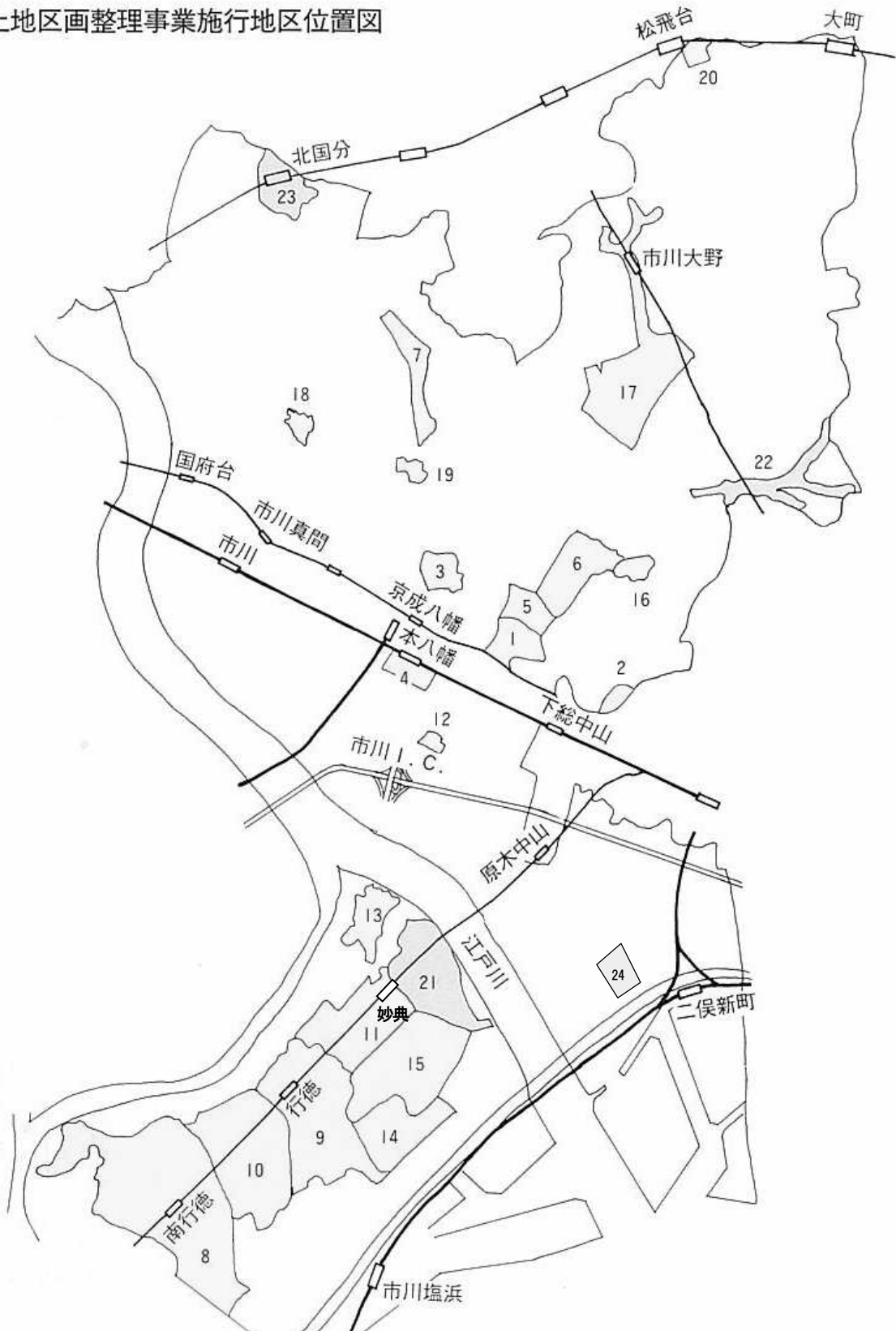
●土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的としている。市川市では、人口の都市集中化に対処し、新市街地における有効な土地利用を図るため、昭和12年以降、組合施行により24地区、約854.01ha（市街化区域面積3,984haの約21.4%）の事業が既に完了している。

◆市川市土地区画整理事業一覧表

番号	組合名	設立認可 年月日	施行面積 (m ²)	事業 年度	減歩率 (%)		解散認可 年月日	組合員数
					公共	合算		
1	市川第一	S12. 1. 11	139,273.00	S11-24	—	—	S25. 3. 22	—
2	市川第二	S12. 8. 27	30,414.00	S12-24	—	—	S25. 3. 25	—
3	菅野	S13. 6. 15	103,845.00	S13-24	—	—	S25. 3. 22	—
4	本八幡	S14. 6. 30	93,585.00	S14-26	—	—	S26. 12. 26	—
5	北方	S26. 2. 19	145,889.00	S25-35	—	—	S35. 4. 26	66
6	子の神	S37. 6. 30	313,467.14	S37-44	7.32	19.89	S44. 12. 19	123
7	百合台	S40. 8. 10	217,781.05	S40-43	6.49	19.21	S44. 2. 1	122
8	南行徳第一	S41. 8. 12	1,766,633.38	S41-48	0.89	19.46	S49. 2. 27	765
9	南行徳第三	S41. 8. 22	1,043,353.64	S41-50	2.50	17.98	S51. 2. 20	587
10	南行徳第二	S43. 3. 30	870,627.85	S42-48	4.31	19.20	S49. 3. 27	772
11	行徳	S43. 6. 12	531,229.43	S43-49	5.92	19.44	S50. 3. 28	350
12	南八幡	S44. 12. 10	35,195.00	S44-48	14.72	25.01	S49. 2. 1	28
13	行徳北部	S44. 12. 18	181,642.02	S44-50	12.41	22.74	S51. 3. 30	124
14	行徳南部	S45. 10. 22	389,379.39	S45-53	2.29	23.16	S53. 12. 19	269
15	行徳中部	S46. 12. 1	715,621.07	S46-54	8.13	26.17	S55. 1. 18	494
16	美濃輪	S47. 11. 30	58,174.59	S47-54	6.05	24.66	S55. 3. 25	37
17	大野	S48. 9. 5	726,816.89	S48-H5	13.16	28.74	H 5. 9. 24	990
18	国分	S49. 5. 11	44,648.81	S49-52	18.09	27.22	S52. 7. 15	36
19	宮久保	S50. 9. 2	33,060.90	S50-54	17.23	26.71	S55. 2. 15	39
20	大町	H 2. 1. 24	24,448.83	H1- 5	34.29	38.33	H 6. 3. 3	17
21	妙典	H 1. 1. 24	500,481.18	S63-H12	19.56	28.58	H12. 11. 21	324
22	柏井	H 1. 5. 12	176,605.48	H1-20	10.09	33.61	H21. 3. 13	226
23	堀之内	H3. 3. 1	250,625.28	H2-11	29.52	38.39	H12. 3. 24	95
24	原木西浜	H13. 11. 27	147,309.73	H13-20	11.69	47.24	H21. 2. 10	15

土地区画整理事業施行地区位置図



●市街地再開発事業

市川市では、本八幡駅北口地区（約3.3ha）を組合施行（一部民間施行）で、市川駅南口地区（約2.6ha）を市施行で市街地再開発事業を実施してきている。

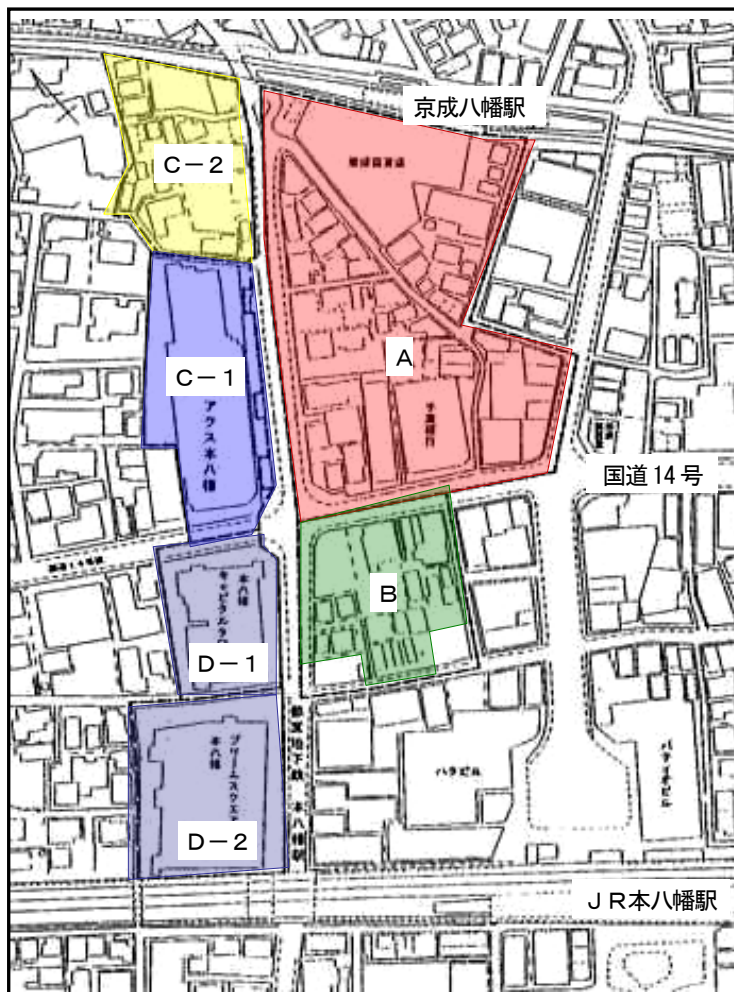
本八幡駅北口地区のうち約1.1ha（C-1地区、D-1地区、D-2地区）については平成2年3月に第一種市街地再開発事業が都市計画決定され、平成9年～15年に工事が完了している。また、本八幡B地区は平成20年度に優良建築物等整備事業による整備が完了した。

本八幡A地区は平成18年3月に都市計画決定を行い、平成19年5月に組合設立認可、平成22年1月に権利変換計画認可を受け、平成22年8月より本体工事に着手し、I期工事は平成25年7月完了した。II期工事は平成27年8月に竣工予定であり、平成28年2月に事業が完了する予定である。

市川駅南口地区は平成21年1月に施設建築物、平成22年3月に駅前広場の工事が完了した。

○本八幡駅北口地区再開発事業

本八幡駅北口再開発事業を進めるにあたっては、当該地区を6地区に分けて整備を進めている。



◆地区面積と進捗状況

地区名	地区面積(m ²)	敷地面積(m ²)	進捗状況
A地区	14,055	11,640	事業中
B地区	3,924	2,870	事業完了
C-1地区	4,269	3,598	事業完了
C-2地区	4,100	3,500	事業凍結
D-1地区	2,697	2,357	事業完了
D-2地区	3,729	3,239	事業完了
合計面積	32,774	27,288	

◆本八幡駅北口再開発事業の状況

		A地区	B地区	C-1地区	C-2地区	D-1地区	D-2地区
現況		平成22年 工事着手	工事完了	工事完了	凍結中	工事完了	工事完了
事業種別		第一種市街地 再開発事業 (組合施行)	優良建築物等 整備事業	第一種市街地 再開発事業 (組合施行)	未定	第一種市街地 再開発事業 (組合施行)	第一種市街地 再開発事業 (組合施行)
地区面積		約1.4ha	約0.4ha	約0.4ha	約0.4ha	約0.27ha	約0.37ha
敷地面積		11,643.3㎡	2,869.55㎡ (都計道除)	3,598㎡		2,357㎡	3,239㎡
用途地域		商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域
許容建ぺい率 ・容積率		70% 600% 高度利用地区による	100% 750% 総合設計活用による	80% 550% 高度利用地区による	80% 400%	80% 550% 高度利用地区による	80% 550% 高度利用地区による
建築面積		7,762㎡ (約66%)	1,560.6㎡ (54.4%)	2,608㎡ (72%)		1,338㎡ (57%)	2,371㎡ (73%)
延床面積(容対)		66,352㎡ (570%)	21,456.8㎡ (747.7%)	17,500㎡ (486%)		12,906㎡ (547%)	16,874㎡ (520%)
延床面積(全体)		88,885㎡	29,112.7㎡	19,300㎡		15,595㎡	21,577㎡
規模・構造 (最高の高さ)		S・RC・SRC造 (約144m) 地上40階 地下2階	RC造 (約119m) 地上34階 地下2階	SRC造 (約27m) 地上9階 地下2階		RC造 (約87m) 地上24階 地下2階	RC造 (約79m) 地上24階 地下2階
主要用途		住宅:465戸 店舗:10,388㎡ 業務:10,657㎡	住宅:250戸 店舗:1,562㎡ 業務:—	住宅:89戸 店舗:1,260㎡ 業務:5,440㎡		住宅:108戸 店舗:1,304㎡ 業務:—	住宅:122戸 店舗:3,726㎡ 業務:—
付帯施設	駐車場	約368台	89台	120台		76台	76台
	駐輪場	約1,766台 (内公共分 約900台)	454台	131台		652台 (内公共分 500台)	254台
公共用途床		約1,400㎡ (うち事務所: 約400㎡)	—	約500㎡ (研修所等)		約800㎡ (駐輪場)	—
公益用途床		約1,000㎡ (うち駐輪場 約1,000㎡)	95.6㎡ (地下鉄接続)	—		—	—
権利関連	土地建物 所有者数	68人	4人	23人		19人	24人
	借地権者数	16人	10人	11人		2人	6人
	借家権者数	77人	2人	0人		3人	3人
	計	161人	16人	34人		24人	33人

○市川駅南口地区第一種市街地再開発事業

◆地区概要

全体面積 計		約 2.6 ha	都市計画制限		
公共敷地	駅前広場	約 4,220 m ²		A街区	B街区
	都市計画道路	約 138 m	建蔽率	80%	
	区画道路(1～4号)	約 415 m	容積率	600%	700%
施設敷地	A街区	約 10,440 m ²	壁面 後退	3m	2m
	B街区	約 6,170 m ²		4m	2～5m
	小計	約 16,610 m ²		4～5m	3m

◆事業の経緯

昭和54年度	再開発基礎調査 (A調査)
昭和57年度	市街地再開発等調査 (B調査)
昭和63年度	市・公団基本協定締結
平成5年3月	都市計画決定 A地区—公団施行：商業+住宅施設 ・告示 B地区—市施行：商業・業務施設
平成8年度～	施設計画見直し着手 (A・B地区共)
平成11年度	公団法改正、都市基盤整備公団に改組 一地区市施行型計画案、事業計画案策定
平成12年4月	市・公団旧協定廃棄、新協定締結
平成12年12月	都市計画変更
平成13年2月	特定事業参加者協定締結 (都市基盤整備公団)
平成13年3月	再開発事業施行条例の公布
平成13年4月	事業協力者の募集・選定・協定締結
平成14年2月	事業計画決定
平成14年3月	特定事業参加者契約締結 (都市基盤整備公団)
平成15年2月	都市計画変更
平成15年3月	事業計画変更
平成15年4月	権利変換計画縦覧 (10月再縦覧)
平成15年12月	権利変換計画決定
平成16年2月	権利変換期日
平成16年10月～	仮設店舗建設、既存建物の除却・整地、仮設店舗建設
平成16年12月	特定建築者公募
平成17年3月	特定建築者の県承認・決定
平成17年8月	施設建築物 (B街区) 工事着工
平成17年10月	施設建築物 (A街区) 工事着工
平成20年9月	施設建築物 (B街区) 工事完了
平成21年1月	施設建築物 (A街区) 工事完了
平成22年1月	ペDESTリアンデッキ 開設
平成22年3月	駅前広場 開設

◆施設概要

区 分		A 街 区	B 街 区	計
全 体 計 画	建築面積	約 7,200 m ²	約 4,500 m ²	約 11,700 m ²
	延床面積	約 85,400 m ²	約 55,000 m ²	約 140,400 m ²
	建蔽率・容積率	約 69%・約 600%	約 73%・約 700%	
	建物高さ	約 160m	約 130m	
	階数	地下 2 階 地上 45 階建	地下 2 階 地上 37 階建	
用 途	住宅施設	地上 4～44 階	地上 10～37 階	住戸数 約 970 戸
	商業施設	地下 1 階、 地上 1～2 階	地上 1～2 階	
	公益施設	地上 3、45 階	地上 3 階	
	高齢者施設	—	地上 4～9 階	
	その他	駐車、駐輪施設		

航空写真（平成 21 年 1 月下旬）



●行徳臨海部のまちづくり

市川市の行徳臨海部には、市川二期地区計画の中止により生じた、様々な都市課題がある。本市では、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて、これらの課題解決に取り組んでいる。

《三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりの実現に向けて》

本市と船橋市地先の海域（三番瀬・さんばんぜ）には、これまで市川二期地区・京葉港二期地区計画として埋立が計画されていた。

平成 13 年 9 月、堂本千葉県知事が、計画の中止と「自然環境の保全と地域住民が親しめる里海の再生を目指す新たな計画を、県民参加のもとに作り上げる」ことを表明した。これを受け、本市としては、これまでの基本姿勢に沿って、市議会や行徳臨海部まちづくり懇談会での議論、そして市民の意見をとりまとめ、平成 14 年 12 月に「市川市行徳臨海部基本構想」を策定した。現在、三番瀬の再生と行徳臨海部の課題解決、そしてまちづくりの実現を目指した取り組みを続けている。

(1) 海（三番瀬）の再生

三番瀬の自然環境は、漁業活動など人の利用と共存することで維持されてきたが、海域の一部は、周辺の埋立事業で生じた不自然な地形や、埋立に伴う海砂の採取による人工滞などの地形的な影響により、著しく変化している。

千葉県では、平成 16 年 1 月に「三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）」から提出された「三番瀬再生計画案」を受け、「三番瀬再生会議」（学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境団体、地元の経済会・産業界関係者、その他公募による委員で構成）を平成 16 年 12 月に設置し、平成 18 年 12 月に「三番瀬再生計画（基本計画）」、平成 19 年 2 月に「三番瀬再生計画（事業計画）」、平成 23 年 4 月に「三番瀬再生計画（新事業計画）」、平成 26 年 3 月に「三番瀬再生計画（第 3 次事業計画）」を策定した。

(2) 江戸川左岸流域下水道第一終末処理場計画地

本行徳石垣場・東浜地区は、昭和 48 年 3 月に「江戸川左岸流域下水道第一終末処理場」の計画地として千葉県が都市計画決定をしたが、地権者の強い反対などにより、県は建設を断念し、埋立計画地へ位置の変更を明言しながらも、都市計画制限を課し続けてきた。

その結果、当地には、大量の残土（約 63 万 m³）が無秩序に堆積され、ほこりや大型車の通行などにより、地域住民の生活環境は著しく悪化している。地権者や地域住民から、早期解決を求める要望書が提出され、その課題解決と将来の土地利用の方策について早急な結論が求められていた。

第一終末処理場については、埋立計画の中止にともない、平成 14 年 12 月に千葉県知事が当初の計画地での処理場建設を表明した。その後、処理場を含めた本地区全域の将来の土地利用について、地権者や周辺自治会長の代表と千葉県、市川市による「江戸川第一終末処理場計画地検討会」（平成 15 年 3 月設置）での議論を踏まえて、終末処理場敷地ゾーン（30.3ha）、地域コミュニティゾーン（3.3ha）、地権者土地活用ゾーン（12.5ha）に分けた土地利用計画を策定した。現在は、用地買収を進めるとともに、第 1 期地区として平成 29 年度の完成を目指し、主ポンプ棟及び水処理第 1 系列の整備に着手している。

(3) 地域コミュニティゾーン整備

千葉県が行う江戸川第一終末処理場建設事業に合わせ、隣接地（約 3.3ha）を「地域コミュニティゾーン」と位置づけ、市川市が主体となって用地買収及び施設整備を行い、行徳地域における福祉、スポーツ、防災等の拠点として整備を図って行く計画である。

地域コミュニティゾーンの土地利用については、行徳地区に不足している公共施設を整備する。

再検討にあたっては、平成 14 年 12 月に策定した行徳臨海部基本構想を基本とするとともに当区域に隣接する江戸川第一終末処理場建設地内に整備予定の「終末処理場の水と緑の拠点ゾーン」、「終末処理場の上部利用で計画されているスポーツ施設」、更には、「人と水と緑のネットワーク構想」などを踏まえ検討・調整した結果、土地利用については、公園、運動施設、福祉施設とすることで土地利用計画の構想案をまとめた。

これに基づき、公園については都市計画決定による事業認可、並びに運動施設及び福祉施設については土地収用法による事業認定を受け、現在は用地買収が完了し、平成 23 年度には水路の整備工事や少年野球場の整備を実施しており完成に向けて段階的に整備を進める予定。

(4) 塩浜護岸の恒久的整備

塩浜護岸は、本来、二期埋立が完了した時点で埋立地の前面に高潮堤を築造し、海岸保全区域を指定して千葉県が管理するものであるとの認識に基づき、昭和 44 年の県市の協定により、現在、本市が管理している。しかし、鋼矢板による暫定的な護岸の腐食、老朽化が進み、管理用通路の陥没等危険な状態になっていることから、現在、立入禁止の措置を講じている。

なお、海岸保全区域の指定の前提となる「海岸保全基本計画」の策定については、平成 14 年 12 月と平成 15 年 2 月に、現水際線の塩浜護岸に指定し直すべきとの「市長の意見」を提出していたが、千葉県では、平成 16 年 1 月に円卓会議が提案した「三番瀬再生計画案」を受け、塩浜 2・3 丁目については、平成 16 年 6 月に公共海岸及び海岸保全区域に指定・告示した。

平成 17 年度には、三番瀬再生会議と連携しながら、「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会」が設置され、護岸改修事業に向けた具体的な検討がはじまり、平成 18 年度より、塩浜 2 丁目の 900m の区間について、護岸改修工事に着手し、平成 25 年度完成した。

塩浜 1 丁目については、三番瀬再生計画（事業計画）に「護岸の安全確保の取り組み」が位置付けられ、不確定であった市川漁港の改修位置が現漁港区域内で改修を図っていく方針が定まったことと平成 21 年 1 月に県より、「県が市の支援を受けながら主体で整備する」旨の回答があり、平成 21 年度より親水性護岸整備に向けての調査・設計に取り組み、平成 23 年度より工事に着手し、平成 26 年度完成を目指している。

(5) 市川漁港の整備

市川漁港は、市川二期埋立計画により暫定的に建設されたために狭隘で老朽化も著しいことから、早急な整備が求められている。平成 18 年度に市川漁港整備基本計画を策定し、漁港整備位置を決定した。平成 19 年度及び 20 年度は測量及び環境調査、平成 21 年度は基本設計及び環境影響評価、平成 22 年度及び 23 年度は基本設計を基に費用対効果及び事業評価の確認等について、県及び国と協議を行った。平成 24 年度は東日本大震災の影響を受け、漁港施設に対する地震や津波対策から基本設計の修正を実施し、平成 25 年度は県と実施設計に向けた協議・調整を行うとともにパブリックコメントを実施した。

平成 26 年度以降、漁港整備に伴う実施設計費用に対する国や県からの支援を受けるための協議・調整、概算要望手続きを行う。

(6) JR市川塩浜駅周辺の再整備

昭和 58 年に京葉線が旅客化され、駅周辺の再整備の機運が高まり、昭和 61 年の市川二期地区基本計画（案）の提示を受け、再整備計画（対象面積約 80ha）を検討してきたが、平成 13 年 9 月に埋立計画が中止となったため、改めて、三番瀬の再生と連携したまちづくりを基本として、再整備計画の具体的な検討を進めている。

平成 14 年 6 月に地元企業が「市川市塩浜協議会まちづくり委員会」を発足させ、「市川塩浜まちづくり方針」を発表し、官民協働して計画づくりに取り組んでいる。一方市は、平成 17 年 8 月に「塩浜地区まちづくり基本計画」をまとめ、塩浜地区の将来像、役割についての方向性を示した。平成 19 年 6 月には先行地区約 12ha の地権者と市川市で協働して塩浜のまちづくりに取り組むため「市川塩浜地区第 1 期まちづくり推進協議会」を設立し、土地区画整理事業での基盤整備の推進を図ることとなった。その後、平成 22 年 4 月に組織名を「市川塩浜第 1 期土地区画整理事業準備会」に変更し、平成 22 年 12 月には、準備会が土地区画整理事業認可のための委託業者を決定し、契約を締結した。今後は、平成 26 年度内の事業認可の取得に向け、関係地権者とともに事業の推進を図って行く。

年 月 日	地元組織および権利者	千葉県・市川市
昭和46年	4月26日	市川市塩浜協議会の設立塩浜1～4丁目会員56社
昭和63年	9月9日	市川市塩浜再開発協議会の設立塩浜1～3丁目会員31社
平成5年	3月	(県)市川二期地区土地造成基本計画の決定(約470ha)
平成11年	6月9日	(県)市川二期埋立て計画見直し案発表(約90ha)
平成12年	4～5月	塩浜駅周辺整備に関する意向確認塩浜2～3丁目、37社対象
	7月4日	(市)で調査実施
	8月10日	国土庁調査の個別調査会議へ地権者の代表として出席(株三橋鉄工所、小松川鋼機株、再開発事務局)
	10月12日	策定協議会特別委員:5社選出
平成13年	9月26日	行徳臨海部再生計画策定調査の開始(市発注)
平成14年	5月15日	(県)知事が埋立てに係る方針について表明(埋立て中止)
	10月29日	市川市塩浜協議会総会で再開発協議会を発展解消し新たにまちづくり委員会設立
	12月	「市川塩浜まちづくり方針」・「市川塩浜2丁目まちづくり方針」決議
平成15年	7月2日	市川市塩浜地区第1期まちづくり推進準備会設立
	11月28日	まちづくりプロポーザル結果通知(事業協力者として2グループを選定)
	12月26日	市川市行徳臨海部基本構想発表
平成16年	1月22日	(財)日本経済研究所へRFP手法導入に向けた「基本コンセプト策定調査」を委託
	3月16日	三番瀬再生計画検討会議が千葉県知事へ「三番瀬再生計画案」を提出
平成17年	1月31日～2月25日	市川都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画決定
	3月	地権者意向調査の実施
	8月1日	塩浜地区まちづくりの考え方(案)・先行整備エリアに対する意見、
平成19年	3月	都市再生モデル調査「環境再生と産業再生が一体となった三番瀬に向き合う街づくり調査」を策定・公表
	6月1日	「塩浜地区まちづくり基本計画 市川市」決定・公表
平成22年	4月23日	市川塩浜地区第1期まちづくり推進協議会設立
	12月24日	まちづくり推進協議会を市川塩浜第1期土地区画整理事業準備会に名称変更
		市川塩浜第1期土地区画整理事業調査設計業務委託契約

(7) 行徳近郊緑地特別保全地区(行徳鳥獣保護区)

行徳臨海部は、昭和40年代はじめまで、水辺の鳥の飛来地として国際的に有名であったことから、この地区は市川一期埋立に際し、鳥類の生息地を保全するために確保された。昭和45年に行徳近郊緑地特別保全地区として指定され、市街地に残った貴重な自然的水辺空間として造成された。

近年は、千葉県、市川市、NPO法人行徳野鳥観察舎友の会などが協力し、渡り鳥が群れ飛んでいた行徳の原風景の再生と、内陸性湿地の復活を目指している。今後は、三番瀬及びその周辺地域との環境的なつながりに配慮し、再整備については、施設の管理者である県と協議を続け、保全に努めていく。

《今後の取り組み》

今後は、行徳臨海部の課題解決と「市川市行徳臨海部基本構想」(平成14年12月策定)、「塩浜地区まちづくり基本計画」(平成17年8月策定)の実現に向けて、千葉県が実施する「三番瀬再生計画(事業計画)」に本市の基本構想、基本計画の内容が実現できるよう、引き続き千葉県や国などの関係機関へ働きかけるとともに、「行徳臨海部まちづくり懇談会」などを通じて、三番瀬の再生と行徳臨海部のまちづくりに取り組んでいく。

【行徳臨海部の課題に係る主な経緯】

年 月 日	内 容
昭和36年	京葉臨海工業地帯造成計画の構想の一環として、市川市行徳地先の埋め立てが位置付けられる。
昭和44年 3月～	市川一期地区埋立免許取得、市川市地先の埋立事業が始まる。(昭和49年竣工)
昭和45年 5月	首都圏近郊緑地保全法による行徳近郊緑地保全地域(約83ha)の指定
昭和47年11月	浦安二期地区埋立免許取得、浦安二期地区の埋立事業が始まる。(昭和55年竣工)
昭和48年 3月	江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場を本行徳石垣場・東浜地区に都市計画決定(県知事決定) 地権者の反対等により県は処理場を埋立地に計画すると説明
昭和63年12月	JR京葉線開通、市川塩浜駅が開業
平成 5年 3月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画(計740ha)が決定、千葉県環境会議に同造成計画に係る環境保全計画書が提出される。
平成 8年 1月	市川二期地区・京葉港二期地区土地造成基本計画に係る環境の補足調査の現地調査開始(H9.12終了)
平成10年12月17日	市川二期埋め立て計画の変更について決議(市川市議会)
平成11年 3月25日	「自然との共生を踏まえ、夢のある市川二期埋立計画の実現へ向けた決議」を議決(市川市議会)
平成11年 6月 9日	県が「市川二期地区・京葉港二期地区計画の見直し案」(面積101ha)を発表
平成12年 1月25日	行徳地区自治会連合会(27自治会)が県知事あてに「市川市本行徳地先石垣場の残土問題の早期解決についての要望書」を提出、市長あてに「石垣場残土問題の早期解決についての要望書」を提出(10,348名の署名を添付)
平成12年 2月28日	県が県環境会議に「市川二期地区・京葉港二期地区土地造成計画の見直し計画案」(造成面積計101ha)を報告
平成12年 9月21日	「市川二期地区埋立計画を中心に臨海部の夢のあるまちづくりの実現に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成12年10月30日	「市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」設置、第1回会議開催(学識者、市民団体、周辺住民、地元企業等の代表者ら委員15名で構成)
平成13年 4月 5日	堂本知事が就任
平成13年 4月19日	市川市、船橋市、浦安市の三市が「三番瀬保全再生連絡協議会」を設置
平成13年 4月26日	「市川市行徳臨海部対策本部」設置
平成13年 9月19日	「市川の海と行徳臨海部の課題解決に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成13年 9月26日	堂本知事が県議会で埋立計画の白紙撤回を正式に表明
平成13年11月 7日	県が市川市に対して本行徳石垣場・東浜地区における下水道終末処理場計画の検討について協力要請
平成14年 1月28日	第1回「三番瀬再生計画検討会議(円卓会議)」開催(千葉県)
平成14年 2月17日	「市川市行徳臨海部まちづくりシンポジウム」開催(テーマ:市川市民が考える「三番瀬と再生とまちづくり」)
平成14年 9月20日	「石垣場・東浜地区の課題解決に向けた決議」を議決(市川市議会)
平成14年 9月29日	第2回「行徳臨海部まちづくりシンポジウム」を市川市民会館にて開催(市川市)
平成14年12月 4日	県知事が市川市本行徳石垣場・東浜地区に下水道終末処理場を設置することを表明
平成14年12月10日	「市川市行徳臨海部基本構想」決定
平成14年12月25日	三番瀬再生計画検討会議が千葉県知事に「三番瀬の再生に向けての中間とりまとめ」を提出
平成15年1月29・30日	「市川市本行徳石垣場・東浜地区の江戸川第一終末処理場計画地に係る千葉県と市川市合同説明会」を地権者を対象に開催
平成15年 3月27日	第1回「江戸川第一終末処理場計画地検討会」開催(千葉県・市川市)
平成15年 4月 8日	三番瀬の本「三番瀬の再生に向けて―地元市川市の挑戦―」販売開始(市川市)
平成15年 6月24日	「行徳臨海部特別委員会」の設置を決定(市川市議会)
平成15年 7月22日	「市川市三番瀬塩浜案内所」を開設(市川市)
平成15年11月27～29日	「江戸川第一終末処理場計画地の土地利用計画案全体説明会(千葉県・市川市合同)」を市川市にて開催

平成16年 1月22日	三番瀬再生計画検討会議が「三番瀬再生計画案」をとりまとめ知事に提出
平成16年 6月 4日	塩浜2・3丁目部分の海岸を「公共海岸」及び「海岸保全区域」に指定・告示
平成16年12月24日	第1回「漁場再生検討委員会」開催（千葉県）
平成16年12月27日	第1回「三番瀬再生会議」開催（千葉県）
平成17年 8月 1日	「塩浜地区まちづくり基本計画」策定（市川市）
平成18年 1月13日	「市川市塩浜護岸改修事業に係る千葉県三番瀬再生計画（事業計画）」確定（千葉県）
平成18年 1月17日	江戸川左岸流域下水道都市計画変更の告示（千葉県）
平成18年 3月	塩浜護岸の工事に着手（千葉県）
平成18年 3月23日	江戸川左岸流域下水道都市計画事業認可変更の告示（千葉県）
平成18年12月20日	「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）」策定（千葉県）
平成19年 2月19日	「千葉県三番瀬再生計画（事業計画）」策定（千葉県）
平成23年 4月 8日	「千葉県三番瀬再生計画（新事業計画）」策定（千葉県）
平成26年 3月25日	「千葉県三番瀬再生計画（第3次事業計画）」策定（千葉県）





3-5. 水と緑・公園

●水辺の環境整備

水辺は潤いと安らぎをもたらすだけでなく、都市空間の貴重なオープンスペースや、様々な生きものの生息空間として欠くことができないものである。都市化の進んだ市川市の河川・水辺環境を市民が十分に親しめる空間となるよう周辺の地域環境にふさわしい自然豊かな水辺環境の整備を推進し、個性ある地域づくりと豊かな生活環境の創出を行うことが望まれている。

○国分川調節池

国分川調節池は真間川流域の総合治水対策の一環として、全体面積 24ha の調節池で、千葉県事業として整備が進められているところである。

この調節池は都市化が進展した本市に残された貴重かつ広大な水辺空間であることから、平常時における調節池を有効に利用するため、平成 13 年度より千葉県と市、市民との協働により、地元自治会や学識経験者等を含めた「国分川調節池整備計画検討委員会」及び市民参加型の「国分川調節池を考える会」を発足し、整備方針などについて検討を進めてきた。そして平成 15 年には「人と生き物の輝く池を次の世代に手渡そう」というテーマと基本方針、ゾーニング等を定めた「国分川調節池整備基本方針」を策定している。

平成 19 年度からは、市と市民との協働による「国分川調節池を育む会」を立ち上げ、上部活用の検討を行い、平成 21 年度には利用面に関する「国分川調節池上部活用基本計画」を策定した。

平成 25 年度から上部整備の工事に着工しており、今後は平成 29 年度の完成を目指して行く。

また、育む会においては、平成26年度以降の部分供用開始に向け、運営・管理面を検討していく。

○江戸川活用総合計画事業

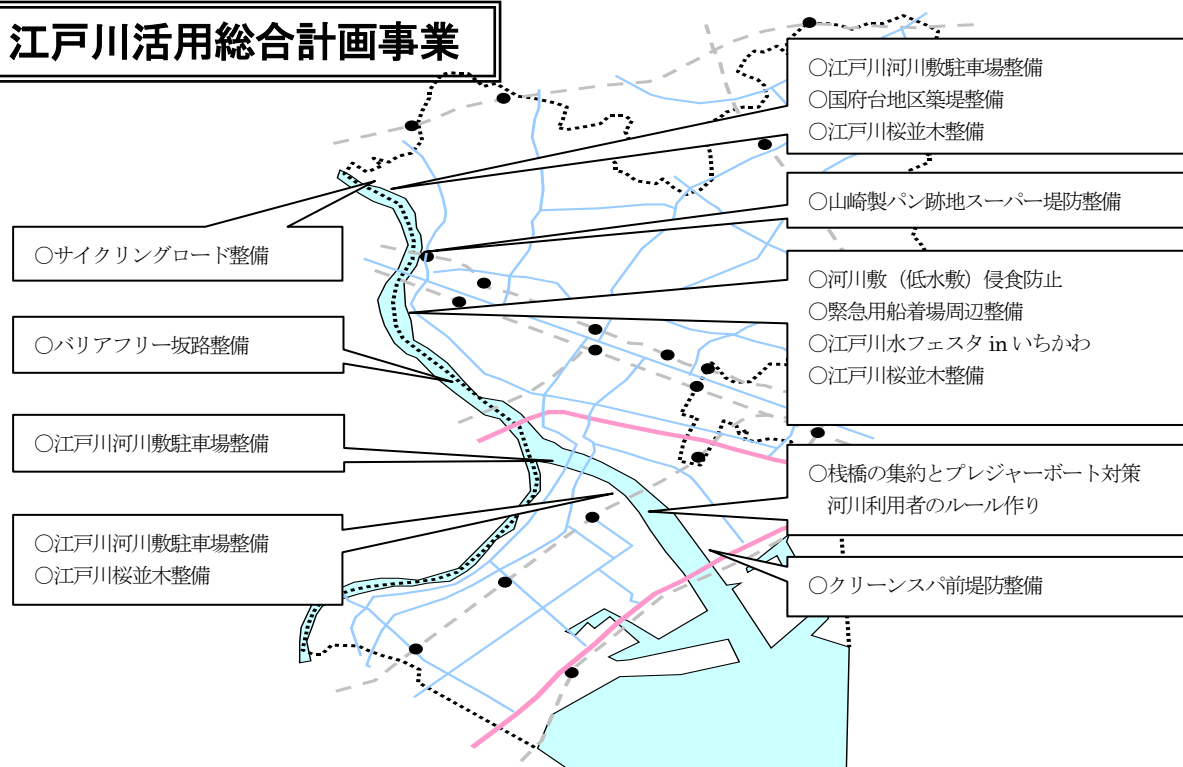
江戸川の広大なオープンスペースを活用し、安全で快適な河川空間の創出と景観向上を図り、市民に憩いと安らぎの場を提供するものである。

No	活用項目	計画内容	関連組織	現在の進捗状況	今後の市川市事業予定概要 ()内は当初予算額
1	サイクリングロード整備	江戸川の葛飾橋よりディズニーランドの間24kmの堤防を、国・県がサイクリングロードとして整備し、市は安全で快適な利用を図るため、休憩施設や情報板、安全対策施設等を整備する。	国土交通省 千葉県 市川市	平成11年度より市川市の要望を受けて江戸川の堤防上に国によって順次整備し、江戸川本川上約13kmのうち、約12.8kmが完成されている。 この整備の附帯施設として、市でトイレや四阿などの休憩施設やバイク止めなどの安全対策施設を設置した。	当サイクリングロードを、千葉県道として道路認定及び管理移管をするため、協議を継続していく。
2	江戸川河川敷バリアフリー対策	子どもから高齢者・体の不自由な方など、すべての人が川へ行きやすく利用しやすいように、バリアフリーに配慮したスロープや階段等の整備を行う。	国土交通省 市川市	江戸川の堤防にアクセスする既存階段に、国とともに、これまで24箇所の手摺りを設置した。また、江戸川のバリアフリー化を国に要望し、平成19年度に根本排水機場敷地内に坂路及び国府台3丁目地先の桜植栽箇所へ階段の整備がされた。平成20年度には、大洲地先への坂路が整備された。	現況及び地元要望を確認しながら、国へバリアフリーに配慮した坂路や階段・手すりなどの整備を要望していく。
3	江戸川桜並木整備事業	市内に点在する桜とのネットワークを図り良好な水辺空間の形成と潤いあるまちづくりを進めるため、江戸川沿川に桜の植栽を行う。	国土交通省 市川市 (公財)市川市花と緑のまちづくり財団 桜オーナー	平成16年度に市川南地区に42本、妙典スーパー堤防に32本、平成17年度に妙典保育園前に19本、平成18年度には里見公園下に24本、平成21年度に旧江戸川に隣接する広尾防災公園内に50本を桜オーナーとともに植栽した。	堤防上に桜を植樹できる場所の確保するため、引き続き国に要望していく。
4	国府台地区堤防整備及び河川空間活用事業	国府台地区の堤防整備にあわせ、周辺の河川空間の活用を図るもの。	国土交通省 市川市	平成12年度より柳原排水機場から里見公園山付きまで国が堤防工事を進め、平成16年度末に完成した。 平成18年度に市川市において、堤防と市道が交差する箇所の北側部に遊歩道の整備を行った。	新しく築堤された箇所周辺の河川空間(高水敷)について、活用方法を関係団体等と検討していく。
5	「江戸川・水フェスタinいちかわ」	江戸川の水辺で水に親しみながら、自然愛護の心を育み、地域交流の輪を広げることを目的とした各種イベントを実施するもの。	「江戸川・水フェスタinいちかわ」実行委員会	Eポート等の水辺のイベントだけでなく、河川敷を利用した遊びなど、誰もが楽しめるような水辺でのイベントとして、平成12年度より実施している。	今年度は7月12日に開催予定。 (負担金400,000円)
6	栈橋の集約とプレジャーボート対策(江戸川放水路水面等利用者協議会)	江戸川放水路のよりよい水辺環境の形成と河川利用の秩序の保持を目的とし協議会により対策を検討・実施するもの。	国土交通省 江戸川放水路水面等利用者協議会	平成13年に江戸川放水路水面利用計画を策定し、暫定係留施設の設置が許可された。平成14年2月に暫定係留施設に移動しない者に対し行政代執行を行った。 平成17年度より水面や河川敷など河川利用ルールを策定し、放水路の清掃活動とパンフレットの配布を行ない、平成18年度に利用ルール看板を設置した。	引き続き協議会にて対策を検討・実施していく。
7	河川敷(低水敷)浸食防止	江戸川の水際部分(低水敷)が流水やボートの波等で浸食されることに対して護岸保護の対策を講じる。	国土交通省 市川市	侵食された護岸に対して、河川利用者の安全を確保するため国に要望し、平成15年度に市川南5丁目地先を大型土のうによる補修を行い、平成17年度に大洲地先の直立護岸を災害復旧工事で多自然型護岸に改修した。また、平成20年度に増水により破損した市川2丁目地先の護岸について、国が災害復旧工事をを行い完成した。なお、平成25年度は、堤防幅が少ない箇所について、国が侵食・地震に強い安全な堤防づくりの一環として、低水護岸整備を行った。	河川の安全を確保するため、引き続き国に護岸の整備を要望していく。
8	江戸川河川敷駐車場整備	河川敷緑地の利便性向上と周辺道路の違法駐車対策として、河川区域内に駐車場を設置する。	国土交通省 市川市	平成13年度に妙典スーパー堤防、平成14年度には里見公園下に、平成17年度には河原地先の河川区域内に駐車場を整備し、平成18年1月からは、無料開放している。	今後はスーパー堤防事業など国の事業進捗にあわせ設置箇所を検討していく。
9	江戸川サイン整備	江戸川利用者への情報発信として、主要な箇所に誘導標、案内板等のサインを整備する。	市川市	拠点サイン(案内板)5箇所、誘導標(矢羽タイプ)8箇所、道祖神タイプ1箇所を平成19年度に設置し、河川利用者の利便性向上を図った。	江戸川活用に係る新規整備に合わせて、順次サイン整備を行っていく。

○江戸川河川敷緑地の歩み

年	実施主体	
	市川市	国
昭和		
41年 (1966)	河原地先江戸川右岸（河口出張所前）を国から占用し、広場として供用開始	
43年 (1968)	江戸川河川敷緑地として都市計画決定（113.6ha） 河原地先江戸川右岸を野球場として整備	
44-49年 (1969-74)	市川南地先から大洲、大和田地先の河川敷をグラウンド（野球場・広場）として整備	
50-52年 (1975-77)	河原地先広場を整備	
53年 (1978)	稲荷木2・3丁目地先行徳橋上流部の広場を整備	
55年 (1980)	稲荷木2・3丁目地先行徳橋下流部のグラウンドを整備	
58年 (1983)	市川2丁目地先に市川関所跡を設置	
平成		
10-15年 (1998-03)		柳原水門から里見公園地先の無堤防地区に築堤工事を施工
11年 (1999)		サイクリングロードの整備を開始
12年 (2000)	江戸川活用総合計画を策定	
13年 (2001)	市川南5丁目地先にビオトープを整備 妙典小学校前広場の駐車場の整備	市川南4丁目地先に緊急用船着場を整備 妙典小学校前広場の水洗トイレ設置
14年 (2002)	市川南緊急船着場周辺の環境整備 （修景施設、休養施設の設置） 国府台築堤周辺の環境整備 （駐車場及び水洗トイレの設置）	
15年 (2003)	市川南地先桜並木基盤及び坂路の整備 市川南地先堤防天端に水洗トイレを設置	
16年 (2004)	市川南地先、妙典スーパー堤防に桜並木を整備 市川関所跡を改修	
17年 (2005)	河原地先に河川敷駐車場を整備 妙典保育園前河川敷に桜並木を整備	
18年 (2006)	国府台3丁目地先（里見公園下）に桜並木を整備	
19年 (2007)	江戸川沿川に案内板・誘導サインの設置 クリーンスパ前堤防上部に広場を整備	根本排水機場敷地内にバリアフリー坂路整備 クリーンスパ前堤防整備
20年 (2008)		大洲地先にバリアフリー坂路整備
21年 (2009)		江戸川放水路高潮堤防整備
25年 (2013)		低水護岸整備

江戸川活用総合計画事業



●公園・緑地

○都市公園整備状況

都市公園の整備状況は、387箇所、面積147.34haを整備し、市民1人当りの公園面積 3.13 m²/人（墓園：10.0haを含むと 3.35 m²/人）となっている。（国：10.0 m²/人、千葉県：6.6 m²/人）

また、民有地を含む緑の保全施策として、特別緑地保全地区3箇所、面積約2ha、行徳近郊緑地特別保全地区1箇所、面積83ha、風致地区5地区、769ha、生産緑地地区335地区、99.5ha、保存樹林5箇所、2.2ha、緑地協定12箇所、6.5haにより緑の保全を図っている。

◆公園種別一覧

公園種別	箇所数	開設面積 ha
街区公園	326	31.13
近隣公園	11	16.80
地区公園	3	14.81
総合公園	1	11.39
運動公園	2	9.21
歴史公園	3	5.87
都市緑地	41	58.13
合計	387	147.34
一人当り公園面積m ² /人		3.13
墓園	1	10.0
一人当り公園等面積m ² /人		3.35

児童遊園地	80	2.81
-------	----	------

◆地域別公園・緑地

		江戸川以北	江戸川以南	
公園	箇所数	238	108	
	面積 ha	60.0	29.21	
緑地	箇所数	40	1	
	面積 ha	50.03	8.10	
合計	箇所数	278	109	
	面積 ha	110.03	37.31	
一人当り公園面積m ² /人		3.51	2.38	
都市計画 決定済 公園・緑地 (未開設含)	公園	箇所数	36	44
		面積 ha	54.56	21.38
	緑地	箇所数	20	0
		面積 ha	134.98	0.00
	合計	箇所数	56	44
		面積 ha	189.54	21.38
児童遊園地	箇所数	63	17	
	面積 ha	2.39	0.42	

◆公園整備状況

年度	総数		街区公園		近隣公園		運動公園・その他		人口1人当り 公園面積(m ²)	市の総面積に 対する割合(%)
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
10	313	119.99	275	27.25	10	16.37	28	76.37	2.72	2.12
11	318	120.40	280	27.41	10	16.37	28	76.63	2.68	2.14
12	325	121.50	285	28.08	10	16.37	30	77.05	2.69	2.15
13	338	123.23	297	29.79	10	16.37	31	77.07	2.69	2.19
14	345	124.20	300	29.87	11	16.69	34	77.64	2.70	2.20
15	355	126.08	304	30.11	10	13.96	41	82.01	2.72	2.23
16	356	129.16	304	30.11	11	16.80	41	82.25	2.78	2.29
17	359	129.12	306	30.02	11	16.80	42	82.30	2.77	2.29
18	361	131.89	305	30.16	11	16.80	45	84.93	2.82	2.34
19	365	140.62	308	30.18	11	16.80	46	93.64	2.99	2.49
20	372	141.51	315	31.07	11	16.80	46	93.64	2.98	2.51
21	377	141.96	320	31.52	11	16.80	46	93.64	2.99	2.52
22	381	146.36	322	31.78	11	16.80	48	97.78	3.08	2.60
23	383	146.63	324	31.98	11	16.80	48	97.84	3.12	2.60
24	386	147.33	326	32.36	11	16.80	49	98.17	3.15	2.61
25	387	147.34	326	31.13	11	16.80	50	99.41	3.13	2.61

注：墓園を除く。

○緑地保全対策

本市の特徴的な緑である樹林地について、明治 20 年から現在までの変遷を見ると、全体的に分断化や縮小化の傾向がみられる。

明治 20 年から昭和 30 年までは大町周辺に多く分布していた樹林地が果樹園に、中山周辺では墓地等になり、まとまった消失がみられる。また、下貝塚地区周辺でも宅地開発により消失し、帯状のものが分断されている。

平成 25 年の山林の総面積は 123.0ha であり、近年見受けられる主な減少の要因としては、宅地化や土地造成等がある。主に国府台や大野地区周辺の市街化区域内で、風致地区や農業振興地域等の指定がかかっていない部分での喪失が目立っている。

◆法によるもの

施策名称	根拠法令	箇所又は地区	面積
都市緑地	都市公園法	41箇所	約58ha
特別緑地保全地区	都市緑地法	3地区	約2ha
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	1地区	約83ha
生産緑地地区	生産緑地法	335地区	約99.5ha
保存樹林	都市美観法(略)	5箇所	約2ha
風致地区	都市計画法	5地区	約769ha
緑地協定	都市緑地法	12箇所	約6.5ha

◆条例等によるもの

施策名称	根拠法令	保全内容
宅地開発条例事前協議	都市計画法、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例	公園・緑地等の設置
緑地保全協定山林	市川市都市美観の保持等に関する条例	山林(民有地)の保全
市川市屋上等緑化推進事業	公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団補助金交付要綱	屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化
市川市保存樹木協定制度	市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱	貴重樹木の保全(巨木、クロマツ)

○緑地保全協定山林：163名、約38.5ha(市川みどり会)

○市川市保存樹木協定制度

	14～23年度	24年度	25年度	計
協定本数(本)	206 (10)	3 (10)	0 (9)	209 (20)
主な樹種	クロマツ 166 (9) その他 40 (1)	クロマツ 3 (9) その他 0 (1)	クロマツ 0 (9) その他 0 (0)	クロマツ 169 (27) その他 40 (2)

()内の数字は減失本数

◆山林の面積の推移

年 度	面積 (h a)
平成 8年	1 4 0. 6
平成1 1年	1 3 6. 6
平成1 4年	1 3 3. 7
平成1 7年	1 2 5. 3
平成1 8年	1 2 3. 8
平成1 9年	1 2 3. 3
平成2 0年	1 2 2. 5
平成2 1年	1 2 2. 4
平成2 2年	1 2 2. 3
平成2 3年	1 2 3. 0
平成2 4年	1 2 3. 0
平成2 5年	1 2 3. 0

◆公園・緑地用地の取得状況

年 度	面 積 (㎡)	金 額 (千円)	公 園 名
平成 6	1, 892	816, 650	北国分第4緑地、大芝原公園
7	1, 572	275, 094	北国分第3緑地
8	2, 429	323, 964	じゅん菜池緑地
9	4, 129	576, 732	北国分第3緑地、じゅん菜池緑地、柏井町2丁目緑地
1 0	2, 425	406, 472	国府台1丁目緑地、前畑緑地
1 1	639	90, 099	前畑緑地
1 2	29, 013	5, 398, 283	前畑緑地・大洲防災公園
1 3	1, 624	286, 573	前畑緑地・もときたかた第2公園
1 4	7, 348	600, 540	前畑緑地・迎米公園・八幡東公園・柏井町2丁目緑地
1 5	32, 026	566, 866	小塚山公園・柏井町2丁目緑地・大和田4丁目公園 梨風東緑地・大野町2丁目緑地
1 6	69, 604	4, 901, 342	小塚山公園・国府台緑地・柏井町1丁目緑地 真間山緑地・柏井緑地・広尾防災公園
1 7	7, 979	599, 191	小塚山公園・柏井緑地・八幡東公園
1 8	4, 917	255, 714	小塚山公園・梨風東緑地・国府台緑地
1 9	7, 467	554, 019	小塚山公園・国府台緑地
2 0	7, 725	594, 381	新田2丁目公園・稲荷木2丁目公園・国府台緑地
2 1	17, 781	474, 417	曾谷3丁目緑地、大町公園、国府台緑地、北国分2丁目公園
2 2	913	217, 320	平田公園
2 3	1, 398	97, 871	大野町4丁目公園
2 4	0	0	
2 5	3, 067. 60	444, 219	国府台緑地、小塚山公園（公社買収）、 小宮山第2公園（公社買収）

○小塚山公園整備拡充事業

本公園は、市北西部の水と緑のネットワーク基本方針に基づき、小塚山公園と堀之内貝塚公園に挟まれた「どうめき谷津」及び外かん道路の上部を活用し、両公園の結びつきを強化すると共に、地域の特長を活かした公園として整備をするものである。

なお、整備計画は周辺住民からの提案を踏まえて作成されており、平成15年12月に都市計画決定し、事業認可を得て、平成15年度より事業に着手している。

(事業概要) 位 置：市川市北国分1-2518 外
面 積：約5.9ha (拡張面積：約1.9ha)
事業期間：平成15年度～27年度 (事業認可)
進捗状況：用地取得 約1.65ha (進捗率87%)

○国府台緑地整備事業

国府台緑地は、市街地に残る樹林地として、また江戸川から堀之内貝塚公園にいたる市北西部地域における「水と緑の回廊」の緑の核となっていることから、保全・活用するとともに、周辺の公園・緑地とのネットワーク化を図るものである。

(事業概要) 位 置：市川市国府台4丁目3455番外5筆
面 積：約5.1ha
事業期間：平成19年度～30年度 (事業認可)
進捗状況：用地の取得 約4.88ha (進捗率96%)

○里見公園再整備事業

再整備事業の一環として、平成15年度に里見公園の噴水広場で600本のバラを植えて、バラ広場の整備を行った。

平成16年度は噴水広場の整備を行い、「公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団」に委託し、「バラの年間育成講習会」を実施した。この講習会は、多くの市民に市の花「バラ」をより親しんでいただき、市内にバラの輪を広げることが目的に行う事業である。

平成17年度は、柵で囲われた梅園を開放し、園路の設置・遊具のリニューアルを行った。平成19年度は公園内の「羅漢の井」の整備を行った。なお、「バラの年間育成講習会」は「花と緑の市民講座」の一つとして引き続き実施している。

平成21年度は、園路整備を行った。

○(公財)市川市花と緑のまちづくり財団

■概要：(公財)市川市花と緑のまちづくり財団は、広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑地の保全及び緑化の推進を図り、もって健康で快適な潤いのある環境づくりに資することを目的とし、昭和61年10月21日に設立された。

市からの出資金のほか開発負担金、市民からの寄付が基本財産を形成しており、これまで、寄附金や基本財産の利息収入で運営を行ってきたが、長引く超低金利の状況下、利息収入での事業運営が難しくなってきたため、平成8年度からは、市から補助金を受け事業運営を行っている。

■基本財産額：約14億6千万円

■役員：理事 8名、監事2名 (代表理事 小泉 勉)

評議員 6名 (会長 内田 一孝)

■主な事業活動

- ①募金活動 (木製の募金箱、花の種、緑の手引書の配付)
- ②花と緑の普及啓発 (花と緑の市民講座、ローズいちかわフェア等の実施、スズムシの配布)
- ③緑化助成事業 (緑化活動への助成、生垣・屋上等緑化・花壇・駐車場緑化設置への助成)
- ④緑化推進事業 (緑化ボランティア活動の支援、バラ等の普及促進)
- ⑤市からの受託事業 (里見公園バラ管理業務受託)

■生垣助成事業

生垣が作り出す緑の壁は、潤いある緑豊かな空間を作るだけでなく、地震や火災などの災害時には、延焼防止の役割も果たしている。(公財)市川市花と緑のまちづくり財団は、これまで市民の生垣づくりを支援するため、平成元年から助成してきた。平成16年度からは、市川市から補助金を受けて助成してきたが、平成18年度から、生垣設置費用の助成基準(1m当り助成限度額15,000円+ブロック塀撤去5,000円。民地境界は除外)を設け、市民の生垣づくりのより一層の推進を図っている。

・生垣助成事業(実績)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累計(H元～)
申請件数(件)	15	14	9	13	8	386
整備延長(m)	192	169	99	167	62	6,018
補助金額(千円)	2,353	2,635	1,221	2,514	916	48,477

■屋上等緑化助成事業

建築物の屋上、ベランダ、壁面を緑化することにより都市緑化を推進し、都市の快適環境を創出すると共にヒートアイランド減少の緩和及び良好な自然的環境の創出を図るため、平成13年度から平成16年度は市川市が、平成17年度からは市川市から補助金を受けて(公財)市川市花と緑のまちづくり財団が助成を行っている事業である。

助成額は、これらの緑化を行う際に、緑化区画の造成、樹木の植栽等に係る費用の2分の1であり、助成の上限額は、屋上緑化で50万円、ベランダ緑化で20万円、壁面緑化で10万円となっている。

なお、これらの緑化の種類によって1㎡当りの単価の上限も定めている。

・屋上等緑化推進事業

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	累計(H13～)
申請件数(件)	7	5	0	0	0	35
緑化面積(㎡)	366	85	0	0	0	1,290
補助金額(千円)	1,531	600	0	0	0	7,399
緑化の種類	屋7	屋4,壁1	0	0	0	屋31、ベ2、壁2

※ 屋：屋上緑化、ベ：ベランダ緑化、壁：壁面緑化

○市川みどり会

【設立の経緯】

市川みどり会は、緑の減少を憂慮した山林所有者が集まり、自然景観を守り、どこよりも住みよい環境を次代に引き継ぐことを目的とし、都市の緑地を保全する組織としては全国初の団体として昭和47年12月10日に設立された。

【事業活動】

市との「緑地保全に関する協定」に基づき、山林の維持管理に努めるとともに、緑化の啓発及び緑化に関する事業を強力に推進することと併せて、市が推進している「人と自然が共生するまち」づくりに積極的な参加と協力を行っている。

また、市は「緑地保全に関する協定」を締結した緑地等の所有者に対し、「市川市緑化対策事業補助金交付規則」に基づき、緑地等の管理費の一部として補助金を交付している。

※平成25年度 協定面積・・・ 38.5ha
 協定者数・・・ 163名
 補助金交付額・・・10,753千円

なお、主な事業活動は以下のとおりである。

■緑化の啓発

「市川みどり会」の活動を広く紹介するため、JA農業感謝祭等の催し物に積極的に参加している。

■植樹事業の推進

緑化推進のため、公共施設等を主とした植樹を行っている。

■里山再生事業

会員の山林の維持管理について、「市川みどり会」より、一定の基準で支援を行い、会員の山林をむかしの里山に近づけていく、また同時に緑地保全及び緑地推進に関して調査研究を実施する。

■寄附

(公財) 市川市花と緑のまちづくり財団が行う緑化推進に係わる事業や東日本大震災義援金に対し、寄附を行っている。

■相続税対策

緑地を保全し、次代まで引き継げるよう、山林相続税の農地並納税猶予制度の創設について、国・県に対し積極的に要望を行っている。

○広尾防災公園整備事業

広尾地区周辺は、住宅や工場が密集している上、住民一人当たりの都市公園や避難場所の面積も少ないことから、快適で安全な街づくりが課題となっている。そこで、(株)石原製鋼所工場跡地等を活用して、平常時は憩いやレクリエーションの場として住民に親しまれ、災害時は一時避難場所等の防災機能を備えた都市公園を整備し、地域の緑地空間の拡大と防災拠点の形成を図るものである。平成 22 年 3 月末に整備事業が完成し、同年 4 月 1 日に開園した。

なお、本事業は旧行徳市街地地区都市再生整備計画に位置づけられた事業として、まちづくり交付金を活用し整備したものである。

【事業概要】

- (1) 所在地：広尾 2 丁目 3 6 番外
- (2) 面積：約 3.7 ha
- (3) 公園種別：地区公園（防災拠点・一時避難場所の機能を有する都市公園）
- (4) 主な計画施設：多目的広場、管理事務所・備蓄倉庫、耐震性飲料用貯水槽、雨水貯留槽等
- (5) 整備スケジュール

平成 17 年度	整備計画策定（基本計画・基本設計）
平成 18 年度	都市計画修正、都市計画決定、実施設計、用地取得
平成 19 年度	実施設計、公園整備工事
平成 20 年度	用地取得、公園整備工事
平成 21 年度	公園整備工事、管理棟等建設工事
平成 22 年 4 月	開園

○葛南広域公園

昭和 59 年に、市川・船橋両市長連名で千葉県知事にあてて、市川市・船橋市・鎌ヶ谷市にまたがる自然環境が多く残っている地域に県立公園建設の要望書を提出した。昭和 61 年には千葉県『緑のマスタープラン』に位置付けられ、また、平成元年には『さわやかハート千葉 5 ヶ年計画』に葛南広域公園が位置付けられた。

第 1 期事業分として、市川市柏井町の「市川市青少年の森キャンプ場」を含む一帯と船橋市藤原にまたがる合計 22.7ha が計画された。

この公園は、「葛南自然ふれあいモデル地区事業」として、出来る限り現況の緑地を保全した施設整備を計画しており、平成 12 年度には予定地内の自然環境調査が実施された。

平成 15 年には、千葉県立都市公園の整備のあり方調査検討委員会において、構想中の公園としては優先順位が一番にあげられている。今後は、千葉県による事業化の段階になるが、千葉県の財政状況から予算確保が厳しい状況にある。

○市川市みどりの基本計画

本市では、緑の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法第 4 条に基づき、平成 16 年 3 月に「市川市みどりの基本計画」を策定した。本計画では、概ね 20 年後の平成 37 年を目標年次と定め、基本理念「人と緑とのかかわりを大切にする」のもとに 6 つの基本方針と計画実現のための基本的な施策、及び計画の目標水準、緑地の配置方針などについて明記している。

また、みどりの基本計画の将来像を実現するため、その実施計画として「市川市みどりの基本計画アクションプラン」を平成 18 年 3 月に策定し、基本計画の効率的な推進を図ってきた。今後は、平成 23 年度に策定した第 2 次アクションプランに基づき、引き続き基本計画の推進を図っていく。

●動植物園

大町地区の豊かな自然を生かして整備を進めている大町レクリエーションゾーンの中で核となる動植物園。レッサーパンダやオランウータンなど小動物を中心に約 70 種の動物がいる。園内には、動物に直接触れたり抱いたりできる「なかよし広場」をはじめ、自然博物館、自然観察園（バラ園）などがあり、また、周辺には少年自然の家（プラネタリウム）、民営のアスレチックなど、家族で森林浴を楽しみながら自然に親しむことができる。

動物の種類は、哺乳類 29 種 280 点、鳥類 28 種 108 点、爬虫類 6 種 28 点で、園内を、なかよし広場、家畜舎、サル山、サル舎、小獣舎、フライングケージの 6 ゾーンに分け展示している。

所在地 市川市大町 2 8 4 番地
敷地面積 約 1 8 . 3 h a
開設年月日 昭和 6 2 年 8 月 2 1 日
総事業費 5 3 億円〔自然博物館含む〕

◆入園者数

	大人	小人	幼児	合計
21 年度	136, 802 人	30, 826 人	80, 817 人	248, 445 人
率	55. 1%	12. 4%	32. 5%	100%
22 年度	119, 459 人	26, 171 人	69, 599 人	215, 229 人
率	55. 5%	12. 2%	32. 3%	100%
23 年度	122, 433 人	29, 169 人	71, 500 人	223, 102 人
率	54. 9%	13. 1%	32. 0%	100%
24 年度	118, 132 人	24, 118 人	72, 160 人	214, 410 人
率	55. 1%	11. 2%	33. 7%	100%
25 年度	136, 034 人	28, 178 人	74, 577 人	238, 789 人
率	57. 0%	11. 8%	31. 2%	100%

◆管理費推移

21 年度	275, 056, 212 円
22 年度	255, 782, 071 円
23 年度	254, 915, 765 円
24 年度	250, 042, 822 円
25 年度	245, 691, 528 円

○観賞植物園

大町公園内にあり、大温室やサボテン温室を備え、ハイビスカスやシンビジュームなどの熱帯植物を展示している。

所在地 市川市大町 2 1 3 番 1
敷地面積 6, 7 6 9 m²
開園年月日 平成 5 年 1 0 月 1 1 日
展示植物 熱帯植物 2 2 2 種 2, 5 0 4 本
サボテン 1 5 1 種 9 8 7 本
バラ園 1 0 9 種 1, 1 2 0 株

◆入園者数

21 年度	59, 483 人
22 年度	55, 613 人
23 年度	53, 230 人
24 年度	58, 562 人
25 年度	51, 714 人

※入園時において大人小人区分は行っていない。

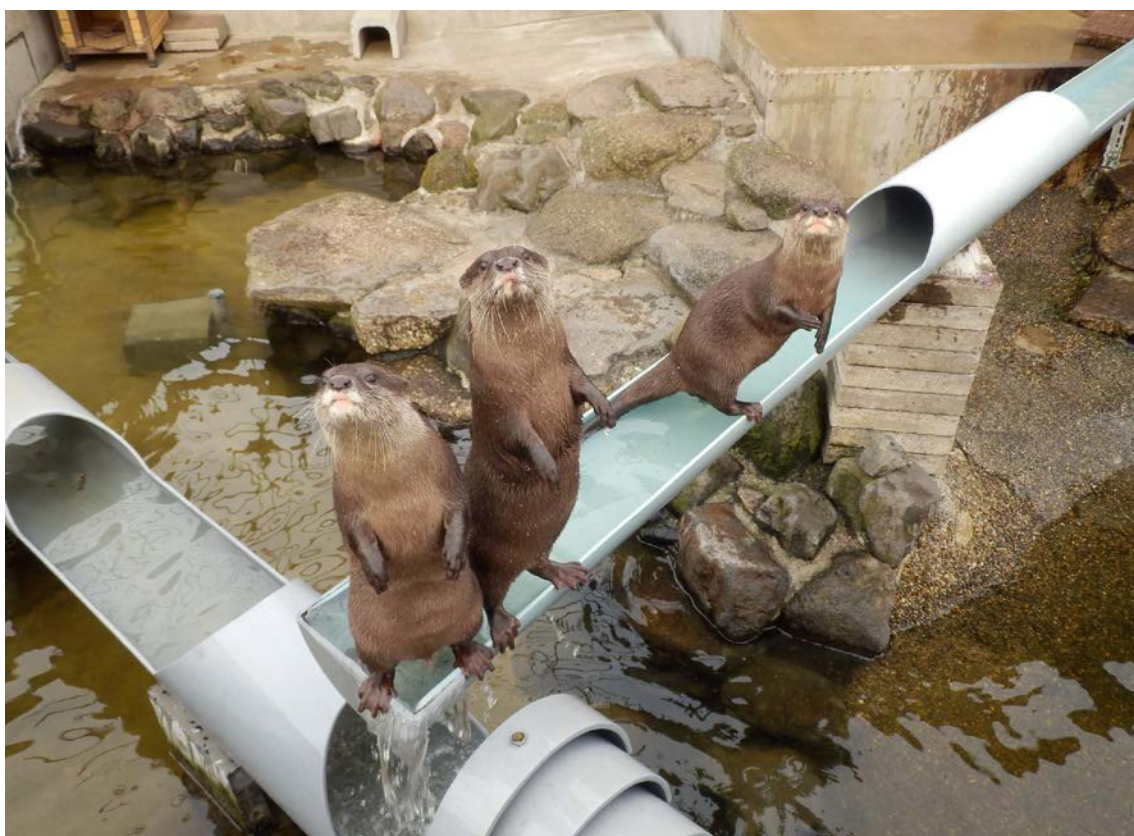
◆企 画 展 梨の大玉コンクール展

◆年次行事実績

	期 間	25年度入園者数	24年度入園者数
ホテル観賞会の実施	25年 7月 28日～ 8月 11日	16,121人	15,087人
初夏の散策会 (山ユリ観賞会)	25年 7月 21日～ 7月 28日	494人	1,010人
もみじ観賞会	25年 11月 23日～12月 8日	9,757人	15,240人
小学生によるサマー 動物教室	25年 8月 3日	36人(参加者)	37人(参加者)

◆研修生等受入状況

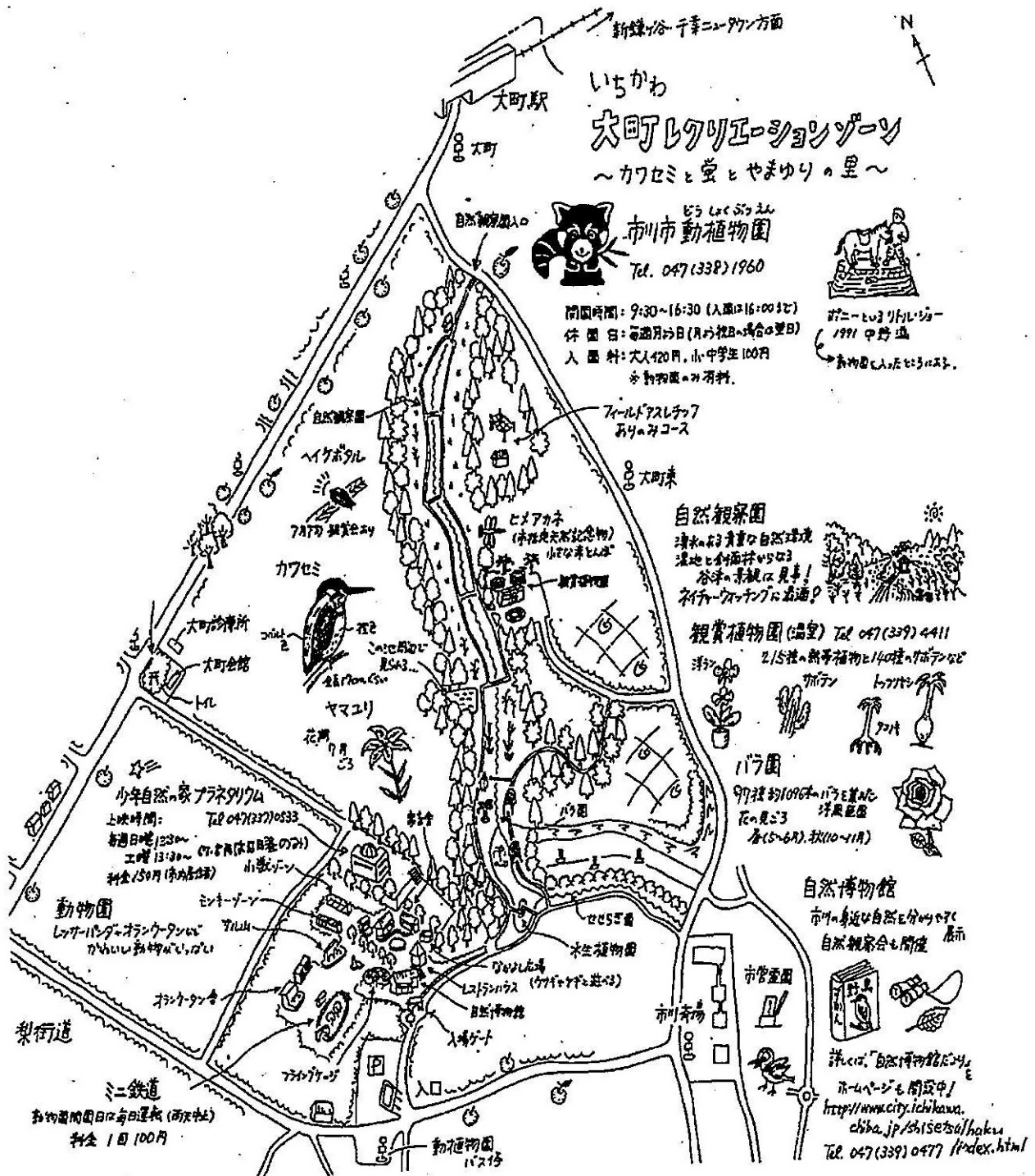
	25年度受入者数	24年度受入者数
中高生による 職場体験の受入	12校 33人	25校 75人
施設研修生の受入	9校 13人	4校 4人



(市川市動植物園:コツメカワウソ)

●大町レクリエーションゾーン構想と概要

- ・大町レクリエーションゾーンの自然環境の保全及び活用、並びに施設の有効利用を図る。
- ・大町地区150haを市民のレクリエーションゾーンとして位置づけ、民間施設と公共施設が一体となった憩いと安らぎの場を市民に提供する。



3-6. 治水

市川市の治水対策は、昭和 56 年 10 月の台風 24 号による大水害を契機に、真間川流域及び旧行徳地域等の低地域の浸水を解消するため、河川改修計画と整合を図った「市川市雨水排水基本計画」を昭和 59 年度に策定した。

この計画は、時間雨量 50mm 対応に整備するもので、全体計画では雨水幹線排水路延長 229,177m、排水機場 26 機場を整備するものである。

平成 25 年度末で雨水排水幹線排水路は 133,269m (改修率 58.2%)、排水機場で整備済み (50mm 対応) は 6 排水機場、暫定整備は 14 排水機場、未整備は 6 排水機場となっている。

なお、排水機場としては、千葉県と船橋市から引継いだ 2 排水機場と、下水道施設として整備中及び計画中の 2 ポンプ場を含めると、30 機場となっている。

◆雨水排水幹線水路整備の状況 (計画総延長 229,177m)

	19 年度 まで	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実施延長 (m)		57	356	260	136	80	0
累計延長 (m)	132,380	132,437	132,793	133,053	133,189	133,269	133,269
進捗率 (%)	57.8	57.8	57.9	58.1	58.1	58.2	58.2

◆市川市内の河川の状況

水系別	河川名	等級別	諸 元	
			市内延長 (m)	流域面積※ (k m ²)
利根川	真間川	一級河川	7,850	5.9
〃	国分川	〃	2,500	6.8
〃	春木川	〃	2,210	2.1
〃	大柏川	〃	5,000	11.6
〃	派川大柏川	〃	1,580	1.1
〃	高谷川	〃	3,820	3.3
〃	秣川	〃	170	5.4
〃	江戸川	〃	11,830	—
〃	旧江戸川	〃	4,970	—

※ 千葉県真間川改修事務所「平成 20 年度 事業概要」より抜粋

◆調整池の状況

名 称	貯留量 (m ³)
堀之内調整池	31,410
大野調整池	20,430
柏井調整池	42,400
大町調整池	3,744
大野ごとと南北公園池	31,620
保健医療福祉センター	16,333
開発行為調整池帰属分	3,953
国分調整池	3,655
大野暫定調整池	94
曾谷暫定調整池	600
東菅野暫定調整池	5,656
合 計	159,895

◆河川の整備状況

市川市では、大柏川の浜道橋上流から鎌ヶ谷市境までの 1,621m の区間について、都市基盤河川改修事業を基に公共投資重点化枠事業である床上浸水対策特別緊急事業を活用して事業を進めてきた。

これらの事業により、浸水常襲地域として懸案であった商工団地上流までの河道整備も完成したことから、平成 9 年度より床上浸水対策特別緊急事業の枠をはずして都市基盤河川改修事業として整備を進めている。

整備方針としては、河川改修による治水機能の向上を前提に、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する多自然川づくりを進めている。

平成 25 年度末までの整備状況は、橋梁架換 7 橋、護岸改修 1,496m が完成している。

◆多自然川づくり

整備前



整備後



◆親水施設

真間川



大柏川



◆水質浄化対策

真間川水系の水質は、BOD（生物化学的酸素要求量）の指標で汚濁状況をみると、水質環境基準（BOD10 mg/ℓ以下）を満足していない河川がある。これは、主に真間川流域の公共下水道の整備率が低く、家庭からの排水等が河川に流出してしまうためである。公共下水道の計画がない地域では、合併処理浄化槽の設置によって汚濁源である生活雑排水を浄化することが望まれている。このような流域の現状に対して、千葉県及び市川市では河川及び流入排水路に浄化施設を設置し、真間川水系の水質改善に取り組んでいる。

河川浄化施設

施設名	施設概要	目標値 (BOD)	事業者
派川大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 2,400 m ³ /日	40 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千葉県
春木川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 3,000 m ³ /日	40 mg/ℓ →20 mg/ℓ	千葉県
大柏川浄化施設	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 36,000 m ³ /日	35 mg/ℓ →10 mg/ℓ	千葉県

流入水路浄化施設

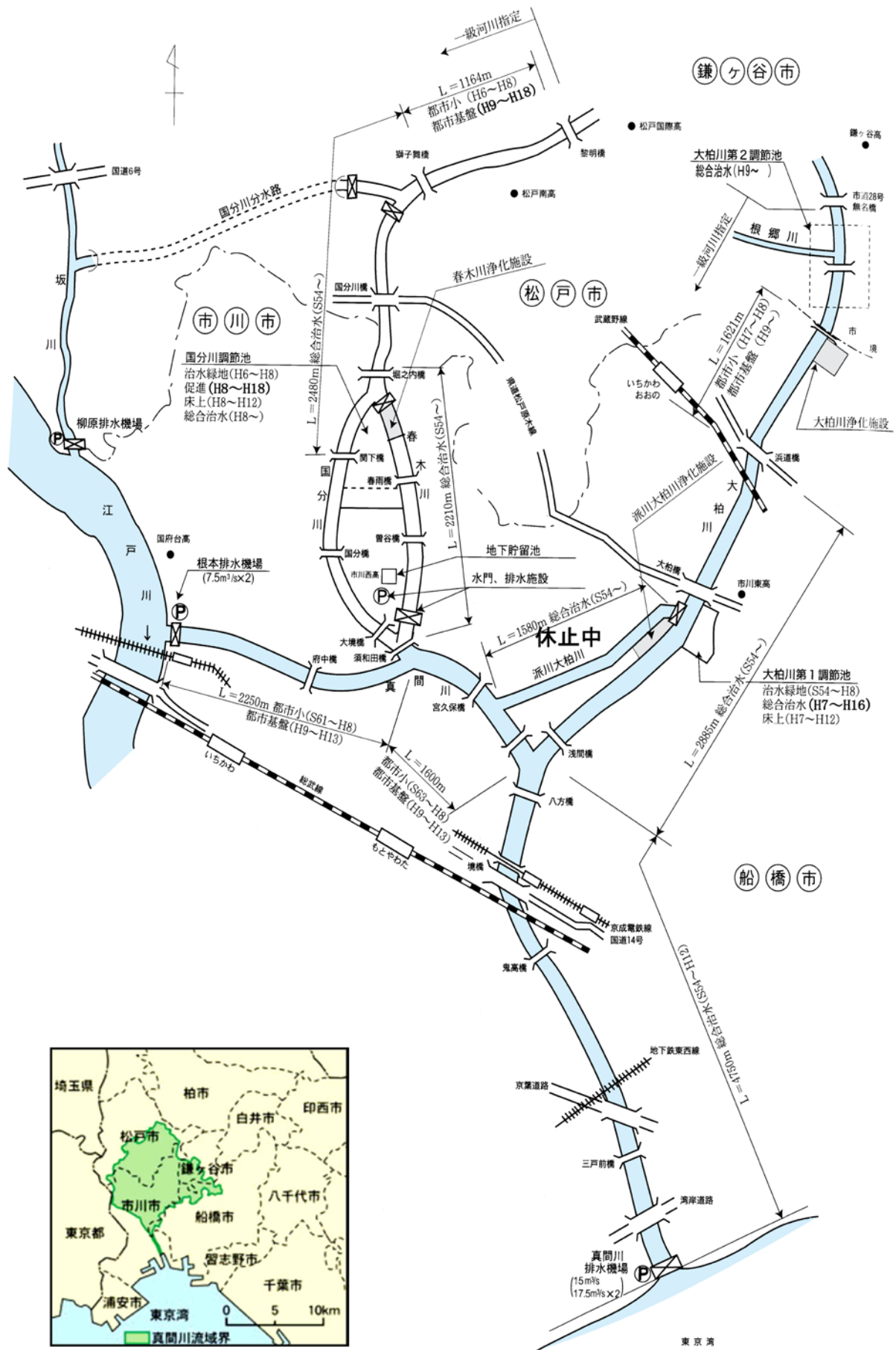
施設名	施設概要	H25 (BOD)	事業者
市川市浄化施設 1号機	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 300 m ³ /日	70.4 mg/ℓ →13.7 mg/ℓ	市川市
市川市浄化施設 2号機	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 350 m ³ /日	19.2 mg/ℓ →1.9 mg/ℓ	市川市
市川市浄化施設 3号機	浄化方式 生物接触酸化法 処理水量 850 m ³ /日	29.2 mg/ℓ →8.1 mg/ℓ	市川市

◆排水機場等の整備状況

排水機場名		排水面積 (ha)	計画排水量 (m ³ /sec)	現排水量 (m ³ /sec)	整備率 (%)	排水ポンプ
1	須和田	30.40	3.351	1.667	49.7	計画 φ900×1 600×2 設置 φ450×2(S61)
2	宮久保	13.60	1.714	1.000	58.3	計画 φ600×1 450×2 設置 φ450×2(S61)
3	美里苑	15.70	1.877	0.973	51.8	計画 φ700×1 500×2 設置 φ500×2(H1)
4	八幡	10.40	1.269	0.646	50.9	計画 φ600×1 400×2 設置 φ400×2(H3)
5	北方ポンプ	55.30	6.348	3.790	59.7	計画 φ1200×1 1100×1 600×1 設置 φ1200×1(S62) 600×1(S62)
6	本北方	13.80	1.678	0.833	49.6	計画 φ700×1 500×2 設置 φ500×2(S60)
7	鬼高	5.30	0.799	0.683	85.5	計画 φ450×2 設置 φ400×1(S45) 400×1(S51)
8	原木第1	64.00	4.600	3.927	85.4	計画 φ1000×1 700×2 設置 φ600×1(S52) 600×1(S56) φ700×2(H19)
9	原木第2	29.90	3.220	1.500	46.6	計画 φ900×1 600×2 設置 φ600×2(H2)
10	原木第3	54.20	5.408	1.667	30.8	計画 φ900×2 700×2 設置 φ600×1(S54) 600×1(S56)
11	二俣	57.10	5.653	1.583	28.0	計画 φ1000×2 600×2 設置 φ600×1(S54) 600×1(S57)
12	河原	69.61	4.942	2.058	41.6	計画 φ1000×2 600×2 設置 φ700×2(H10) 450×1(H10)
13	本行徳	42.92	4.464	4.464	100.0	計画 φ1000×1 700×2 設置 φ1000×1(H2) 700×2(H2)
14	押切ポンプ	37.39	3.814	3.814	100.0	計画 φ900×1 700×1 600×1 設置 φ600×1(S58) 900×1(S58) φ700×1(H20)
15	香取	13.48	1.537	1,928	125.4	計画 φ700×1 500×2 設置 φ400×2(S47) 450×1(S52) φ300×1(H7) 700×1(H13)
16	欠真間	40.03	4.123	4.123	100.0	計画 φ900×2 500×2 設置 φ900×2(S61) 500×2(S61)
17	相之川第1	7.93	1.078	0.800	74.2	計画 φ600×2 設置 φ400×1(S49) 300×1(S51) φ300×1(H7)
18	相之川第2ポンプ	10.75	1.340	1.340	100.0	計画 φ500×2 200×1 設置 φ200×1(H20) 500×2(H20)
19	新井ポンプ	61.97	8.319	8.319	100.0	計画 φ1000×2 800×2 700×1 設置 φ1000×2(H1) 700×1(H20) 800×2(H20)
20	妙典	97.50	12.130	9.950	82.0	計画 φ1200×3 800×2 設置 φ1200×1(H7) 800×2(H7) φ800×1(H12) 1200×1(H18)
21	本郷			1.500		設置 φ500×1 1900×1
22	高谷川	267.10	7.400	7.400	100.0	計画 φ1300×2 設置 φ1300×2
23	曾谷第2	19.90	2.382	0.000	0.0	計画 φ800×1 600×2
24	東国分第1	20.40	2.083	0.000	0.0	計画 φ700×1 500×2
25	国分第2	8.00	1.048	0.000	0.0	計画 φ500×2
26	宮久保第5	11.90	1.563	0.000	0.0	計画 φ700×1 400×2
27	二俣第2	19.40	1.980	0.000	0.0	計画 φ700×2
28	二俣第3	13.90	1.500	0.000	0.0	計画 φ600×2
29	市川南ポンプ	70.00	9.778	0.000	0.0	計画 φ1200×2 600×2
30	大和田ポンプ	244.00	26.748	0.000	0.0	計画 φ1200×2 1800×3

※ No.21,22 は市川市以外が整備。No.23~30 は整備計画。No.5,14,18,19,29,30 は下水道施設として整備又は整備予定。

◆真間川流域図



3-7. 下水道

【汚水事業：合流式含む】

本市の公共下水道事業（汚水：合流式含む）は、昭和 36 年、単独公共下水道事業として菅野処理区（合流式）の整備に着手した。

一方、広域的な水質保全を目的とした千葉県のエド川左岸流域下水道計画にあわせて、昭和 47 年本市も流域関連公共下水道事業（分流式）に着手し、以後、事業区域を拡大しながら整備を進めている。

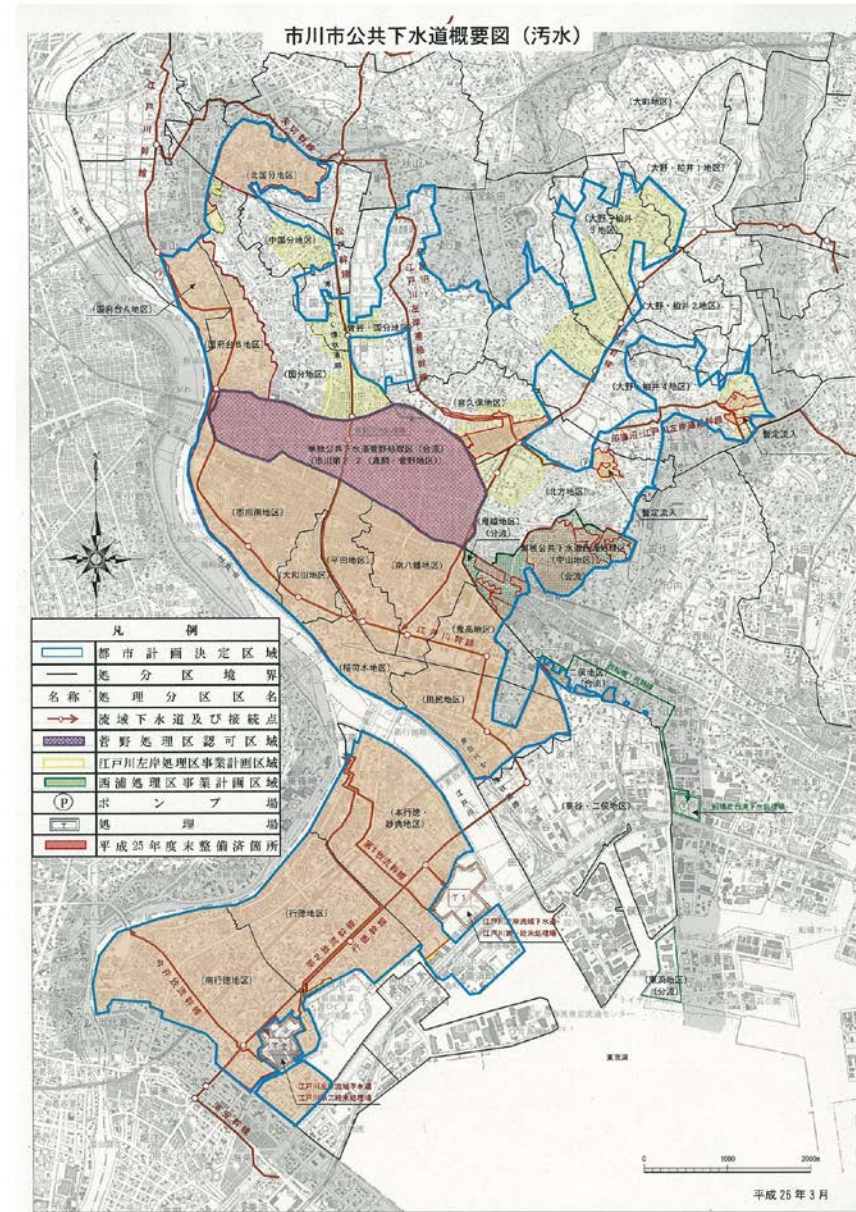
また、平成 9 年には、船橋市と共同の単独公共下水道事業として西浦処理区（合流、一部分流）の整備に着手している。

平成 25 年度末の整備面積は 2,176ha、処理人口は 329,600 人となり、下水道普及率 70.1%（住民基本台帳人口ベース）となっている。

【雨水事業】

公共下水道事業（雨水）としては、昭和 47 年、市川南・南八幡地区 539ha の整備に着手、以後、汚水事業の区域拡大にあわせて、整備区域を拡大、行徳地区の行徳駅前排水区、中江排水区及び里見排水区（国府台地区）の整備を行っている。

都市下水路事業としては、その区域の公共下水道事業に先立ち、市川駅南都市下水路、中山都市下水路及び北方都市下水路の 3 都市下水路を整備しており、うち市川駅南都市下水路及び中山都市下水路については、現在



は公共下水道に都市計画変更されている。平成 24 年度末における下水道事業による市街化区域の雨水整備面積は 529ha、整備率は 13.2%となっている。

【下水道事業の財源について】

下水道は、都市施設として重要な役割を果たすものであり、その広域的な公共性、公益性からも国の補助金（管渠補助率 1/2）を受け整備が進められている。また、下水道（汚水）整備により、整備区域においては、未整備区域に比べて生活環境が向上し、土地の資産価値が上昇する。このことから、直接的な受益のある、整備区域の住民に整備費用の一部を負担していただいている（受益者負担金制度）。

また、公共下水道（汚水）の利用者は、利用者負担の原則に基づき、汚水排除量に応じて下水道使用料を負担して頂くこととしており、下水道使用料は主に下水道施設（処理場、管渠等）の維持管理費用に充当されている。

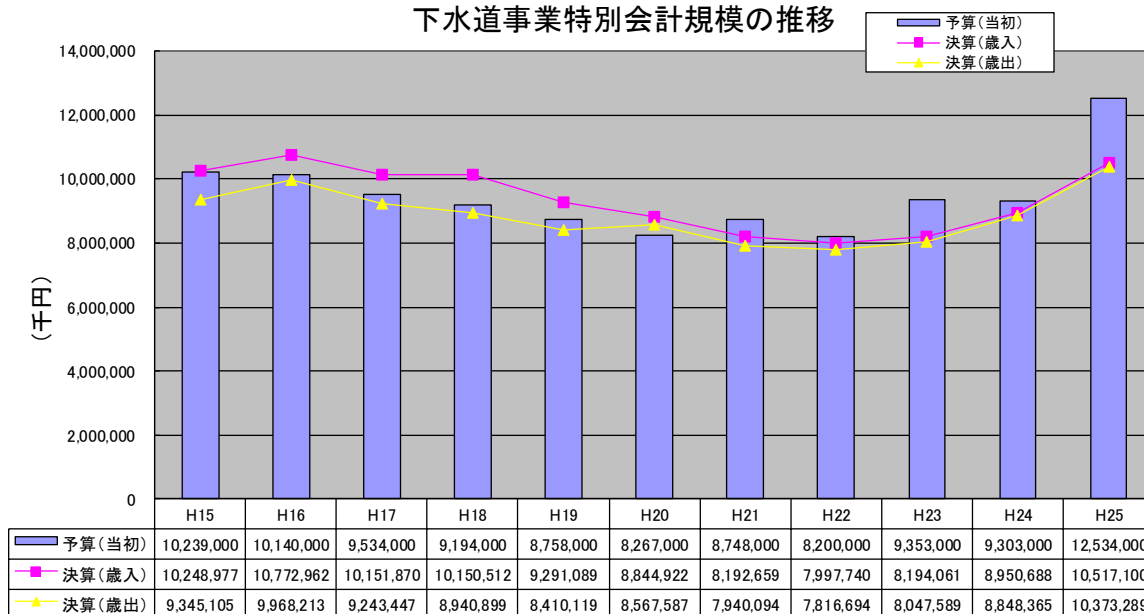
【今後の下水道整備について】

公共下水道整備汚水事業としては、事業認可区域内の整備促進を引き続き図るとともに、都市計画道路 3・4・18号及び外環道路事業（北部区間）の進捗により、今後、千葉県の江戸川左岸流域下水道市川幹線及び松戸幹線の整備に合わせ、本市北東部及び北西部地域の整備に着手して行くこととしている。なお、これらの公共下水道の整備に伴い、江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場の建設も合わせて進められている。

また、公共下水道整備雨水事業（浸水対策）としては、外環道路事業に合わせた、市川南地区及び高谷・田尻地区の排水施設等の整備を進めている。

今後、下水道の未整備地域においては、河川水路などの水質改善のため、当面は合併浄化槽の設置などを促進する。また、雨水浸水対策として、雨水排水機能の整備を進めると同時に、移動ポンプ車や土のう設置等による対応を実施していく。

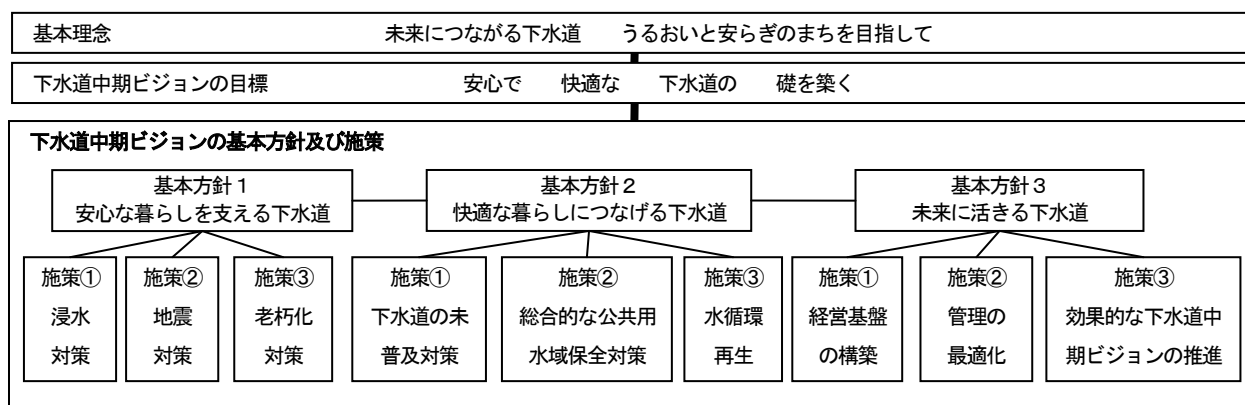
下水道事業特別会計規模の推移



【市川市下水道中期ビジョン】

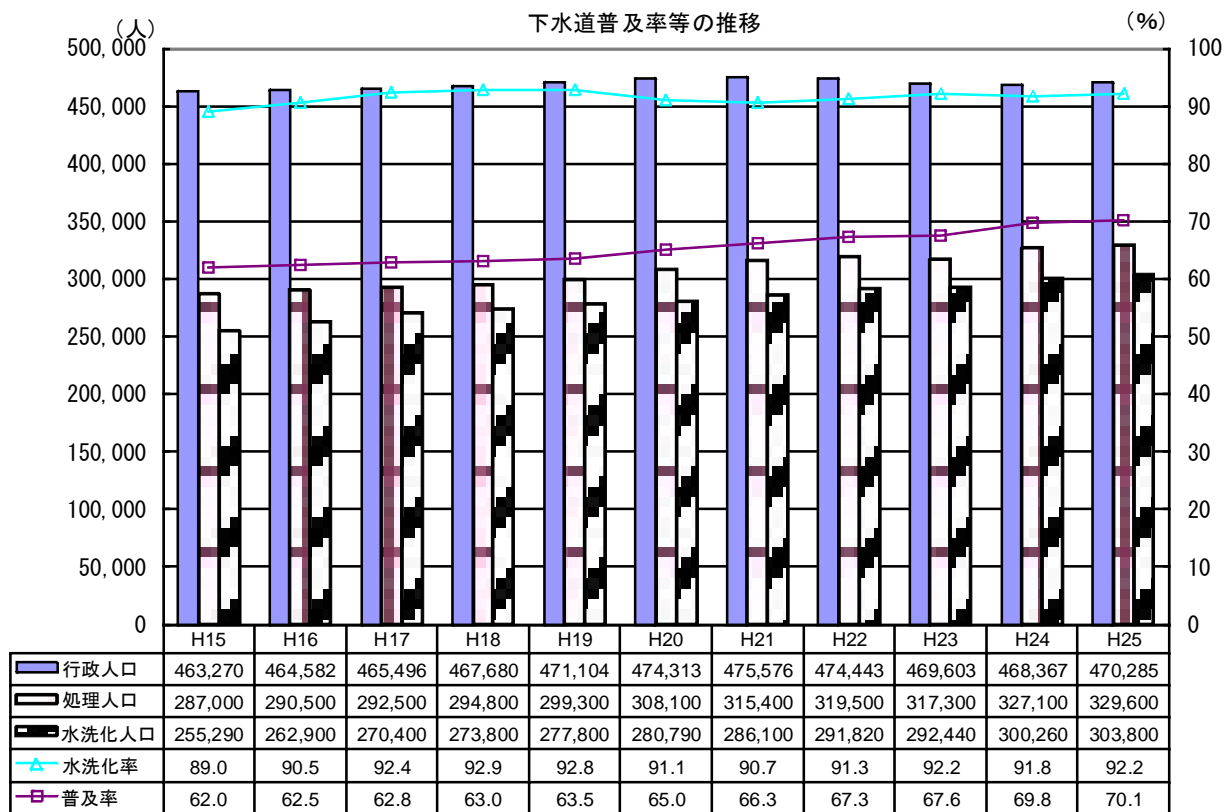
少子高齢化や厳しい財政事情などの状況の中で、未普及解消の停滞や施設老朽化などのさまざまな課題を同時並行的に解消することが不可能であることから、本市の下水道が果たすべき役割について中長期的な展望を持ち、健全で持続性のある下水道経営を維持しつつ、平成26年度から37年度という中期的な期間で重点的に取り組む施策の方向性を定めたものである。

○施策の体系



◆市川市の下水道事業年表

年	事	項
1960	昭和 35 年	公共下水道計画を作成
1961	36 年	真間、菅野地区 282ha（合流式単独公共下水道整備）着手
1967	42 年	市川駅南都市下水路事業 65ha（S43 年事業完了）
1972	47 年	菅野終末処理場完成処理開始 市川南、南八幡地区 539ha（流域関連公共下水道）着手 市川南排水区 539ha 雨水整備着手
1974	49 年	中山都市下水路事業 113ha（浸水解消目的）着手
1976	51 年	真間、菅野地区整備完了
1979	54 年	行徳地区 566ha（流域関連公共下水道）着手
1981	56 年	江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場処理開始
1984	59 年	行徳駅前排水区 159ha 雨水整備着手 中山都市下水路事業完了 北方都市下水路事業 55ha 着手
1987	62 年	北方都市下水路事業完了
1990	平成 2 年	鬼高、田尻、本行徳地区 426ha（流域関連公共下水道）着手
1993	5 年	中江排水区 147ha 雨水整備着手
1995	7 年	北国分、国府台地区 209ha（流域関連公共下水道）着手
1997	9 年	中山、二俣地区 126ha（合流式単独公共下水道整備）着手
2003	15 年	大野、柏井、宮久保、北方地区 252ha（流域関連公共下水道）着手
2005	17 年	菅野処理区 合流式下水道改善事業着手
2008	20 年	高谷・田尻排水区 35ha 雨水整備着手
2013	25 年	曾谷、国分地区 96ha（流域関連公共下水道）着手



※ H23 までは常住人口をベースとして数値を算出していたが、住民基本台帳法の改正に伴い H24 より住民基本台帳人口をベースとしている。

【下水道使用料の算出について】

下水道使用料原価の算定については、「雨水公費」「汚水私費」の負担を基本とし、下水道法第20条第2項第2号で規定されている。

下水道使用料原価は、維持管理費と資本費に大きく区分され、維持管理費は、人件費、動力費、修繕費、材料費等により構成され、資本費は、下水道事業債の元利償還金となっている。

下水道事業の経営の独立性や健全性を確保していく点からは、使用料対象経費に対して現行の下水道使用料は不足が生じており、一般会計からの繰入金に依存している状況となっている。これは市の財政へ影響を及ぼすとともに下水道未整備地区の住民との不公平感となるものであるが、現在までも下水道使用料が著しく高額とならないよう過度的に資本費の範囲を限定して使用料の検討を続けてきた。

社会的状況から影響を受けることも考えられるが、現行の使用料での平成24年度から平成26年度の3ヵ年の収支計画においては、使用料収入の資本費への参入が増加する傾向で、安定的な経営が見込まれている。

今後においても、下水道普及率、水洗化率の向上と維持管理費の削減に取り組み、安定的・持続的なサービスを提供していかなければならないと考える。

◆下水道使用料（1ヶ月あたり）

	定額料金単価(税抜き)		
	基本料	汚水排除量 (上水道使用水量)	料金単価 (税抜き)
一般汚水	10 m ³ 以下は 定額	1～10 m ³ (100 m ³ 以下)	900円
		1～10 m ³ (101 m ³ 以上)	1,800円
		従量料金単価(税抜き)	
	超過料金 1 m ³ につき	汚水排除量 (上水道使用水量)	料金単価 (税抜き)
		11～20 m ³	143円
		21～30 m ³	163円
		31～50 m ³	188円
		51～100 m ³	227円
		101～500 m ³	274円
		501～1,000 m ³	318円
1001～2000 m ³		363円	
2001 m ³ 以上	410円		
浴場汚水	1 m ³ につき		10円

※千葉県水道局が行う上水道の検針結果を元に下水道使用料を算定している。

そのため、検針結果の使用水量2ヶ月分を按分し、1ヶ月毎の使用料金を算出後、消費税相当額を加算する。



3-8. 住 宅

住宅に関する施策は、社会経済情勢や国等の住宅施策の変遷に鑑み、平成14年度に改正した「住宅マスタープラン」に基づき、良好な街なみを誘導し、街づくりの目標である総合的な住宅施策の推進を図ってきた。平成26年度は、住生活基本法の制定に伴い、本市においても住宅施策の基本方針として「住生活基本計画」を新たに策定する。

市内の住宅ストックは、平成20年現在、23万470戸である。これまでの住宅建設の促進という視点から、既存住宅を活用した住環境の向上を図る方向で住宅施策を展開するため、本市では、下記のような住宅の適切な維持管理のための支援を行い、質の高い住宅の供給を推進する。

また、近年、管理不全な空き家が増加しており、防災、防火、防犯、衛生上の観点から生活環境に影響を与える状況になっている。こうした事態を受け、平成25年1月1日より「市川市空き家等の適正な管理に関する条例」を施行し、空き家等の所有者等に対し、助言・指導を行うなど対応を進めている。

○住宅への支援

社会経済動向、市民ニーズなどを的確に捉え、住宅ストックの良質化を推進するため、住宅リフォーム相談事業を行い、平成25年度からはあんしん住宅推進事業を開始している。

また、住宅に関する様々な情報提供やマンション維持管理等に係る相談体制を確立し、民間住宅支援を行うものである。

・住宅リフォーム相談事業

住まいの修繕や模様替えなどに関する市民からの相談に、「市川住宅リフォーム相談協議会」所属の増改築相談員・マンションリフォームマネージャーが応ずるものである。

◆相談状況

	開設回数	相談件数
H23年度	21回	16件
H24年度	22回	22件
H25年度	24回	26件

・あんしん住宅推進事業

住宅の性能を向上させるための改修工事に要する費用を助成することにより、安心して居住することができる住宅の普及を図ることを目的として、バリアフリー、防災性の向上、省エネのいずれかに資する分野を対象とする改修工事費の一部を助成するものである（平成25年度開始）。

◆助成状況

	助成件数
H25年度	135件

・マンション管理支援事業

分譲マンションが適正に維持管理されることを支援するものとして、セミナーの開催及び無料のマンション管理士派遣を行うものである。

◆セミナー開催、管理士派遣状況

	開催回数	派遣件数
H23年度	5回	14件
H24年度	5回	13件
H25年度	5回	9件

3-9. 宅地・建築

●宅 地

○都市計画法に基づく開発行為等の規制

無秩序な市街化を防止するとともに、良好な生活環境の確保を図るため、都市計画法、市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（平成14年4月1日施行）、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成21年7月1日施行）の規定に基づき、市街化区域内及び市街化調整区域内における開発行為の規制並びに市街化調整区域内の土地における建築等の制限を行っている。

近年、工業地域への住宅計画の増加傾向が見られることから、良好な住環境や工業関係の安定操業を図るため、工業地域内の公共施設等の整備基準を強化した条例の一部改正（平成17年4月1日）を行っている。

◆申請受付状況

区 分	年 度	開 発 行 為	
		件 数	面 積 (㎡)
市街化区域	21年度	37	104,031.24
	22年度	46	63,184.78
	23年度	39	118,294.63
	24年度	61	92,607.25
	25年度	53	104,003.87
市街化調整区域	21年度	30	6,558.48
	22年度	106	22,583.63
	23年度	60	36,944.61
	24年度	54	33,262.84
	25年度	69	32,871.75

○「市川市工業地域等における大型マンション等建築事業の施行に係る事前協議の手続等の特例に関する条例」

1 目的及び効果

工業地域・準工業地域において、大型マンション等建築事業は急激な人口の増加を招き、周辺地域の環境を大きく変化させ、新たな行政需要を生じさせることや工業地域・準工業地域は、居住するための公共施設等が他の住居系地域に比べて整っていないことから宅地開発条例の事前手続や整備基準の特例を定め、当該事業区域に居住する人の良好な住環境の形成及び周辺の環境との調和を図ることを目的とした条例を平成16年1月1日より施行した。

さらに、17年1月1日から、適用事業を拡大するとともに、計画相談時には土地所有者の同意書を付することを義務付けるとともに、近隣住民等への説明の迅速を図るよう条例の一部改正を行った。

24年6月11日、特定地域について条例施行規則の一部改正を施行した。

2 条例の概要

- ① 大型マンション建築等を計画する事業者は、計画相談（土地所有者の同意書の添付）を行う。
- ② 市川市宅地開発調整会議を開催して、事業計画の調査・検討を行う。
- ③ 調査・検討の結果、義務教育施設への受入れが困難と予測されるときは、計画の中止、計画の延期又は計画の変更を勧告する。
- ④ 上記の勧告に従わない事業者については、協議、指導等の経過を公表する。
- ⑤ 大型マンション建築事業は、義務教育施設への受入れが可能であっても、宅地開発条例を上回る基準による公共施設等の基準で整備する。

3 適用対象とする事業

工業地域・準工業地域内で次に該当する共同住宅を計画する事業

- ① 【大型マンション建築事業】
 - ・事業区域が1ha以上又は計画人口800以上の事業
- ② 【中型マンション建築事業】
 - ・事業区域が3,000㎡以上1ha未満で、計画人口800未満の事業
 - ・事業区域が3,000㎡未満で、計画人口250以上800未満の事業
- ③ 【特定地域マンション建築事業】
 - ・義務教育施設への受入れが困難となる状況が予測される地域（規則で定める、新井小学校を通学校に指定されている区域）で、事業区域が500㎡以上の事業

○宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の規制

宅地造成等に伴って起こるがけ崩れや土砂の流出等による災害を防止するため「宅地造成工事規制区域」内で造成工事を行う場合に必要な規制を行うものであり、本市においては3地域がこの区域に指定されている。

◆申請受付状況

区 分	年 度	件 数	面 積 (㎡)
宅地造成工事	21年度	7	2,968.72
	22年度	7	1,963.16
	23年度	7	1,026.26
	24年度	7	2,319.78
	25年度	4	3,255.49

○国土利用計画法に基づく土地売買等の届出

土地の利用目的について適性かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地について売買などの取引をした場合には、契約後 2 週間以内に買い主が土地の利用目的及び取引価格等を市に届け出るよう義務づけている。(国土利用計画法第 23 条第 1 項)

◆届出受理状況

	区 分	年 度	届出件数
法定面積にかかる届出	市街化区域 (2,000 m ² 以上) 市街化調整区域 (5,000 m ² 以上)	21 年度	7
		22 年度	14
		23 年度	31
		24 年度	26
		25 年度	21

○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出

土地（届出の対象となる）を第三者に有償で譲り渡そうとしている場合及び土地を県や市町村などに買い取ってほしい場合に、市を経由して県に届出及び申出をする受付業務を行っている。

平成 24 年度からは、県から市への権限委譲に伴い市が届出及び申出の業務を行うこととなった。

◆届出・申出受付状況

	区 分	年 度	届出件数
法定面積にかかる届出	<ul style="list-style-type: none"> ・土地有償譲渡届出 市街化区域 (5,000 m²以上) 都市計画施設に抵触 (200 m²以上) ・土地買収希望申出 市内で 100 m²以上の土地を所有し、 市に買収を希望する方 	21 年度	11
		22 年度	14
		23 年度	17
		24 年度	20
		25 年度	16

※土地有償譲渡届出面積が、平成 15 年 4 月 1 日より 200 m²以上になった。

※平成 18 年 9 月以降、市川市では市街化調整区域内の土地の届出は不要となった。

(申出は、市街化調整区域でも可能。)

●建築の指導

市川市は、昭和 46 年 4 月 1 日に建築基準法に関する行政の執行機関として権限委譲されて、建築基準法に基づく建築確認、許可、認定、指定、検査などを行っている。

また、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及びラブホテルの建築規制に関する条例の手続き、既存建築物の耐震改修指導、特殊建築物の防災指導などの業務を行っている。

平成 16 年度より建築物の耐震改修を促進し、地震による倒壊を防ぐため、耐震診断に要した費用の一部を助成する事業を行っている。平成 20 年度からは耐震改修促進の施策として、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用の一部を助成する事業を開始した。

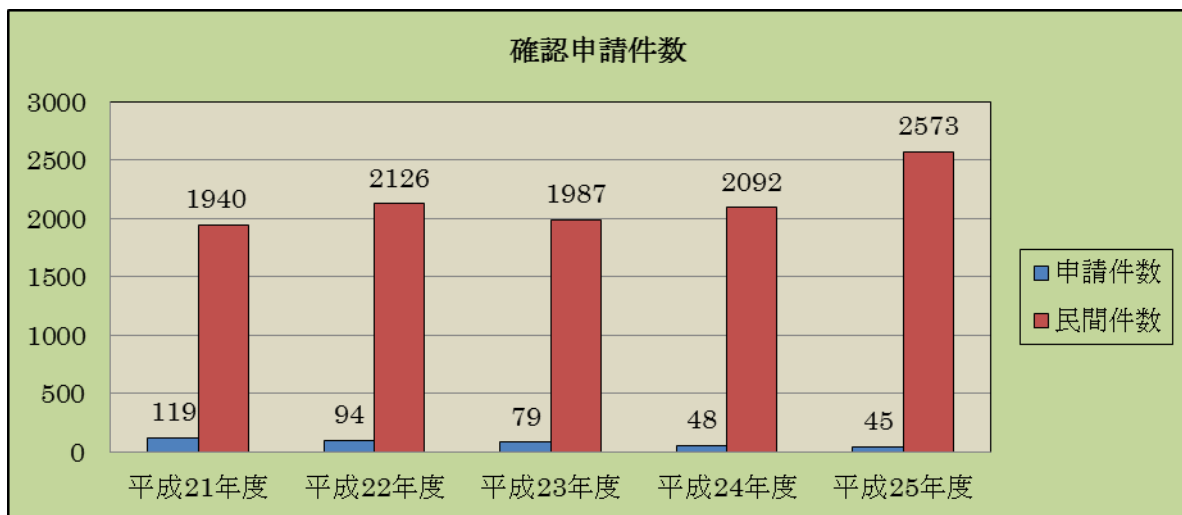
◆年度別市川市確認申請受付件数

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
申請件数	119(19)	94 (19)	79 (21)	48 (26)	45 (12)

()は計画通知申請件数

◆年度別民間確認申請受付件数

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
申請件数	1,940	2,126	1,987	2,092	2,573



◆市川市検査件数

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
中間検査	46	16	9	5	0
完了検査	83(14)	57(13)	54(18)	41(18)	25(12)

完了検査の()は計画通知件数

◆民間検査件数

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
中間検査	478	466	485	386	446
完了検査	1,614	1,603	1,698	1,696	2,090

◆許可・認定等申請件数（平成 25 年度）

許可・認定条項	第 43 条	第 44 条	第 51 条	第 85 条	県条例	その他	計
件数	94	1	0	26	1	4	126

◆道路位置指定取扱申請件数（平成 25 年度）

区 分	指定	廃止	変更
件 数	7	2	4

◆違反建築物処理件数（平成 25 年度）

違反建築物 件数	是正勧告書 を出した件 数	法第 9 条による通知・命令を出した件数				是正された 件数 (是正工事中 含む)	指導中	告発件数
		1 項 措置命令	2 項 1 項 通知	7 項 仮命令	10 項 工事停止 命令			
2	0	0	0	0	0	1	1	0

◆防災査察件数（平成 25 年度）

用 途 別	件 数	用 途 別	件 数
百貨店マーケット類	34	公会堂又は集会場	12
ホテル	8	地下街	0
病院等	0	その他	0
興行場等	1		
キャバレー等	0	合計	55

◆長期優良住宅申請件数 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成 21 年 6 月 4 日施行）

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
申請件数	215	308	394	445	510

※住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることを目的とするもの。

◆省エネ法届出件数 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年 6 月 22 日施行）

年 度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
届出 件数	一種特定建築物(床面積 2000 m ² 以上)	17	40	28
	二種特定建築物(床面積 300 m ² 以上 2000 m ² 未満)	106	106	119
	合計	123	146	147
定期報告(一種及び住宅を除く二種建築物が対象)		25	67	74

※燃料資源の有効利用を図るため、建築物等についてのエネルギー使用の合理化に関する所要の措置を講ずることにより、国民経済の負担の緩和、地球温暖化対策の一層の推進を目的とするもの。

◆低炭素建築物申請件数 「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成 24 年 12 月 4 日施行）

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度
申請件数	2	13

※地球温暖化対策を推進するため、二酸化炭素発生量が多い都市の低炭素化を図ることを目的とするもので、建築物の新築・改築等や空気調和設備の設置等の計画について、認定するものです。

◆建築協定

名 称	協定区域面積	制限の概要	有効期間
八幡台住宅地区 建築協定	市川市宮久保 2丁目20-2ほか 15,488.2㎡	○建築物は、一戸建専用住宅 及びその付属建物（物置、 自家用車庫）とする ○地階を除く階数は2以下と する ○その他	認可日 (H20.12.2) 公告日 (H20.12.3) 公告日から廃止さ れるまで
市川南行徳住宅 地建築協定	市川市南行徳 4丁目4ほか 12,822.28㎡	○敷地の分割を禁止する ○建築物は、一戸建住居専用 (2世帯住宅を含む)もし くは一戸建併用住宅とする (ただし共同住宅は除く) ○その他	認可日 (S56.9.12) 公告日 (S56.9.21) 公告日から廃止さ れるまで
ばらき苑住宅地 建築協定	市川市原木 4丁目1427-3ほか 17,430.33㎡	○建築物は、一戸建ないし2 戸建の専用住宅及びその付 属建物（車庫、物置の類） とする ○地階を除く階数は2以下と する ○その他	認可日 (H20.4.22) 公告日 (H20.4.22) 公告日から廃止さ れるまで

◆特定中高層建築物申請件数及び紛争調整件数

	申請件数	斡 旋	斡旋結果			調 停	調停結果		
			和解	打切り	継続		和解	打切り	継続
21年度	144	1	1	0	0	0	0	0	
22年度	120	0	0	0	0	0	0	0	
23年度	118	0	0	0	0	0	0	0	
24年度	140	1	0	1	0	0	0	0	
25年度	128	1	0	1	0	0	0	0	

※中高層建築物の建築計画に関し、近隣住民との間に紛争が生じた場合、良好な近隣関係を維持し、地域の健全な生活環境の維持及び向上を図るため、建築主と近隣住民との調整、あっせん等を行っている。

◆ラブホテルの建築規制に関する条例に基づく申請件数

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
申請件数	0	0	0	0	0

※ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全している。

◆千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出等件数

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
届出件数	18	31	28	37	23
指導書交付件数	21	20	26	30	21
適合証交付件数	2	0	3	2	2

※高齢者、障害のある人等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することが出来る社会を構築するために、公益的施設の整備基準の策定、特定施設の新設又は改修に係る届出等を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とするもの。

◆耐震診断・改修助成事業に基づく補助金交付件数（危険コンクリートブロックは長さ(m)）

年 度		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
木造住宅	耐震診断	31	27	43	74	25
	補強設計	10	7	11	8	8
	補強工事	5	7	6	5	9
	リフォーム工事	5	7	5	4	8
マンション	耐震診断	0	0	1	0	0
	補強設計	1	0	0	0	0
	補強工事	2	0	0	0	0
危険コンクリートブロック	除 却	14.4	0	65.6	242.7	107.0
	改 築	—	70.1	79.9	133.2	62.0
		—	61.9	75.5	124.2	60.4
	補 強	0	0	0	0	—

※地震による住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産の保護をするため、市民が所有し、かつ居住する住宅の耐震診断、耐震改修及び補強に伴うリフォーム並びに危険コンクリートブロック摒除却などに要する費用の一部を助成し、耐震改修の促進を図るとともに、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とするもの。

●公共建築物の耐震対策

◆市有建築物耐震化整備プログラムの完了

市川市では平成 18 年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正を受け、平成 9 年より行っている市有公共建築物耐震補強工事を迅速かつ計画的に行うため、平成 20 年に「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」を策定した。そして、法に位置づけられた特定建築物の耐震化完了年度を前倒しし、平成 25 年度を整備完了年度と定めた。

平成 26 年 3 月末現在、特定建築物 278 棟について、下表のとおり進捗したことから、「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」を完了している。

◆対象市有建築物の耐震化状況（平成 25 年度末現在）

単位（棟）

項目	総棟数	新耐震基準	旧耐震基準	耐震化整備済				耐震化率 (%) * 3
				耐震性有	耐震性無	耐震化整備済		
						補強済	建替取壊 (予定含む)	
対象建築物 * 1	278	86	192	59	133	126	7	100
上記以外 * 2	62	—	62	33	29	25	4	100
合計	340	86	254	92	162	151	11	100

* 1 対象建築物とは、「市川市市有建築物耐震化整備プログラム」の対象建築物に定められた建築物をいう。

* 2 上記以外とは、特定建築物の規模要件以下のため対象建築物とはならないが、市の耐震改修計画に盛り込んでいる建築物をいう。

* 3 建替、取壊については、建替の方針が決定したため、本整備プログラムの耐震化率に含めて算出している。

◆対象市有建築物（用途別）の耐震化状況（平成 25 年度末現在）

単位（棟）

用途	総棟数	新耐震基準	旧耐震基準	耐震化整備済				耐震化率 (%)
				耐震性有	耐震性無	耐震化整備済		
						補強済	建替取壊 (予定含む)	
教育施設	221	52	169	49	120	117	3	100
市長部局	110	31	79	41	38	30	8	100
消防施設	9	3	6	2	4	4	0	100
合計	340	86	254	92	162	151	11	100

★ ①教育施設：校舎、体育館、公民館、生涯学習センター等 ②市長部局：市営住宅、保育園、終末処理場、庁舎等
③消防施設：消防署、出張所等

※ 詳しくは、市ホームページへ http://www.city.ichikawa.lg.jp/cus05/taishin_keikaku.html

3-10. 環境・清掃

●環境の現況

○大気環境

(大気環境の状況)

大気汚染の発生源としては、主に工場・事業場などの固定発生源と自動車・船舶等の移動発生源があり、主な大気汚染物質は、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質、微小粒子状物質等で、更にこれらの汚染物質が大気中で光化学反応を起こして生成される光化学オキシダントがある。

平成24年度は一般環境大気測定局5局、自動車排出ガス測定局3局の計8局で測定し、光化学オキシダント及び微小粒子状物質を除く全ての項目において環境基準を達成している。

◆平成24年度/23年度測定結果

測定局	No.	測定項目 (単位)	二酸化硫黄 (ppm)		二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状 物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		光化学 オキシダント (ppm)		一酸化炭素 (ppm)		微小粒子状 物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
			2%除外値 0.04以下		98%値 0.06以下		2%除外値 0.10以下		1時間値 0.06以下		2%除外値 10以下		98%値35以下 年平均値15以下
			年度		23	24	23	24	23	24	23	24	23
一般環境大気測定局	1	本八幡局 (八幡小)	0.003 ○	0.003 ○	0.040 ○	0.041 ○	0.053 ○	0.052 ○	0.124 ×	0.176 ×	—	—	38.0(×) 14.2(○) ×
	2	新田局 (宮田小)	—	—	0.041 ○	0.044 ○	0.048 ○	0.045 ○	—	—	—	—	—
	3	二俣局 (二俣小)	—	—	0.045 ○	0.050 ○	0.065 ○	0.051 ○	—	—	—	—	—
	4	行徳駅前局 (行徳駅前公園)	0.004 ○	0.005 ○	0.042 ○	0.043 ○	0.055 ○	0.051 ○	0.161 ×	0.195 ×	—	—	—
	5	大野局 (大柏小)	0.003 ○	0.003 ○	0.034 ○	0.032 ○	0.067 ○	0.056 ○	0.122 ×	0.150 ×	—	—	36.6(×) 12.7(○) ×
自動車排出ガス測定局	6	市川局 (市川三丁目)	—	—	0.046 ○	0.047 ○	0.060 ○	0.048 ○	—	—	0.9 ○	1.0 ○	—
	7	行徳局 (第七中)	—	—	0.044 ○	0.046 ○	0.058 ○	0.047 ○	—	—	0.8 ○	0.9 ○	40.8(×) 15.3(×) ×
	8	若宮局 (若宮小)	—	—	0.039 ○	0.045 ○	0.071 ○	0.057 ○	—	—	0.8 ○	0.9 ○	—
環境基準 適合状況	一般局(5)		100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	—	—	0%
	自排局(3)		—	—	100%	100%	100%	100%	—	—	100%	100%	0%
	全体		100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	100%	100%	0%
県目標値 (0.04ppm)					37.5%	12.5%							

備考 ①光化学オキシダントの測定値は、昼間の1時間値の最高値。

②表中の○は環境基準(長期的評価)を達成、×は環境基準が未達成を示す。

③微小粒子状物質の長期的評価は、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下(長期基準)であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること(短期基準)の両方を適合しなければならない。

○水環境

(河川・海域の水質状況)

平成24年度は、河川等9地点・海域7地点で調査した結果、河川の水環境基準点におけるBOD(75%値)は、根本水門(真間川)、三戸前橋(真間川)、須和田橋(国分川)の3地点で環境基準E類型を満たしていました。

(※環境基準点とは、類型指定された水域について、環境基準の達成状況を把握するための地点である。
また、補助地点とは環境基準点以外で、補助的に水質の常時監視を行っている地点をいう。)

海域のCOD(75%値)は、沿岸部(C類型)3地点で、環境基準を満たしていましたが、沖合部(B類型)では4地点とも環境基準を超えていました。

富栄養化の指標でもある全窒素は沖合部4地点で、全リンは沿岸部1地点及び沖合部3地点で、環境基準を満たしていません。

全シアン、カドミウム、水銀などの健康項目26項目については、河川5地点(環境基準点、補助地点)で環境基準を満たしていません。

◆平成24年度/23年度 河川の水質状況(BOD)

(単位 mg/リットル)

NO	河川名	調査地点	類型	環境基準	24年度					23年度 平均値
					検体数	基準適否	75%値	最小値 ～ 最大値	平均値	
①	真間川	根本水門	E	10	24	○	2.9	0.8～5.5	2.6	2.3
②		三戸前橋	E	10	24	○	5.5	2.3～10	4.9	4.6
3	国分川	稲越地先	E	10	4	—	—	3.1～10	7.0	9.5
④		須和田橋	E	10	24	○	8.3	4.3～13	7.7	8.2
⑤	春木川	国分川合流前	E	10	24	×	11	4.8～22	9.4	9.1
⑥	大柏川	浅間橋	—	—	24	—	—	2.9～13	6.9	6.5
7		霊園前	—	—	3	—	—	6.6～10	8.1	7.8
8	高谷川	高谷3-8地先	—	—	4	—	—	4.2～9.0	7.6	7.6
9	大柏川水路	大野町4-2432地先 (旧市川北高横)	—	—	4	—	—	1.6～3.6	2.6	2.7

① ② ④ ⑤は環境基準点。⑥は環境基準補助点。

◆平成 24 年度/23 年度 海域の水質状況

(単位 mg/l)

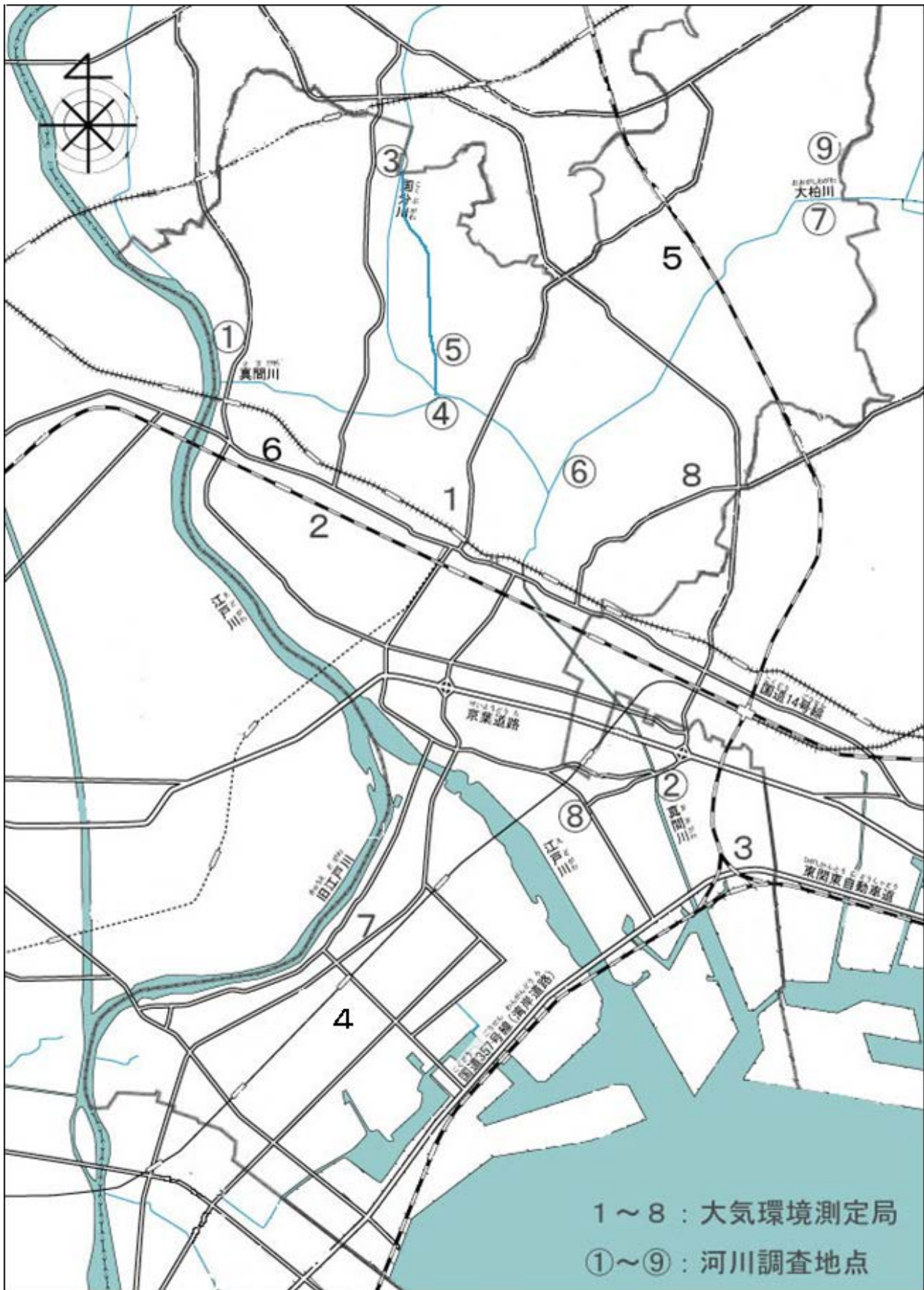
No	地点	C O D					類型	全窒素			全りん					
		環境基準	24年度		23年度	環境基準		24年度		23年度	環境基準	24年度		23年度		
			基準適否	75%値	平均値			平均値	基準適否	平均値		平均値	基準適否	平均値	平均値	
1	塩浜3丁目地先	C	8	○	4.5	4.5	4.7	東	1	×	1.2	1.2	0.09	×	0.19	0.12
2	塩浜1丁目地先			○	5.3	4.5	4.4			×	1.1	0.95		○	0.09	0.06
3	日新製鋼地先			○	5.1	5.1	4.3			×	1.2	1.1		×	0.11	0.09
6	南行徳漁協 半ベタ流し漁場	B	3	×	5.3	4.3	4.4	京	湾	○	0.94	0.94	0.09	×	0.13	0.06
7	船橋市漁協 半ベタ流し漁場			×	5.2	4.3	4.0			○	0.87	1.0		○	0.06	0.07
8	行徳漁協 ベタ流し漁場			×	3.5	3.7	4.9			○	0.98	0.97		○	0.05	0.05
9	船橋市漁協 ベタ流し漁場			×	3.8	4.5	4.6			○	0.95	1.0		○	0.06	0.05

※No. 4、No. 5 は欠番

備考 公共用水域(河川、海域)における環境基準の評価について

BOD(河川)、COD(海域)の環境基準の適否は、年間測定日数(n回)の測定値を小さなものから並べ、 $n \times 0.75$ 番目(整数でないときは小数点以下切り上げ)の数値(75%値)が環境基準値以下の場合に環境基準を達成していると評価する。他の項目(全窒素、全りん、健康項目等)については、年平均値により評価する。

平成24年度 大気環境測定局・河川調査地点



○道路の騒音・振動

平成24年度は、主要道路9路線10地点で実施し、自動車騒音は昼間64～74デシベル、夜間60～73デシベルでした。国府台2丁目(No.7)など、比較的交通量の多い道路に面した地点では、騒音レベルが高くなっています。振動レベルは昼間37～55デシベル(L10)、夜間36～57デシベルでした。

◆平成24年度道路騒音・振動測定結果

No	道路名	調査地点	測定年月日	騒音 (dB)				振動 (dB)			
				L eq				L 10			
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	昼間	要請限度	夜間	要請限度
1	国道14号	八幡1丁目15	未測定	—	70	—	65	—	70	—	65
2	(主要)市川・浦安線	東大和田1丁目	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60
3		東大和田2丁目	未測定	—	70	—	65	—	70	—	65
4		本行徳12	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60
5		未広1丁目	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60
6	(主要)市川・柏線	東菅野2丁目	H25.2.20	64	70	63	65	43	70	39	65
7	(主要)市川・松戸線	国府台2丁目	H25.2.20	71	70	73	65	54	65	57	60
8	(主要)市川・印西線	若宮3丁目	H25.1.22	64	70	62	65	46	65	43	60
9	県道松戸原木線	北方町4丁目	未測定	—	*	—	*	—	*	—	*
10	県道高塚新田市川線	東国分2丁目	H25.1.24	65	70	60	65	49	65	40	60
11	国道464号	大町	H25.2.20	69	*	66	*	55	*	49	*
12	市道0126号	東菅野5丁目	未測定	—	65	—	60	—	65	—	60
13	市道0117号	南八幡2丁目	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60
14	市道0125号	八幡6丁目	未測定	—	65	—	60	—	65	—	60
15	県道船橋・行徳線	田尻4丁目	H25.1.31	67	70	63	65	45	65	38	60
16	市道0101号	塩浜4丁目	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60
17	市道0104号	新浜2丁目	未測定	—	*	—	*	—	*	—	*
18	市道0106号	福栄4丁目	未測定	—	*	—	*	—	*	—	*
19	国道357号	塩浜3丁目	未測定	—	70	—	65	—	70	—	65
20	市道0130号	堀之内5丁目	未測定	—	*	—	*	—	*	—	*
21	市道0124号	菅野6丁目	未測定	—	65	—	60	—	65	—	60
22		菅野5丁目	未測定	—	65	—	60	—	65	—	60
23	国道14号	市川2丁目	H25.2.20	69	70	67	65	40	70	38	65
24		新田1丁目	未測定	—	70	—	65	—	70	—	65
25		平田1丁目	未測定	—	70	—	65	—	70	—	65
26		八幡1丁目8	H25.2.4	67	70	67	65	37	70	36	65
27	(県)	鬼高1丁目	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60
28	若宮西船市川線	大洲4丁目	H25.2.7	72	70	73	65	48	70	46	65
29	(主要)市川浦安線	富浜1丁目	H25.1.29	74	70	71	65	47	65	41	60
30		欠真間1丁目	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60
31	市道0109号	塩焼3丁目	未測定	—	60	—	55	—	65	—	60
32	市道0101号	相之川4丁目	未測定	—	70	—	65	—	65	—	60

- ※1 時間帯 騒音：昼間6時～22時、夜間22時～翌日6時
振動：昼間8時～19時、夜間19時～翌日8時
- ※2 環境基準値、要請限度について、*は基準等が設定されていないことを表す。
- ※3 太字で示した数値は環境基準値を超過していたことを表すが、道路騒音についての環境基準の評価は 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価

●地球温暖化問題への取り組み

○概要

地球環境問題は、その影響が地球的な規模に及ぶとともに将来にわたり影響が持続するなど、空間的・時間的な広がりの特徴としている。そのなかには、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、海洋汚染、野生生物種の減少、有害廃棄物の越境移動、砂漠化、発展途上国の公害などの問題がある。

本市では、地球温暖化防止対策の推進、オゾン層破壊の抑制、酸性雨の抑制について、地域からの取り組みを推進している。

○市川市地球温暖化対策推進プラン（市川市地球温暖化対策地域推進計画）

平成 21 年 3 月、市域全体での地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「市川市地球温暖化対策推進プラン（市川市地球温暖化対策地域推進計画）」を策定した。

本プランでは各主体の取り組みの実践による成果を評価し、各主体にとってわかりやすく、かつ取り組みを実感できるよう、世帯や延床面積などといった単位量当たりのエネルギー使用量についての削減目標を、部門別に設定している。

市川市地球温暖化対策推進プランの基本的事項

策定	平成 21 年 3 月	
期間	平成 21 年度～平成 28 年度	
目標	民生家庭部門	家庭 1 世帯当たりのエネルギー使用量を 10%削減
	民生業務部門	事業所床面積当たりのエネルギー使用量を 5%削減
平成 18 年度比較	運輸部門	自動車 1 台当たりの燃料使用量を 10%削減
産業部門のみ	廃棄物部門	1 人 1 日当たりのごみ排出量を 10%削減
平成 2 年度比較	産業部門	製造品出荷額当たりのエネルギー消費量を 10%削減
各主体の役割	市民	暮らしと地球温暖化の密接な関係を深く理解する。 日常生活における省エネ・省資源などに取り組む。 地域での地球温暖化防止活動に参加・協力する。
	事業者	事業活動における省エネ・省資源などに取り組む。 事業活動と地球温暖化の密接な関係を従業員が理解できるようにする。 地域での地球温暖化防止活動に参加・協力する。
	市	市民・事業者・市が連携して地球温暖化防止のための取り組みを進めるための仕組みを整備するとともに、啓発や情報提供を行う。 市民・事業者の取り組みを支援する施策を実施する。 事業者の模範となるように率先して取り組みを行う。
推進方策	推進組織として、市民・事業者・市・関係団体等で構成する市川市地球温暖化対策推進協議会を設置し、協議会及び市の協働の下に、必要事項の協議、情報の収集と提供、施策の PDCA（立案、実行、評価、見直し）を行い、着実な推進を図る。	

なお、本プランに関連する様々な施策において、特に重要な 6 つの取り組みを重点的に推進している。

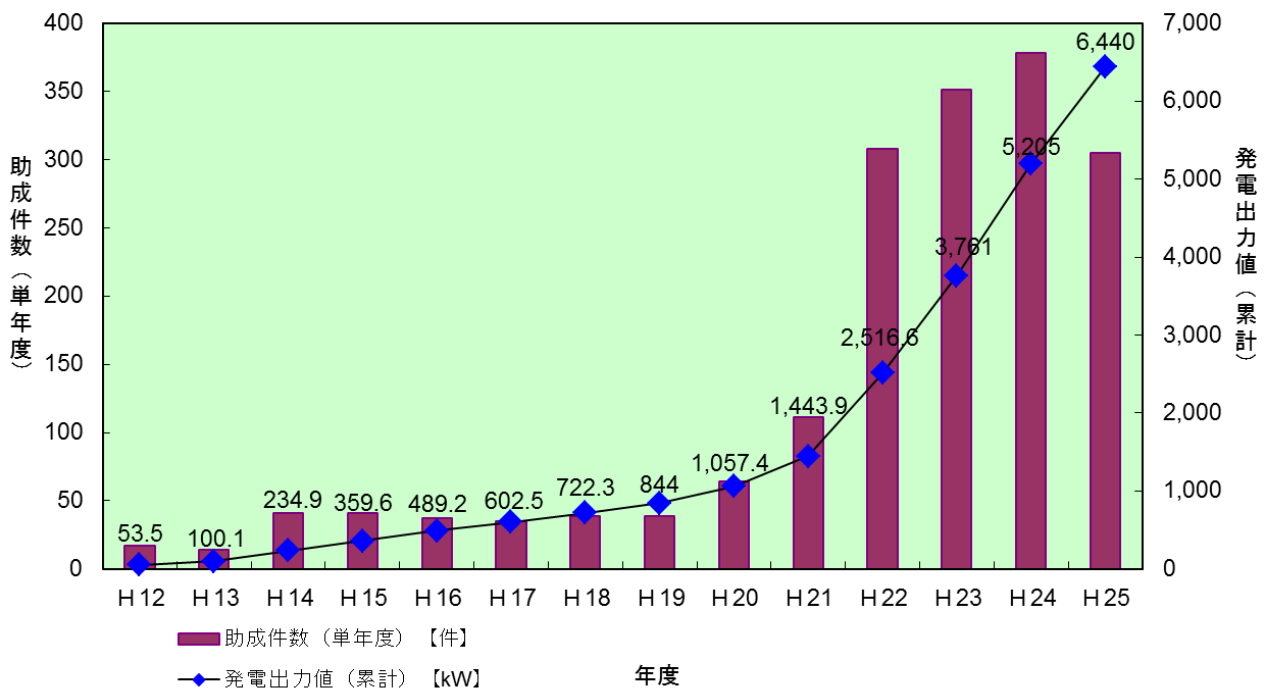
1. エコライフの啓発と推進
2. 地産地消の推進
3. エコドライブの推進
4. 3 R（スリーアール）の推進
5. 新エネルギー設備や高効率エネルギー機器の普及促進
6. 地球温暖化防止の情報共有

○住宅用太陽光発電システム設置助成事業

枯渇性資源である化石燃料の使用量削減と地球温暖化対策を推進していくため、再生可能エネルギーの有効利用の普及促進を目的に、平成 12 年度から市内の住宅用太陽光発電システム設置者を対象に補助金を交付している。補助金額は、1 万 5 千円/kW (上限 6 万円)。平成 25 年度末累計補助件数 1,780 件、発電出力 6,440kW。

◆住宅用太陽光発電システム設置助成事業の実績の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25
設置件数	111	308	351	378	305
発電出力値 (kW)	386.5	1,072.7	1,244.4	1,444.4	1,234.3



○住宅用省エネルギー設備設置助成事業

地球温暖化の防止、家庭におけるエネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化・最適化を図るため、省エネルギー設備を備えた「省エネ住宅」の普及促進を目的に、平成 25 年度から市内の住宅用省エネ設備設置者を対象に補助金を交付している。補助対象設備の種類、設備毎の補助金額及び補助件数は下表参照。

なお、平成 25 年度合計補助件数 156 件。

設備の種類	補助金額	25年度補助件数
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限10万円	95件
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限10万円	27件
エネルギー管理システム (HEMS)	上限1万円	33件
電気自動車充電設備	上限5万円	1件

○市川市地球温暖化対策実行計画

市の施設から排出される温室効果ガスの抑制措置に関する計画として、「市川市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成 11 年度（基準年度）比 6%削減を目指して取り組んでいる。

平成 24 年度の排出量は基準年度比 2.1%の増加となった。増加の主な要因は、全体への寄与率が約 6 割を占める廃プラスチック類の焼却による温室効果ガス排出量が、基準年度比で 6.6%増加したことである。

◆「市川市地球温暖化対策実行計画」取組結果（二酸化炭素換算 単位：トン-CO₂）

項目	11 年度（基準年度）	24 年度	増減率（%）
電気	15,579.5	16,863.8	8.2%
都市ガス	4,510.1	4,708.8	4.4%
LPG	249.3	115.4	-53.7%
重油	418.1	396.5	-5.2%
灯油	3,122.1	1,810.6	-42.0%
自動車燃料 （ガソリン・軽油・CNG・LPG）	1,192.3	906.2	-24.0%
廃棄物の焼却	2,301.9	1,833.2	-20.4%
廃プラスチックの焼却	42,818.4	45,629.1	6.6%
し尿処理	2,594.4	2,022.7	-22.0%
合計	72,786.2	74,286.4	2.1%

○地球温暖化対策

（公共施設への再生可能エネルギーの導入）

地球温暖化対策の推進の一環として、平成 11 年度に「市川市地域新エネルギービジョン」を策定し、翌年度より、太陽光発電システムや風力発電システムの再生可能エネルギー設備を公共施設に設置している。

特に学校においては、子ども達に地球環境問題への関心を高める等の効果もあることから、順次整備を進め、19 の小中学校への設置を既に完了している。

設置した学校では、同システムを活用し、地球温暖化の状況や省エネルギー、再生可能エネルギーの必要性等についての環境学習や環境教育を実施している。また、発電した電気は、教室の照明のほか、理科室への電源供給として活用している。

学校を除く公共施設には、平成 23 年度に北消防署に太陽光発電システムを導入するなど、9 施設にシステムを設置している。



国府台小学校の風力発電



妙典中学校の太陽光発電

(市川市環境活動推進員制度) ※旧エコライフ推進員制度

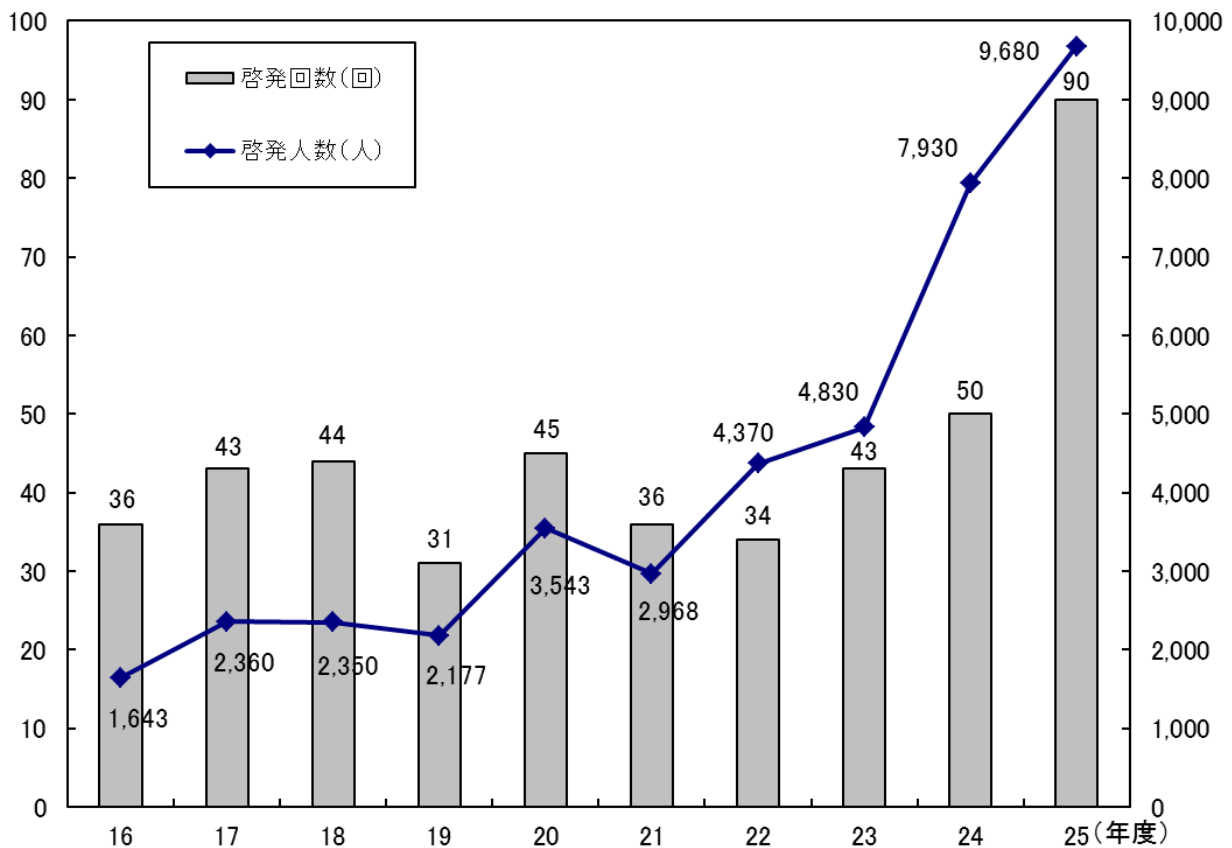
この制度は、地球温暖化対策及び生活排水対策に取り組む「エコライフ活動」を実践する市民を増やし、市川市全体としての温暖化防止(温室効果ガスの排出抑制)、生活排水による公共用水域の水質の汚濁の軽減に資する活動をつなげていくために設置されたものである。

この制度のもと、「市川市環境活動推進員」は、地球温暖化問題及び公共用水域の水質の汚濁問題に対して、少しでも多くの人に問題解決に向けた実践活動をしてもらうために、日常生活の中で一人ひとりが自然にエコライフに取り組めるようプランニングする役目を担い、人材を育成する体制を確立することを目的とし活動するものである。

その際、啓発や取り組み方法、また教材作成などを推進員と市が協働で行っている。

具体的には、現在、30名の環境活動推進員が市内の自治会や婦人会の集会、公民館講座、学校や地域のイベントなどの機会を通じ、参加者が自然にエコライフに取り組めるように、環境家計簿やエコライフハンドブックなどを使って説明し、実践を呼びかけている。

◆啓発の回数と人数



●循環型社会の構築

廃棄物行政には生活環境の保全や公衆衛生の向上という従来からの目的に加えて、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進することにより、低炭素型社会・自然共生型社会と統合的に持続可能な社会の形成を目指していくことが求められている。

本市においては、廃棄物処理法の規定に基づき、市川市一般廃棄物処理基本計画「いちかわじゅんかんプラン 21」（平成 21 年度改定）を定めて、市民・事業者・市の協働による「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けた取り組みを進めている。

○ごみ総排出量

収集量、持込量及び集団資源回収量を合計したごみの総排出量は、近年減少傾向にある。総排出量の約 7 割を占める収集量については前年度から 1.9%減少しており、持込みごみも前年度より 2.5%減少している。

また、集団資源回収量は前年度から 3.8%減少しており、資源物の収集量と合わせて、資源物の回収量が大きく減少している状況にある。

◆ごみ総排出量の推移（単位：t）

年 度		20	21	22	23	24	23→24増減比較		
処理人口		473,064	475,751	473,919	471,694	469,224	▲ 2,470	▲ 0.5%	
処理世帯		216,655	219,184	220,582	220,782	219,645	▲ 1,137	▲ 0.5%	
世帯当たり人数		2.18	2.17	2.15	2.14	2.14	—	—	
年間ごみ排出量 t/年	収集量	燃やすごみ	84,736	83,406	81,777	82,032	81,587	▲ 445	▲ 0.5%
		燃やさないごみ	4,739	4,638	4,503	4,397	3,771	▲ 626	▲ 14.2%
		大型ごみ	1,702	1,981	1,989	1,936	1,838	▲ 98	▲ 5.1%
		有害ごみ	20	26	26	25	24	▲ 1	▲ 4.0%
		資源物	20,363	20,183	19,572	19,513	18,600	▲ 913	▲ 4.7%
		小 計	111,560	110,234	107,867	107,903	105,820	▲ 2,083	▲ 1.9%
	持込量	燃やすごみ	35,816	34,348	32,980	33,505	32,613	▲ 892	▲ 2.7%
		燃やさないごみ	1,178	935	765	767	753	▲ 14	▲ 1.8%
		大型ごみ	1,050	1,155	1,146	1,269	1,290	21	1.7%
		資源物	102	32	0	0	0	0	—
		小 計	38,146	36,470	34,891	35,541	34,656	▲ 885	▲ 2.5%
	収集量+持込量	燃やすごみ	120,552	117,754	114,757	115,537	114,200	▲ 1,337	▲ 1.2%
		燃やさないごみ	5,917	5,573	5,268	5,164	4,524	▲ 640	▲ 12.4%
		大型ごみ	2,752	3,136	3,135	3,205	3,128	▲ 77	▲ 2.4%
		有害ごみ	20	26	26	25	24	▲ 1	▲ 4.0%
		資源物	20,465	20,215	19,572	19,513	18,600	▲ 913	▲ 4.7%
		合 計	149,706	146,704	142,758	143,444	140,476	▲ 2,968	▲ 2.1%
集団資源回収量		5,874	5,422	5,324	5,072	4,877	▲ 195	▲ 3.8%	
総排出量 (収集量+持込量+集団資源回収量)		155,580	152,126	148,082	148,516	145,353	▲ 3,163	▲ 2.1%	
割合	収集量	71.7%	72.5%	72.8%	72.7%	72.8%	—	—	
	持込量	24.5%	24.0%	23.6%	23.9%	23.8%	—	—	
	集団資源回収量	3.8%	3.6%	3.6%	3.4%	3.4%	—	—	

※処理人口・世帯数は、各年度の 10 月 1 日現在の値

※排出量には、旭市の災害廃棄物は含まれていない

○市民 1 人 1 日当たりの排出量

ごみ発生量の指標となる市民 1 人 1 日当たりの排出量についても年々減少傾向にあったが、平成 24 年度は、前年度と比較して 1.3%の減少となった。平成 14 年度の 12 分別収集の実施以降、減少傾向にあり、市民意識の向上によるごみ排出抑制の成果がみられる。なお、19 年度以降の大幅な減少については、景気の低迷など社会経済状況の悪化の影響も考えられる。

◆市民 1 人 1 日当たりの排出量（単位：g）

年 度	20	21	22	23	24	23→24増減比較	
収集量	646	635	624	625	618	▲ 7	▲ 1.1%
収集量+持込量	867	845	825	831	820	▲ 11	▲ 1.3%
集団資源回収量	34	31	31	29	29	▲ 0	▲ 1.3%
総排出量（収集量+持込量+集団資源回収量）	901	876	856	860	849	▲ 12	▲ 1.3%

○ごみの最終処分量

ごみの中間処理に伴い発生した焼却灰、破碎残渣の埋立量は、焼却灰の一部を資源化したことで前年度と比較して 21.0%の大幅な減となった。

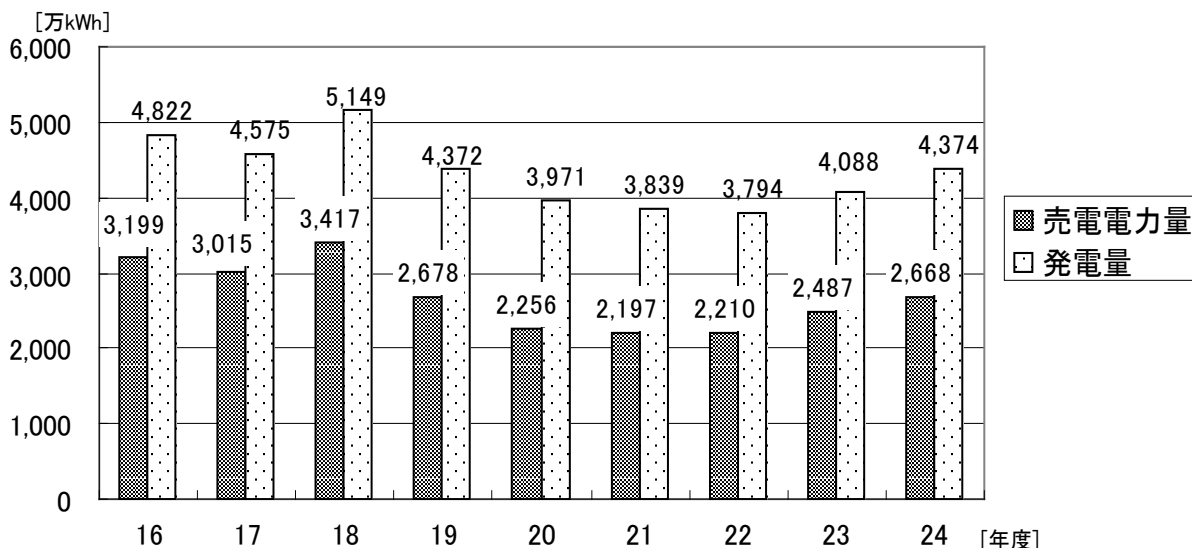
◆最終処分量の推移（単位：t）

年 度		20	21	22	23	24	23→24 増減比較	
埋立量	焼却灰	15,739	15,071	14,837	12,103	9,274	▲ 2,829	▲ 23.4%
	破碎残渣	2,028	1,913	2,037	2,168	1,993	▲ 175	▲ 8.1%
	計	17,767	16,984	16,874	14,271	11,267	▲ 3,004	▲ 21.0%
(参考)	灰転換率	12.6%	12.3%	12.1%	12.5%	12.2%	▲ 0	▲ 2.8%
	最終処分率	11.4%	11.2%	11.4%	9.6%	7.8%	▲ 0	▲ 19.3%
	反応生成物量	3,657	3,530	3,227	2,085	1,259	▲ 826	▲ 39.6%

※灰転換率は焼却量に対する焼却灰の発生割合

○熱回収・余熱利用

クリーンセンターでは、ごみ焼却によって発生する熱を回収し、クリーンセンターと余熱利用施設の冷暖房、給湯に利用しているほか、その熱を利用した発電をしている。発電により得られた電力は施設の動力源や余熱利用施設で利用し、余剰電力を売電している。



○事業系一般廃棄物対策

本市において事業者が事業系一般廃棄物を適正に処理するためには、自ら市のクリーンセンターへ搬入するか、あるいは市が許可した民間の収集運搬業者に処理を委託しなければならないが、家庭用ごみ集積所に排出するケースが散見されるため、個別訪問・文書等による指導を実施し、適正処理への移行を促している。

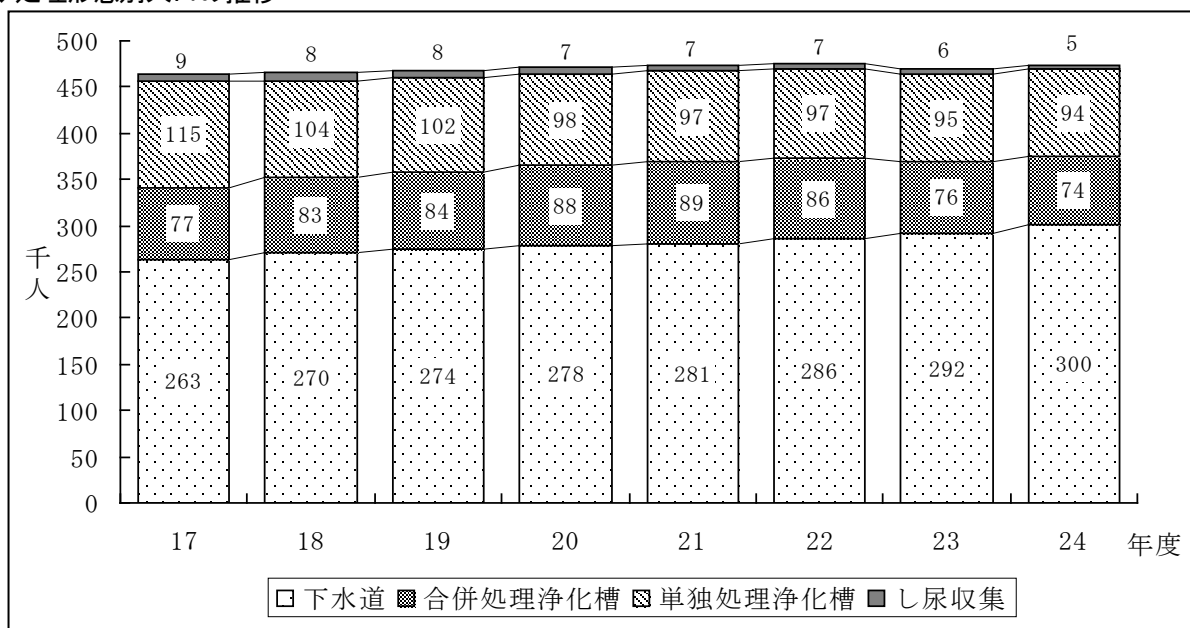
このほか、事業用途建築物の建築における事業系一般廃棄物集積場の設置・使用等に関する事前協議や事業用大規模建築物における廃棄物の減量・資源化・適正処理に関する助言・指導・立入り検査等を実施している。

○生活排水処理

生活排水処理のうち、し尿処理の方法については①下水道への接続による処理、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理の3通りに大別される。

下水道整備には膨大な経費と長い年月がかかるため、下水道未整備地域においては、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理が行われている。

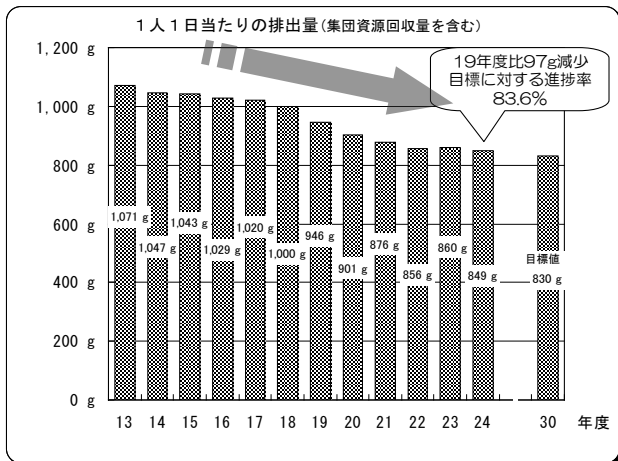
◆処理形態別人口の推移



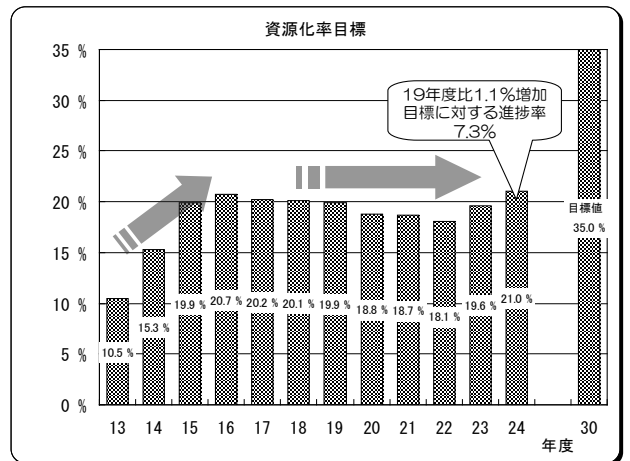
○じゅんかんプラン21の達成状況

	目標 (H30 年度)	基準年 (H19 年度)	H24 年度	推移
1人1日当たりの排出量の削減 = $\frac{(\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量})}{\text{行政人口 (各年 10月1日現在)} \times \text{年間暦日数}}$	830g/人日 以下	946g/人日	849g/人日	図1
資源化率の向上 = $\frac{(\text{年間資源収集量} + \text{年間施設資源化量})}{(\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量})}$	35%以上	19.9%	21.0%	図2
焼却処理量の削減 = $\frac{(\text{平成19年度焼却処理量} - \text{年間焼却処理量})}{\text{平成19年度焼却処理量}}$	H19年度比 20%以上削減	128,409t	7.9%減 (118,225t)	図3
最終処分量の削減 = $\frac{(\text{平成19年度最終処分量} - \text{年間最終処分量})}{\text{平成19年度最終処分量}}$	H19年度比 40%以上削減	18,511t	39.1%減 (11,267t)	図4
市民一人ひとりの家庭ごみ削減の努力目標 ごみの減量と分別で燃やすごみを一人一日150g減量 その1 排出量全体を一人一日約90g削減 その2 3分の1以上を資源物として分別排出	H19年度比 150g削減	約500g	約475g	図5
生活排水処理率 = $\frac{(\text{下水道接続人口} + \text{合併処理浄化槽人口})}{\text{行政人口 (各年度末現在)}}$	H20年度比 10%以上向上	78.0% 基準年：H20年度	79.9%	図6

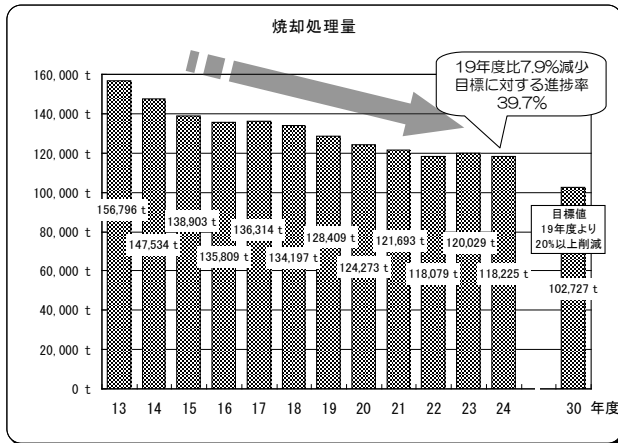
◆ 図 1



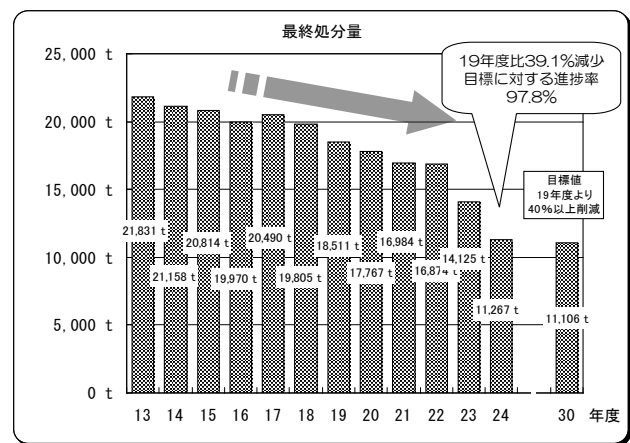
◆ 図 2



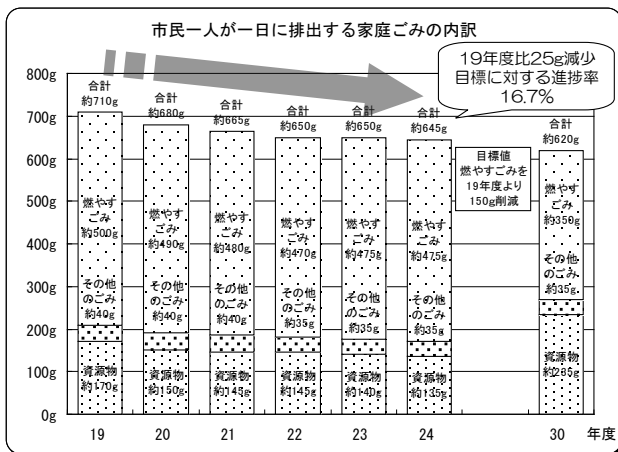
◆ 図 3



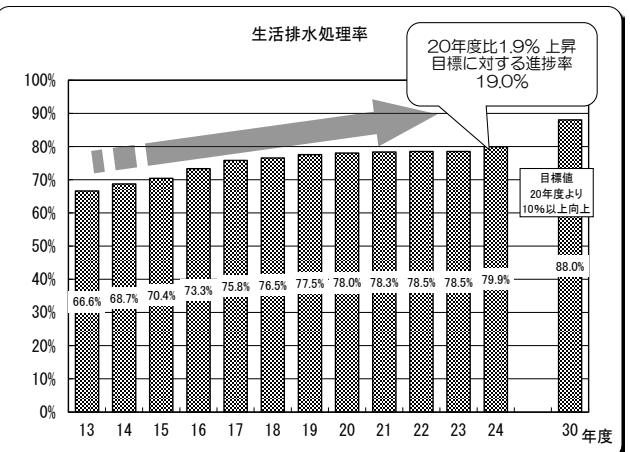
◆ 図 4



◆ 図 5

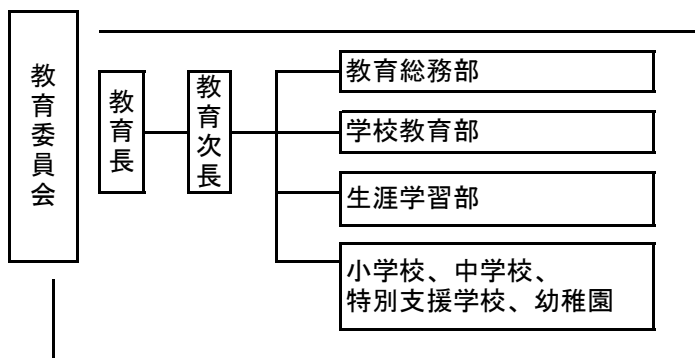
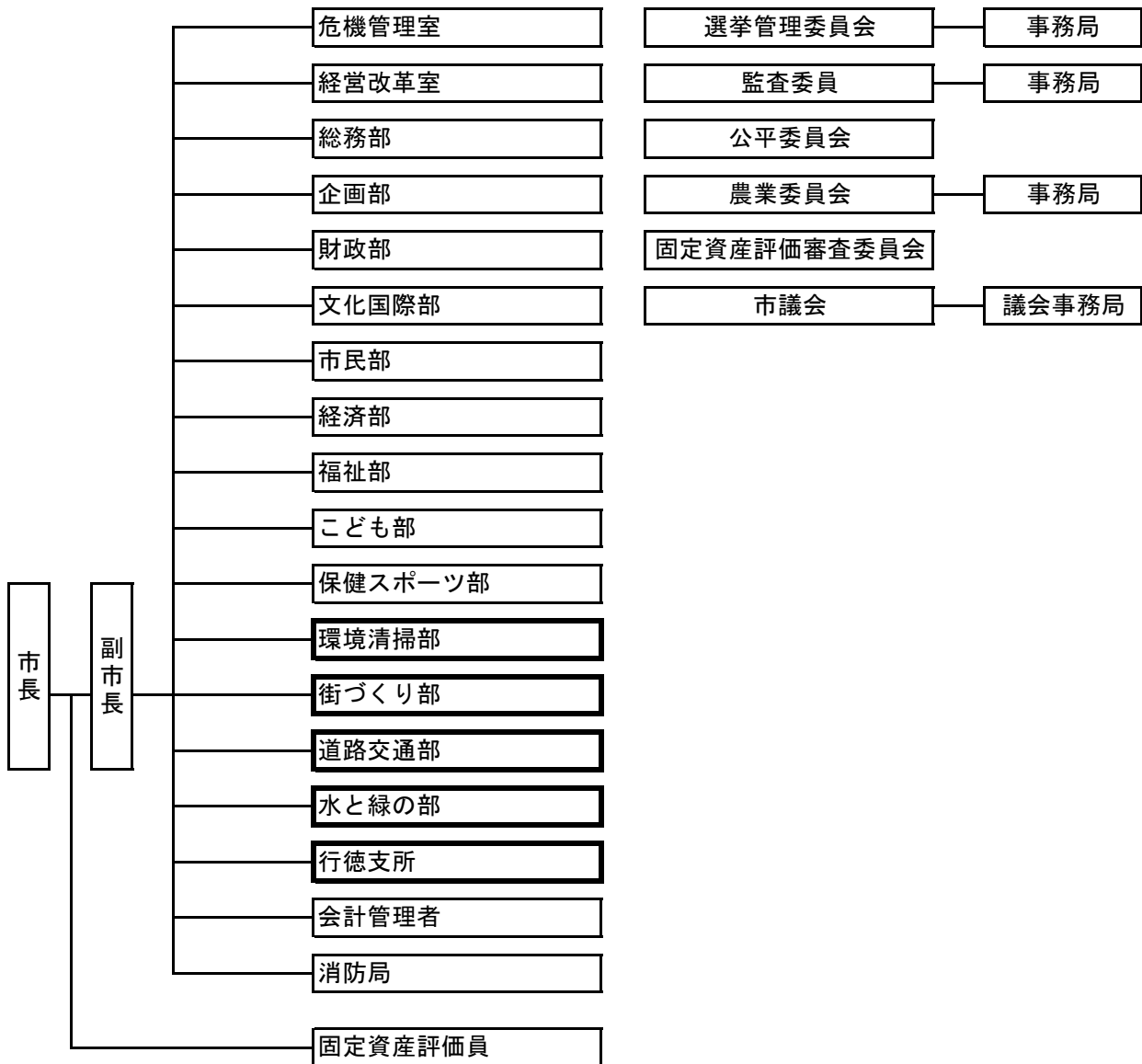


◆ 図 6



参考. 1 組織

● 市川市の組織



● 都市基盤関連部の組織図

(平成26年4月1日現在)



街づくり部(7課)	120人
道路交通部(5課)	103人
水と緑の部(4課1園)	135人
行徳支所(2課、支所長・次長含む)	20人
環境清掃部(4課1センター)	190人
都市基盤関連部 合計	568人

※行徳支所については、都市基盤関連課である臨海整備課と地域整備課を掲載

市川市定数条例上の職員数 3,220人

参考. 2 基本計画

第2次基本計画(平成23年度～平成32年度)

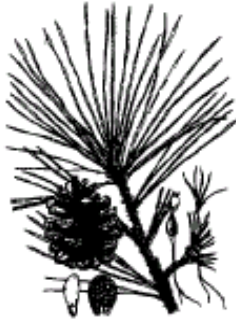
基本目標	基本構想	大分類	中分類
真の豊かさを感じるまち	1. 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくりたい。	(1)保健・医療	1.地域における医療環境の充実 2.健康づくりの推進 3.公衆衛生の推進
		(2)子育て	1.子どもの権利保障と配慮を要する子どもの支援 2.地域における子育て支援
		(3)地域福祉	1.支え合い社会への意識変革 2.地域への参加と交流の体制づくり 3.地域の安心と信頼の向上
		(4)障害者福祉	1.社会参加の促進 2.生活支援の充実 3.医療・リハビリテーションの支援 4.地域の理解・支援の促進
		(5)高齢者福祉	1.介護予防と生きがいづくりの充実 2.介護サービス及び生活支援サービスの充実
		(6)社会保障・住まい	1.安心して暮らせる社会保障の充実 2.住まいの安心・安全への支援
		(7)スポーツ	1.スポーツ環境の充実
	2. 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます	(1)子どもの教育	1.子どもの育成(子どもの姿) 2.家庭・学校・地域の連携(家庭・学校・地域の姿) 3.教育環境の整備・充実(市川の教育の姿)
	3. 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくりたい	(1)生涯学習	1.生涯を通して学び続けられる学習環境の実現
	4. 誰もが安心して働くことができる環境をつくりたい	(1)雇用・労働	1.就労の支援 2.労働環境の向上
		(2)消費生活	1.自立して、考え、行動する消費者の育成 2.消費者被害の救済
	5. 人権を尊重し、世界平和に貢献します	(1)人権・男女共同参画	1.人権尊重社会の実現 2.男女共同参画社会の実現
(2)平和		1.平和意識の高揚 2.国際平和のための活動の促進と支援	
彩り豊かな文化と芸術を育むまち	1. 芸術・文化を身近に感じるまちをつくりたい	(1)芸術・文化	1.豊かな心を育む文化活動の支援
	2. 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします	(1)文化的資産	1.地域を彩る文化的資産の保全・活用
	3. 暮らしの中で「まちの文化」を育みます	(1)文化の創造	1.新たな「まちの文化」の構築 2.新たな文化的資源の創出と情報発信 3.多文化共生のまちづくり

基本目標	基本構想	大分類	中分類
安全で快適な魅力あるまち	1. 安全で安心して暮らせるまちをつくり ます	(1)危機管理・消防	1.危機管理体制の強化 2.消防力の強化
		(2)治水	1.水害のないまち 2.水害に対する意識の啓発
		(3)防犯	1.防犯まちづくりの推進
		(4)交通安全	1.道路の安全性の向上 2.適切な自動車交通の誘導 3.交通安全に関する意識啓発
	2. 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます	(1)ユニバーサルデザイン	1.まちのユニバーサルデザイン化 2.公益施設のユニバーサルデザイン化
		(2)道路・交通	1.環境負荷を低減し都市機能を向上させる道路交通 2.鉄道断面、渡河部における交通混雑の解消 3.快適な歩行者自転車空間づくり 4.公共交通の充実 5.道路の管理
		(3)下水道	1.水環境の良好な保全と整備
		(4)住宅・住環境	1.健康で安全・安心して暮らせる住まいとまちづくりの実現 2.良好な住まいと地域に根ざしたまちづくりの実現
		(5)公共施設	1.公共施設等の有効的、効率的な活用
	3. 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります	(1)土地利用	1.都心に近い住宅都市として魅力ある市街地の形成 2.都市経営の観点から効率的で適切な土地利用の誘導 3.地域ごとの特性を活かした持続可能な地域づくり
		(2)景観	1.「水と緑」・「歴史と文化」を生かした景観の形成 2.まちの個性に彩られた表情豊かな景観の形成
	4. 産業を振興し、活力あるまちをつくり ます	(1)商工業	1.商工業の活性化 2.適正な計量の推進 3.食品流通の円滑化
		(2)都市農業	1.環境に配慮した農業の推進 2.活力に満ちた農業の推進 3.市民に親しまれる農業の推進
		(3)水産業	1.持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備 2.市民と共存する都市型水産業の振興

基本目標	基本構想	大分類	中分類	
人と自然が共生するまち	1. 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります	(1)自然環境	1.生物多様性の確保 2.自然とふれあえる機会づくり	
		(2)公園・緑地	1.地域の緑の保全と活用 2.魅力ある公園の提供 3.花と緑が豊かなまちづくり 4.水と緑のネットワークの形成	
		(3)河川・水辺	1.水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全 2.親しみのある水辺空間の創造	
	2. 環境への負荷の少ないまちをつくります	(1)地球環境	1.地球環境問題への理解と意識の醸成 2.地球温暖化への対応	
		(2)生活環境	1.身近な環境の保全 2.市民の健康と安全で清潔な生活環境の保持	
	3. 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります	(1)資源循環型社会	1.3Rの推進 2.廃棄物の適正処理の推進	
	市民と行政がともに築くまち	1. 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります	(1)協働・市民参加	1.協働によるまちづくりの推進 2.市民参加の推進
			(2)情報の発信及び提供	1.市民と行政の情報の共有化 2.公文書の正確、迅速な取り扱い 3.情報公開の一層の推進
		2. まちづくりのための新しいコミュニティをつくります	(1)地域コミュニティ・市民活動	1.地域コミュニティの活性化 2.市民活動の活性化と公共サービスの担い手の創生
3. 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します		(1)政策展開	1.情報の収集と整備 2.法務能力の向上 3.施策の評価と反映	
		(2)行政体制	1.適正な人事管理 2.定員の適正化 3.民間活力の活用 4.公正性、効率性の確保	
		(3)窓口・相談機能	1.市民相談機能の充実 2.窓口サービスの充実	
		(4)財政運営	1.財政健全化の推進 2.自主財源の充実・確保	
		(5)広域行政	1.広域行政の推進	
4. 情報通信技術を市民生活の向上に活かします		(1)情報化	1.電子行政サービスの刷新と拡充 2.ICTを活かした行政事務の効率化の推進 3.情報システムの安全性の強化	

市川市の木・花・鳥・昆虫

市の木／クロマツ
(昭和45.12.3指定)



市民の花／バラ
(昭和50.7.21決定)



市民の鳥／ウグイス
(昭和51.10.21決定)



市民の昆虫／スズムシ
(昭和51.10.21決定)



(データに関する主な引用先)

- 1 市川市統計年鑑
- 2 市政概要
- 3 市政ガイドブック
- 4 I & Iプラン21

データにみる市川市の都市基盤(概要)2014
平成26年7月発行

編集／発行
市川市街づくり部 都市計画課

市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111 (代)
FAX 047-336-8024

<http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>
